

經 営	9 4
營農林	1 7

広 島 県 の 農 家 林 業

(Ⅲ)

昭 和 3 6 年 3 月

農 林 省 林 業 試 験 場 經 営 部

正誤表

頁	行	誤	正
40	下2	429.2	421.7
40	※3表	429.2	421.7
	下1	465.4	429.0
40	※3表	年度1~25年の諸項目を除去する	
41	※4表	右半分を除去する	
41	下6	283.7	93.0
41	下9	474.6	403.0
		749.1	522.0
41	下10	465.4	429.0

まえがき

本報告書は林業試験場が林野庁との委任協定によって実施している「林業生産の地域構造」に関する研究のうち、広島県における農家林業の調査結果を収録したものである。またこの研究は農林水産技術会議の主要研究課題である「農家林業に関する研究」にも関連研究として関係しているため、課題設定や研究方法についてはこの研究と共通する部分が多い。

本報告書は印刷製本の関係から三部に分冊されているが、内容構成は大きく二部に分割出来る。第一部(第一分冊に収録)では、本研究の課題と方法ならびに広島県における農家林業問題の所在を明らかにするレポートをはじめとして、県全体又は数箇の調査地域の結果を比較検討する如き、総括的報告を収録している。これに対して第二部(第二、第三分冊)では、吾々が行った7つの調査地の調査報告がそれぞれ調査地ごとに収録されている。そのうち、第一分冊においては県の中北部の広葉樹又はスギとノキの用材林農家の可能地帯。第三分冊ではアカマツ林卓越地帯を主として取扱った報告をまとめている。

農家林業の実態を明らかにする課題は、研究者の問題意識と、対象の地域性によって統一することの困難なほど多様化するであろう。

吾々も多くの調査員を動員して共同調査や共同研究を開始したが予想通りまとまりのつかない報告書となってしまった。尤もこれには当初から研究の統一化をねらうよりは、個別化によって研究の自由を持たせることをとくに意識していたせいもあるが。したがってそのために、故意に一貫した部や章を編成することによって統一を計らず、それぞれのレポートを独立のものに取扱った「論文集」形式にした。また単なる実態調査に終始することのないように、調査地別の報告においても、出来るだけ問題点の解明に意を注いだつもりである。しかし研究的にも実面的にも若い吾々の研究グループでは、未熟な成果しかあげられなかったのは、このレポートの内容が示している通りである。今後の温い御叱正を切望する。

終りにこの研究の推進に力つた御指導と御援助を賜った林野庁
研究普及課長はじめ課員各位、広島県林務部長はじめ部員各位、
又地元の手厚い御礼申上げる。

尚文責を明らかにする上で、論文別の執筆者を記述しておく。

○ ま え が き	飯野伸二 (林業試験場経営部)
○ 解題と広島県における研究課題ならびに研究方法	飯野伸二 ()
○ 農家による造林事業の動向	飯野伸二 ()
○ 農家林業の地域性	久田喜二 (林業試験場経営部)
○ 農家の造林投資に関する一試論	熊崎 英 (林業試験場経営部)
○ 山村農家と林業	熊崎 英 ()
○ 農家における青林業展開の諸型	住田正人 (鹿児島県林務部)
○ 中国背梁山間地における農家林業の実態 (I)	飯井 亨 (林業試験場九州支場)
○ 中国背梁山間地における農家林業の実態 (II)	鈴木建敬 (林業試験場関西支場)
○ 佐伯町における農家林業の実態と林業生産計画に関する事例的考察	早坂 巖 (広島県林務部)
○ 稻作農業地帯における農家林業の現状と問題点	小菅 久 (林業試験場経営部)
アカマツ林施策の経営経済的意義	佐藤 泉 (福島県農地林務部)
近郊農村における農家林の現状と問題点	飯野伸二 (林業試験場経営部)
蘭草生産地域における農家林業	吉沢四郎 (林業試験場経営部)

目 次

第 一 巻

解題と研究対象の予備的把握並びに研究方法	1
農家による造林事業の動向	147
農家林業の地域性	197
農家の造林投資に関する一試論	267

第 二 巻

山村農家と林業 (山県郡加計町)	1
農家における青林業展開の諸型 (神石郡神石町)	95
中国背梁山間地における農家林業の実態 (I) (双三郡布野村)	139
中国背梁山間地における農家林業の実態 (II) (比婆郡比和町)	199
佐伯町花上部路における農家林業の実態と林業の生産計画 に関する事例的考察 (佐伯町花上部路)	251

第 三 巻

稲作農業地帯における農家林業の現状と問題点 (高田郡吉田町)	1
アカマツ林施策の経営経済的意義 (世羅郡世羅町)	47
近郊農村における農家林の現状と問題点 (瀬野川町勝部路)	125
蘭草生産地域における農家林業 (西岡郡沼間町)	155

稲作農業地帯における
農家林業の現状と問題点

高田郡吉田町(中部盆地地帯)

目 次

はじめに	4
1 町の概要	5
a) 自然的条件	5
b) 社会、経済的条件	6
c) 農林業生産の現状	8
2 部落の概要と農林業生産の現状	12
a) 概 要	12
b) 農業生産の現状	14
b-1) 経営耕地、施設地	14
b-2) 家族構成	15
b-3) 家畜の構成	15
b-4) 生産手続	17
b-5) 経営労働	19
b-6) 農産物の商品化	21
c) 林業生産の現状	23
c-1) 経営林野とその利用構成	23
c-2) 購入動機別の林野移動	26
c-3) 林野生産物（自家燃材、飼・肥料の自給、 主要原木の販売）	28
3 林野の林業的利用と農業的利用の競合	32
○ 林野の地位生産とその要因	33
○ 林業的利用と農業的利用との経済性に因する劣果	39
（要 約）	44

稲作農業地帯における農家林業の現状と問題点

高田郡吉田町(中郡盆地地域)

はじめに

広島県下の農家林業実態調査は農業地域区分にしたがってそれぞれカ町村を選定した。その中で吉田町を対象としたのがこのレポートである。この調査地は県の中北部に位置し、農業経営は自然的条件にかなり恵まれ、水田卓越地域として県の穀倉地帯の一部を形成している。かかる稲作農業地域における農家林業の実態調査の課題は、農業経営との関連において農家林業の存在型態を主にその経営構造の側面から把握し、もって地域の農家有林経営の発展方向を明らかにしようとする、というところにある。ところで、ここにいる発展とは具体的に何を意味しているのか。それには種々の見方があると思われるが、ここでは林野の農業的利用から林業的利用への移行を意図していると考え。そういう意味で執筆したこのささやかなレポートは最初に町の概要、次に調査部落の概要と農林業生産の現状、最後に林野の林業的利用と農業的利用との競合とに大別できる。この考察が個別経営の分析にまで進みえなかったために前述した課題に幾分なりともアプローテできたかどうか甚だ不信の念を抱かざるをえない。

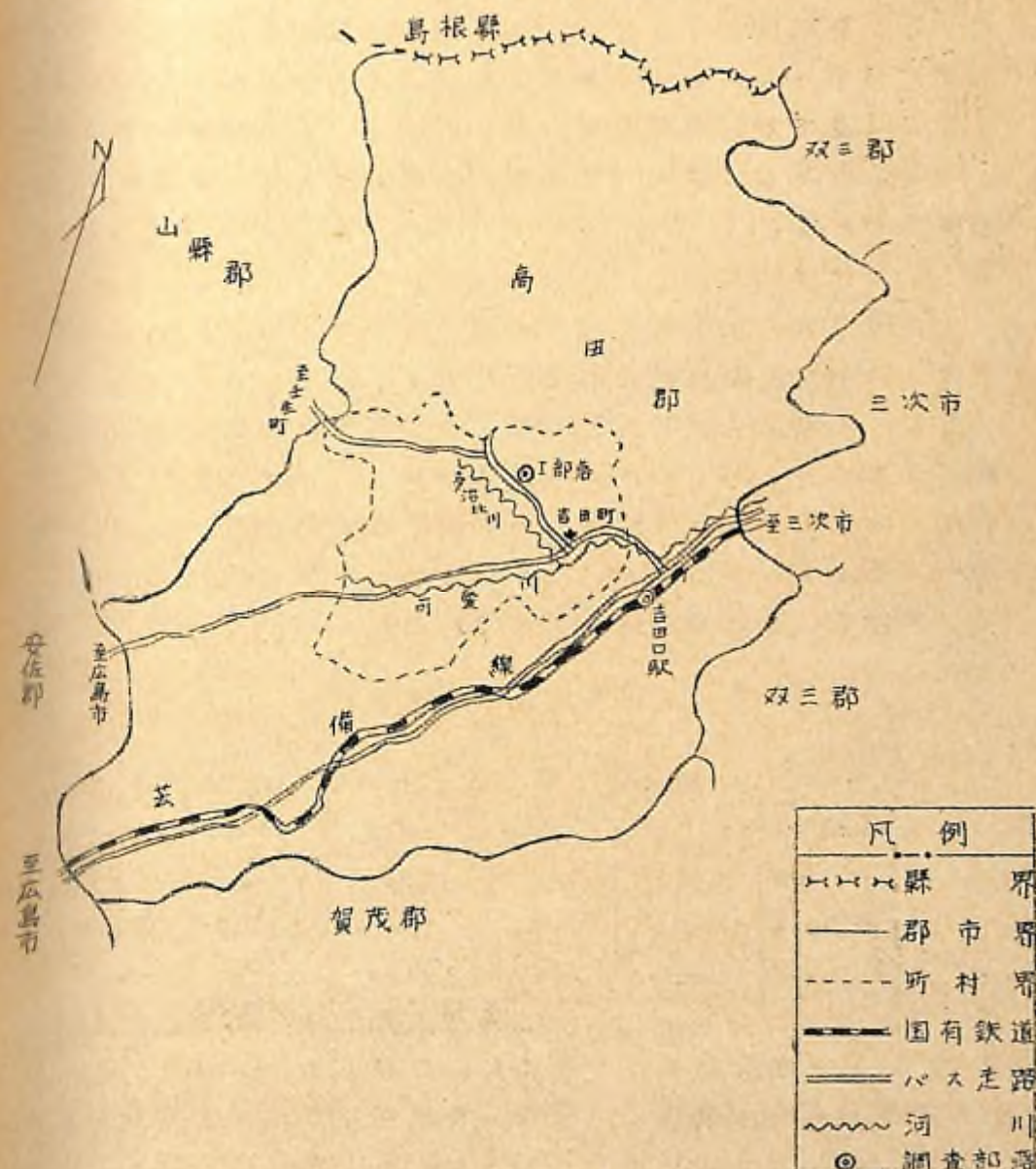
なお、この調査にあたり種々御配慮を賜った吉田町林務出張所はじめ町役場の関係各位ならびに農家の方々に心からお礼申上げる。

1 町の概要

a) 自然的条件

広島市から約1時間40分、芸備線吉田口駅から2,30分ほどバスに乗車すると吉田町に到着する。この町の総面積は83.90km²で縣

オノノ図 町と部落の位置



の中部、広島市の北東45km、高田郡の中西端に位置している。(オ1-1図参照) 地勢は東西に幅や、狭く南北に長く、標高6、700m程度の山系が東西方向に走っている。主要な河川である可愛川は町の西南端に源を発し東部中央を貫流して甲田町の江川に合流している。可愛川の灌漑水に果す役割は大きい。地質は主に花崗岩と石英斑岩とを基岩とした砂壤土で西部(津々羅山付近)をのぞけば表土は一般に浅く地味は良好とはいえない。気候は簡単に気象にふれると、まず気温は1月が2.6度、2月26.4度、平均12.6度であり寒冷地帯に属している。年平均降水量は大体1700mmである。年間、特に冬と早春には濃霧の発生が多いのが特徴でもある。

b) 社会経済的条件

この町は有名な毛利元就公の城下町として古くから生成発展し、社会経済的にも郡の中心的役割を果たしてきている。

まず、主要な交通関係を一瞥すると本町は二級国道広島—松江線の要路に当るが、他方、鉄道は南方4kmの地点を芸備線が走り、それとの連絡は吉田口駅からバスが発着している。また、近年、バスの発達がめざましく、この街を中心にバス網が四辺にはりめぐらされているので交通は至便である。

オ1-1表 世帯数と人口の趨勢

年次	世帯数と人口				
	世帯数	男	女	計	指数
昭和10年	2530戸	5122	5798	10920	100.0%
22年	3128	7001	7573	14574	133.5
25年	3090	7092	7347	14439	132.2
30年	3039	6782	7209	13991	128.1

資料：新町建設基礎調査書

次に、人口を世帯数との関連においてみるとオ1-1表に示したように逐年両者とも漸増し、昭和30年になって始めて減少を示現している。30年現在の土地平方km当りの人口密度は166.8人である。

30年現在の農家総数は205戸を数え、総戸数3,039戸に対する農家戸数比率は67.5%である。また、農家総人口は9803人に達し2農家当り4.8人の家族構成である。

ところで、農家を

オ1-2表 専・兼業別農家数(昭和33)

	専業	兼業			計
		オ1種	オ2種	小計	
農家	990	697	374	1071	2051
百分率	47.8	34.0	18.2	52.2	100.0

の47.8%、残り52.2%

が兼業農家である。さらに兼業農家のうちオ1種は34.0%、オ2種は18.2%であるが、兼業農家1071戸の約65%がオ1種兼業である。これから知られるように兼業農家は全体の過半を占めているが、これは町内で比較的容易に雇用機会の得られるようなより高次の産業部門、特にオ三次産業が存している所以と思われる。

さらに、農家を経営耕地の側面から一瞥すると3反以下の農家は全体の20.6%に当る424戸で比較的すくなく、3.0~10.0反の農家は1,077戸で62.3%を占め農家の過半をこの層で占めているが、10.0反以上の大規模層に属する農家は350戸で17.1%に当り最もすくない。

オ1-3表 土地利用状況

利用種別	小田			畑				山林
	一毛作	二毛作	計	普通畑	樹園地	焼畑	雑草地	
面積	538	655	1,193	116	4	8	128	6203
百分率	7.0	8.5	15.5	1.5	0.1	0.1	1.7	80.5

利用種別	その他					合計
	空地	採草地	放牧地	水路	池	
面積	68	101	2	7	178	7702
百分率	0.9	1.3	-	0.1	2.3	100.0

資料：高田郡町村要覧(オ31回、1959年)

最後に、土地総面積2702町がどのように利用されているかを一瞥するとオ1-3表に示したように水田が全体の15.5%、畑17.7%、

山林 80.5%, その他 19.5% である。耕地総面積は 1,321 町。これの 1 農家当り面積は 0.64 町 (水田 0.58, 畑 0.06 町) でこれを郡平均の 0.60 町に対比すると僅かに高まっている。また、ここには示さなかったが水田率 (水田面積/耕地面積) を算定すると 90.3% の高さとなる。結局、高い林野率と水田率が土地利用上の特徴の 1 つであろう。

C) 農林業生産の現状

この現状を把握する前に主要産業、特にオノ次、二次産業がいかなる発展を行い、今日いかなる構成を示現しているかを生産額の側面から一瞥する。まず、大正 7 年のオノ次産業生産額の総生産額に占める割合は 96.5%, 従ってオノ次産業のそれは 96.5% である。而るに、昭和 5、15 年には前者は 17.5% 減の 79% に、また、33 年にはさらに 10% 減の 69% にそれぞれ低減したのに対し、後者はその減少分だけそれぞれ増加した訳である。結局、経済社会の発展にともない生産額はより高次の産業に於て増大してきたことが明白である。とはいえこの町の主要産業は依然としてオノ次産業、特に農林業であるという事実には変りないのである。

そこで、農林業生産の現況を一瞥しよう。

農業生産: 農業生産の現状を生産部門別にやはり生産額の局面から窺うとオノ-4 表に示したようになる。

すなわち、総生産額は

473,992 千円で、この

うち耕種が 81.4%, 畜産 15.5% で養蚕は非常に少額である (林業は 3.1%)。

さらに、各生産部門の構成内容をみると、まず、耕種は総生産額 385,664 千円、この 85.1% が水稻、

12.2% が裸麦、0.6% が甘藷、1.1% が馬鈴薯、残り 10% が菜種である。結局、水稻、裸麦等が主要作物と思われる。

オノ-4 表 生産部門別生産額 (昭和 33) (千円)

部門別	生産額	百分率
耕 種	385,664	81.4
養 蚕	237	-
畜 産	73,227	15.5
林 業	14,864	3.1
計	473,992	100.0

資料: 役場調べ

養蚕、畜産両部門の内容は不明だが、後者に肉し参考までに昭和 33 年の主な家畜飼養頭数を上げると乳牛 165 頭、役肉牛 1359 頭、馬 83 頭、緬羊 115 頭、山羊 372 頭、豚 76 頭、鶏 2,8910 羽である。ついでに林業の生産額 14,864 千円の内訳を窺うとその 56.1% が素枝、24.4% がマキ、12.4% がマツダケ、残りの 7.1% が竹である。

資本装備: 資料の肉味上、昭和 27 年と 33 年の 2 時点を抱え主要農機具の導入動向とその現状を一瞥する。年次別、機種別所有状況を示すとオノ-5 表の如くであるが、これから明らかにように

オノ-5 表 農機具所有状況

機種 年次	電動機	ディーゼル エンジン	ガソリン灯 軽油エンジン	農用小型 トラクター	動 力					農用オート 三輪車
					噴霧機	撒粉機	脱穀機	穀刈機	カッター	
昭 27	688	-	?	?	4	-	912	214	-	-
昭 33	628	106	418	45	36	37	1098	269	237	4

資料: 昭 27 年は郡町村要覧
昭 33 年は新町建設基礎調査書

導入機種の顕著なものはガソリン灯軽油エンジン、動力カッター、ディーゼルエンジン、農用小型トラクター、撒粉機等である。過去 5 カ年間にこのようなかなりの変化が窺える。また動力耕うん機は 45 台を数え、このうち 37 台が自家用、6 台が共有型態をとっている。33 年現在で所有台数の最大は動力脱穀機 (1098 台) であるがそれでも総農家の約 50% が所有しているにすぎない。各種農機が導入されてきてはいるが農業の機械化はまだ遅れているように思われる。

林業生産: 最初に林野の構成を、次に所有型態別面積、さらに山林所有状況と公有林の実態とを簡単にふれよう。

(林野構成) 林野総面積については既にふれたように 6203 町であるが、この構成はオノ-6 表に示したように総面積の 90.3% が樹林地で残り 9.7% が竹林、伐跡地、原野等である。さらに樹林地をみるとその 77.8% が天然林、残り 22.2% が人工林である。

オ1-6表 林野の構成

	林 野							
	樹 林				地 野			
	針葉樹 人工林	針葉樹 天然林	広葉樹 人工林	広葉樹 天然林	針広混合林 人工林	針広混合林 天然林	小 計 人工林	小 計 天然林
面積	457	4616	3	113	-	412	460	5141
百分率	7.4	74.5	-	1.8	-	6.6	7.4	82.9

	林 野				
	林 野	代 理 地	小 計	他 野	合 計
面積	8	553	6162	41	6203
百分率	0.1	8.9	9.0	0.7	100.0

単位:町 資料: 広島農林水産統計年報
(昭33年版)

高い面積比率を占める天然林の大部分は針葉樹、他は針広混合林か広葉樹林かである。同様に人工林も大部分が針葉樹である。以上の説明から窺われるように樹林地のほとんどが典型的な天然生林、特にアカマツのそれであって人工植栽は極めて少ない。

(林野所有) 林野を所有型態別にみるとオ1-7表に示したように国有林は全体の5.1%、

公有林(町有、財産区)11.9%

私有林83.0%である。結局、

私有林が林野面積の過半を占

めている。なお、国有林の約

50%が調査部落付近に位置

しているがこれと部落との特

別な利害関係はないようである。

さらに、私有林の所有状況を規模別にみるとオ1-8表に示したように山林所有者(戸)総数は1747人(戸)、これを階層別にみると所有農家の最も多く集中しているのは10.0~50.0反、次は5.0~10.0反、3.0反以下、3.0~5.0反等の順となっている。総体としての所有農家率は85.2%である。

オ1-8表 所有規模別所有者(戸)数と面積

(反)

規 模	~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10.0~50.0	50.0~100.0	100.0~300.0	300.0~500.0	500.0~	計
所有者数	205	146	284	988	103	19	1	1	1747
面 積	502.3	645.3	2332.1	28100.2	8622.6	4266.3	444.5	910.0	45483.0

(公有林の実態) 公有林野総面積は741町で、このうち吉田町有林は6.7%に当る約49町、吉田、中房(可愛村)両財産区が48.4%で約359町、丹比財産区が44.9%に相当する約333町を所有管理している。而るに、ここでは調査部落に直接的関係のある丹比財産区のみに関連する。

丹比財産区は丹比村(町村合併28.4.1以前の呼称)内に位置し、約10団地に分散している。この財産区に関する沿革、経営管理組織等は他町村の場合と大体同じように思われるので省略し、主にその利用現況にふれる。総面積は333.27町、このうち直営林野は190.94町(57%)、貸付林野は142.33町(43%)である。まず、直営林野の31%、すなわち、約60町歩が分収歩合4分(村)6分(YバルブKK)、契約期間40カ年の条件で分収造林されている。その植栽本数は町歩当り5,500本でかなり密植の傾向が窺われる。参考までに分収契約成立(昭33)前の林相別面積を見ると人工林は25.66町、天然林は165.28町であった。直営林野からの林産物販売収入は公共施設の新、改築費等の公共的使途に向けられる。

次に貸付林野の利用概況を一瞥する。この貸付林野は数部落に貸付けられている訳だが、ここでは調査部落農家のそれにふれる。総面積は18.85町、1農家当り面積は平均5反程度で、この貸付目的は「採草」である。そのために立木は「反当20本以下」に制限され、従って採草地にはアカマツが点在する程度で、それも昭和24.5年頃の伐倒の高騰によりその大部分を売却したので残存木の多くは小径木である。さて、この貸付地からの採草量は反

オ1-7表 所有型態別面積

	林 野 (町)			
	国 有	公 有	私 有	計
面積	315	741	5147	6203
百分率	5.1	11.9	83.0	100.0

資料: 広島農林水産統計年報
(昭33)

当約 1,500 米であるが、貸付地の多くが農家から、4,000 m の遠距離にあるので利用度も漸減傾向にあるといわれる。その場合、農家は一般に遠近 2 つの田地を借り受けているので近距離のものを比較的集約に利用している。そして所有規模の零細層ほどその利用度は高まる傾向にあるが、比較的大所有者層では立地的に余程思まれないと利用権こそ獲得しているが活用への道にはやや遠いといわれる。

2 部落の概要と農林業生産の現状

前節の説明から知られるように町の主要産業は農業である。同様に部落においてもその例外ではありえず、稲作農業が最も主要な産業で、これに畜産が結合された。いわゆる稲作有畜農業型態で構成されていて他にみるべき産業はない。かかる生産構造に立脚する農家有林は農業生産力を維持する経営要素であるとともに他面、消費経済部門の欲求を充足するというように農家経済と密接不離の関係にあり、かつ農家有林の多くは農業の局面から規制されていると思われる。

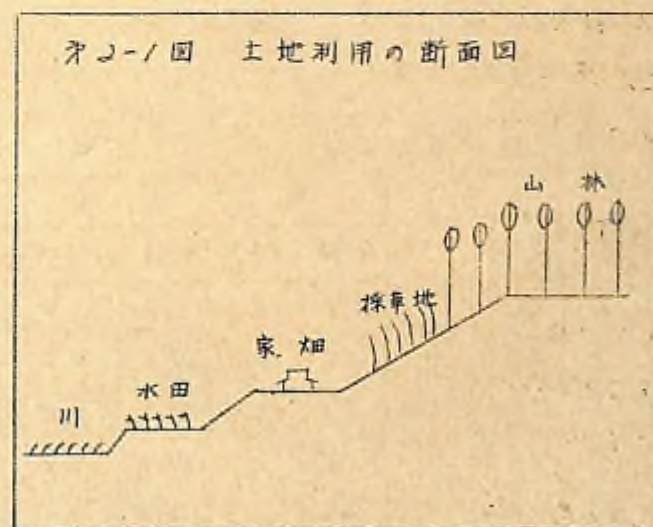
かかる現点から農林業生産の存在型態を把握する場合の階層区分には種々の方法があると思われる。既述のように部落は盆地稲作農業地帯であるという事実からその特性を指向しかつ農家の現状を充分反映しうるような性格のものが望ましいと考える。とすればそのような意図を少しでも多く含んだ独立変数的な指標は何か。林野経営面積の大きさは林野を利用して行われる農家の経済活動と必ずしも比例的な関係をもっていないと思われる。それよりもこの地域のように生産構造が米作に著しく偏重しているところでは経営耕地面積の大小が農業所得の大小にはほぼ正比例するとみて大過ないと思える。そこでこの所得を主な指標にしようとしたがデータの制約のため不可能となり、結局、農業純収入をもって代行することにした。この収入の多くは販米（約 74.5%）と畜産（約 25.5%）とから形成されている。ただ、自給米部分の評

価と農業収入の推定は困難視されたので省略した。

かくして算定した純収入を基準に次のような階層区分を行った。すなわち、純収入 2 万円以下の農家群を A 層、2~10 万円のそれを B 層、10~20 万円のそれを C 層、20 万円以上のそれを D 層とした。なお各階層内は経営林野面積を農家序列の副次的指標にした。かかる階層区分にしたがって農林業生産の実態を各々の主要な指標について分析を試みよう。

d) 概要

吉田街から全生行きのバスでほぼ多治比川沿いに西方へ約 20 分も乗車すると調査地 I 部落に到着する。部落は標高約 500 m 以下の山系を背景としてその緩慢な斜面に形成され、その総面積は約 226 町（2.2 km²）で吉田町の中北部に位置している。部落内を流走している多治比川はそれほど大きくないが耕地、特に水田への灌溉に大きな役割を果たしている。また、その流域一帯は礫が混入していて耕地の大部分は秋落田に属している。気候は大方、寒冷地帯に属し、年間気温や降雨量は町の平均値とほとんど変わらない。すなわち、気温は 1 月が 2.5 度、2 月 2.6 度、降雨量は 1,600 mm である。



部落の西端を県道が縦走しているので交通は至便であり、農林産物の商品化や日常用品の購入等も大部分がこれを通じて行われる。

昭和 34 年現在の総戸数は 53 戸、人口は 223 人であり、また

農家は総戸数の85%に当たる45戸。農家人口は203人をそれぞれ数えている。統計資料が不備のため総戸数の年次別変動は明らかでないが、過去10年間の変動幅は47～56戸位であるといわれ余り激しく動いていない。而し、その動きの最も大きかったのは昭和20年前後であるといわれる。

b) 農業生産の現状

b-1) 経営耕地、施設地

地内総面積は226.22町で、この構成内容を見ると総面積の14%に相当する31.64町が経営耕地、0.8%にあたる18.3反が宅地、海池等の施設地、残り93.2%に当たる192.78町が林野面積となっている。ここではやや詳しく経営耕地、施設地に関する。

まず、経営耕地は31.65町で、このうち水田は30.20町、畑1.40町で、水田率は95.5%と非常に高い。コモ作田率は31.5%でその作目は裸麦、菜種が主である。また、1農家当り経営耕地面積は約7.0反(田6.7、畑0.3反)で町の6.4反(田5.8、畑0.6反)に比べ僅かに多い。他方、施設地は1戸当り0.4反で

オ2-1表 経営耕地面積

	農家数	田		畑		小計		宅地その他		合計	
		面積	1戸平均	面積	1戸平均	面積	1戸平均	面積	1戸平均	面積	1戸平均
A	4	5.0	1.3	0.8	0.2	5.8	1.5	0.6	0.2	6.4	1.6
B	14	56.3	4.0	2.6	0.2	58.9	4.2	4.4	0.3	63.3	4.5
C	15	108.0	7.2	5.3	0.4	113.3	7.6	5.8	0.4	119.1	7.9
D	12	132.9	11.1	5.5	0.5	138.4	11.6	7.5	0.6	145.9	12.2
計	45	302.2	6.7	14.2	0.3	316.4	7.0	18.3	0.4	334.7	7.4

ある。以上の関係を各層別に一瞥するとオ2-1表に示したように水田面積は階層差が最も顕著であるが畑、施設地の両面積は上層に進むに従って僅かはかり大きくなるが水田ほど著しい階

層差はみられない。表示してないが水田率はA層の84%を除けば他は95%以上で、結局、いずれも水田が圧倒的に多く畑の非常に少いのが特徴的である。

b-2) 家族構成

既におれたように農家数は45戸、その人口は203人であり、性別構成も男102、女101人でほとんど変わらない。また、1農家当り家族人員は4.5人で町の4.8人に対比して大差はみられない。さらに、これを階層別に一瞥するとB層を除けば上層ほど多くなっている。B層が特に低いのは家族3人以下の農家が14戸の5%以上を占めているのに対し7人の大家族は僅か1戸にすぎないという実情に起因するものと思われる。

オ2-2表 階層別家族構成

階層	農家	家族人員	1戸当り人員
A	4	17 ^人	4.0
B	14	51	3.6
C	15	70	4.6
D	12	65	5.4
計	45	203	4.5

b-3) 家畜の構成

部落の飼養家畜の主なものは馬、牛、豚、山羊、鶏等である。

まず、大家畜は馬5、乳牛2、役肉牛36頭を数え、飼養1農家当り頭数はそれぞれ1.0、1.0、1.4頭である。今日、養牛が盛んなのはわが国の一般的な趨勢と思われるが、如上にみた如く当部落でもその例外ではなく、和牛はその生産地として有名な神石牛の影響を最も強くうけかなり盛んで飼養1農家当り1.4頭で町の1.2頭よりやや多い。これは主に役牛、仔牛の生産を目的とし比較的有利な畜産経営の1つに上げられる。

中家畜は山羊が最も多く、4頭を数え、飼養/農家当り1.2頭だがその農家率は26%と低い。その他に豚、緬羊が若干いる程度である。

小家畜の主なものは鶏で総数667羽に達し、飼養/農家当り1.9羽、同農家率は77.8%でかなり高い。個別的にみると30羽未満の農家が非常に多く、上農家で最大の飼養羽数は110羽であるが、これが専業的養鶏農家とは考えられない。

以上の家畜種類別飼養農家と頭羽数を階層別に示すとオ2-3表の如くなる。

オ2-3表 家畜種類別飼養農家数と頭羽数

階層	総農家	牛		馬		豚	
		戸	頭数	戸	頭数	戸	頭数
A	4						
B	14	4	50	2	2		
C	15	11	13	2	2		
D	12	12	180	1	1	1	1
計	45	27	38	5	5	1	1

階層	総農家	緬羊		山羊		鶏	
		戸	頭数	戸	頭数	戸	羽数
A	4			1	1	1	3
B	14			1	1	10	170
C	15	1	1	3	3	12	126
D	12	1	1	7	9	12	368
計	45	2	2	12	14	35	667

○内は乳牛

同様に、農家/戸当り飼養現況をオ2-4表から窺うと牛はB層に0.3頭、C層0.9頭、D層1.6頭で、結局、C層以上は大

体/農家/頭主義が實かれているのにB層以下は極端にすくなくなっている。これに対し、馬飼養の階層性はほとんど窺われず、また、中家畜は比較的上層で多く飼育している。而し鶏は低階層にも平均的に入っている。これは小資本と副業産物で容易に飼養でき、且つ手近な現金収入源となりうるからであろう。

オ2-4表 主要家畜の1戸当り飼養状況

階層	総農家	牛			馬		
		戸当り	飼養農家		戸当り	飼養農家	
			1戸当り	率		1戸当り	率
A	4	-	-	-	-	-	-
B	14	0.4	1.5	29	0.1	1.0	14
C	15	0.9	1.2	73	0.1	1.0	15
D	12	1.6	1.6	100	0.1	1.0	8
計	45	0.8	1.4	58	0.1	1.0	11

階層	総農家	山羊			ニワトリ		
		戸当り	飼養農家		戸当り	飼養農家	
			1戸当り	率		1戸当り	率
A	4	0.3	1.0	25	0.8	3.0	25
B	14	0.1	1.0	7	12.1	17.0	71
C	15	0.2	1.0	20	8.4	10.5	80
D	12	0.8	1.3	58	30.7	30.7	100
計	45	0.3	1.2	26	14.8	19.1	77.8

b-4) 生産手段

農家が生産手段として使用している主要な農機具は脱穀機、稲摺機、モーター、カッター、噴霧機、撒粉機等である。耕うん機は1台も導入されていないが貸耕農家が3戸ある。

オ2-5表 農機具種類別所有型態別農家数

階層	農家	脱穀機				刈摺機			
		自家有農家		共有農家		自家有農家		共有農家	
		数	率	数	率	数	率	数	率
A	4			2	50			2	50
B	14	5	36	7	50			13	93
C	15	10	67	5	33	2	13	12	80
D	12	11	92	1	8	2	17	10	83
計	45	26	58	15	33	4	9	37	82

階層	農家	モーター				カッター			
		自家有農家		共有農家		自家有農家		共有農家	
		数	率	数	率	数	率	数	率
A	4			1	25				
B	14	4	29	10	71	1	7	1	7
C	15	5	33	9	60	4	27	1	6
D	12	5	42	2	17	4	33	1	8
計	45	14	31	22	49	9	20	3	7

(自家有戸数=台数とみてよい)

まず、脱穀機の自家有農家は上層ほど多く、これを農家率で見るとB層36%、C層67%、D層92%で平均58%である。他方、共有農家は自家有の場合と全く逆の関係を示している。

次に、刈摺機の自家有農家は4戸で比較的すくなく、且つ上層で占められている。これに反し共有農家は37戸で全農家の82%に相当する。これを階層別にみるとA層の50%が低いだけで他の各層は80%以上の高率を示している。

モーターの自家有農家率は総じて低いが上層ほど高まる傾向を表現している。而るに共有農家は22戸で比較的多く、この階層差は明白に窺われないが共有農家率は約50%である。また、

カッターは上層に自家有農家が集中しているが共有農家はほとんど階層差を示していない。

結局、自家有型態の最も進んでいる農機は脱穀機、モーター、カッター、刈摺機、また、共有型態では刈摺機、モーター、脱穀機、カッター等の順である。

6-5) 経営労力

最初に家族労力とみると農家主副従事者総数は122人、平均2.9人である。これを階層別に示したのがオ2-6表で上層ほど多い。

オ2-6表 農業従事者数

階層	農家	農業主副従事者	同1戸平均
A	4	9	2.3
B	14	33	2.4
C	15	48	3.2
D	12	42	3.5
計	45	132	2.9

さらに、従事者1人当たりの年間労働日数を概算するとオ2-7表に示したように最小はA層が67日、最大はD層で175日、平均177日であるが、これは聞き取り調査によつたことを指摘しておきたい。

オ2-7表 年間労働日数

階層	農業従事者(主副)	年間労働日数	従事者1人当り日数
A	9	617	69
B	33	5560	168
C	48	8969	187
D	42	8204	195
計	132	23,350	177

次に雇用労働を一瞥しよう。部落で採用している雇用形態は大別して常雇、季節雇、日雇、及び手伝・ユイ等である。このうちで最も一般的に行われているのが手伝・ユイと日雇とである。

そこで、この実情を窺うとオ2-8表に示したように日雇農家は上層ほど高く平均44%であるが手伝・ユイは逆に低層層ほど多く平均農家率は53%である。

オ2-8表 雇用形態別農家数

階層	農家数	日雇農家		手伝・ユイ等	
		数	率	農家数	同率
A	4			3	75
B	14	5	36	10	71
C	15	6	40	7	47
D	12	9	75	4	33
計	45	20	44	24	53

雇用形態別の年間雇用日数を階層別に表示するとオ2-9表の通りで、常雇、季節雇は1戸平均それぞれ240日、50日である。日雇は1戸平均45日、手伝・ユイは11日となる。日雇労働の大部分は部落内で調達され部落外農家や非農家からの調達は極めて稀である。

オ2-9表 雇用種類別農家数と日数

階層	農家数	常雇			季節雇			日雇			手伝・ユイ等			計	
		農家数	日数	農家/戸	農家数	日数	農家/戸	農家数	日数	農家/戸	農家数	日数	農家/戸	日数	農家/戸
A	4										3	58	19	58	15
B	14							5	61(21)	12	10	94	9	155	11
C	15							6	245(40)	41	7	78	11	323	22
D	12	2	420	240	1	50	50	9	645(50)	72	4	40	10	1,216	101
計	45	2	420	240	1	50	50	20	952(21)	48	24	270	11	1,752	39

日雇日数のうち部落内は()で示す。

b-6) 農産物の商品化

主要な商品化農産物は米、裸麦、その他(シイタケ、牛乳)牛(馬)、鶏卵、マユ耳であるが、これらの販売農家と農家率を示すとオ2-10表の通りである。

オ2-10表 農産物種類別販売農家

階層	農家数	米		ハダカ麦		その他		牛馬		ケイラン		マユ	
		農家数	%	農家数	%	農家数	%	農家数	%	農家数	%	農家数	%
A	4	2	50										
B	14	14	100	2	14			1	7	6	43		
C	15	15	100	2	13			7	47	4	27		
D	12	12	100	2	17	2	17	7	58	6	50	1	8
計	45	43	96	6	13	2	4	15	33	16	36		

まず、米の販売農家は43戸を数え全農家の96%に達する。非販米農家はA層に属している。裸麦はA層を除く他の3階層を計6戸が販売しているが作付農家は実に38戸の多きを数え、全体の24%を占めている。次に牛(馬)は15戸、すなわち、全体の33%が販売を行い、その大部分は上位2階層で占めている。また、鶏卵は16戸が販売し、この点では牛(馬)販売戸数と大体同じであるが階層的には比較的より低位層に及んでいる。

これと関連して、次に1農家当りの農業現金収入を階層別に示すとオ2-11表の通りである。

平均収入は162,5千円で、その内訳を見ると91.5%に当たる154,1千円が耕種部門に依存し、その大部分が販米収入である。残り8.5%に当たる14,2千円が畜産部門である。

さらに、1戸平均収入合計額577,3千円に占める階層別平均収入割合を窺うとD層は52.6%、C層30.6%、B層14.7%、A層は僅か1.1%を占めるにすぎず、この傾向は耕種、畜産両部門に大別しても同様のことがいえる。

表2-11 販売種目別現金収入

階層	農家	種 別									
		米		ハゲ刀炭		その他		計			
		販売額	戸当り	額	戸当り	額	戸当り	額	戸当り	額	%
A	4	248	6.2					248	6.2	1.2	
B	14	1077.5	77.1	15.5	1.1			1093.0	78.2	14.8	
C	15	2427.8	161.9	20.0	1.3			2447.8	163.2	39.9	
D	12	3332.1	277.7	17.4	1.6	18.0	1.5	3367.5	280.8	53.1	
計	45	6868.2	152.5	54.9	1.2	18.0	0.4	6929.1	154.1	(528.5)	100.0

階層	農家	畜 産 子										合 計	
		牛、馬		ケイラン		計							
		額	戸当り	額	戸当り	額	戸当り	%	額	戸当り	額	戸当り	%
A	4										24.8	6.2	1.1
B	14	15.4	1.1	81.8	5.8	97.2	6.9	14.1			1192.2	85.1	14.7
C	15	142.7	9.5	58.4	3.9	201.1	13.4	27.7			2648.9	176.6	39.6
D	12	212.8	17.8	127.0	10.8	342.8	28.6	58.2	3.0	0.3	3715.3	309.4	53.6
計	45	371.9	8.3	267.2	6.0	641.1	14.3	(48.7)	3.0	0.1	7581.2	168.5	(577.3)

(単位: 千円)

なお、販売種目別の収入額順位とその構成割合を示したのが表2-12表である。総体的には米、牛(馬)、鶏卵、裸麦、その他養蚕の順であり、さらにこれを階層別にみると各層とも販米収入が1位を占め、しかもA層はそれが唯一の収入源である。また、C、D層は共通の種目順位を堅持しているが、ただ、最上層は酪農と養蚕が付加されている。これに対しB層は鶏卵や裸麦の収入が上位をしめ、牛(馬)は最も軽い比重を示しているのが著しい階層差と思われる。

表2-12 収入順位とその構成割合

階層	収 入 順 位						計 %
	1	2	3	4	5	6	
A	米 100.0						100
B	米 90.6	ケイラン 6.8	裸麦 1.3	牛馬 1.3			100
C	米 91.7	牛馬 5.4	ケイラン 2.2	裸麦 0.7			100
D	米 82.8	牛馬 5.7	ケイラン 3.4	裸麦 0.5	その他 0.4	蚕 0.1	100
計	米 90.4	牛馬 4.9	ケイラン 3.6	裸麦 0.7	その他 0.4	蚕 —	100

C) 林業生産の現状

C-1) 経営林野とその利用構成

経営林野1727.7反(実測)は農家所有林1737.2反(90.2%)、財産区借入188.5反(9.8%)で形成されている。

最初に農家の林野所有の現状にふれると表2-13表に示したように総面積1737.2反

で所有1戸当り38.5反となり町の平均規模31.7反に対比してやや大きい。さらに、これを階層別にみるとA層の4.4反が非常に小面積である場合を除けば極端な階層差は窺われず、上

表2-13 林野所有状況 (反)

階層	農家	所 有		
		農 家	面 積	1戸当り面積
A	4	3	13.3	4.4
B	14	14	353.9	25.3
C	15	15	472.5	31.6
D	12	12	878.5	73.7
計	45	44	1737.2	39.5

層ほど漸増傾向にある。

次に借入林野についてみるとオ2-14表に示したように総面積188.5反、借入農家は38戸で1戸平均5.0であるが、最小の

オ2-14表 林野借入状況

階層	農家	借入			
		農家	農家率	面積	農家/戸当り
A	4				
B	14	12	86	53.7	4.5
C	15	14	93	70.4	5.0
D	12	12	100	64.4	5.4
計	45	38	84	188.5	5.0

農家は4.0反、最大のそれは11.3反に及んでいる。また1戸当りの面積を階層別にみると大体平均化されていて顕著な階層性は窺われない。借入農家率は94%を示し、大部分が借入していることになるが、他方、非借入農家戸をみるとその多くは下層に集中している。これを系統的にみると分家が4戸、入村1戸、残り2戸が本家となっている。さらにこれらの農家の経営林野規模は5反以下の小経営者が過半の5戸、2町のそれが1戸、非所有者1戸となって総じて小規模所有者に多くみられる。

以上の所有、借入林野を経営林野として階層別に示したのがオ2-15表である。

オ2-15表 所有農家と経営林野

階層	農家	所有農家	経営林野面積	農家/戸当り面積	所有農家/戸当り
A	4	3	13.3	4.4	3.3
B	14	14	407.6	29.1	29.1
C	15	15	543.9	36.3	36.3
D	12	12	962.9	80.2	80.2
計	45	44	1927.7	42.8	43.8

1農家当り面積は42.8反(1所有者当り43.8反)で中国地方私有林の平均1農家の25.8反に対比すると規模的にはかなり思われている。

さらに、経営農家と経営林野面積を示すとオ2-16表のように農家の集中度の最も高いのは30.0~50.0反の層で全体の38%を占めているが、一方、面積は50.0反以上の層でその約50%が占められている。

オ2-16表 経営規模別農家数と林野面積 (反)

経営林野面積階層	農家		林野	
	数	比率	面積	面積比率
0	1	2		
~ 10.0	7	16	31.3	1.6
10.0~30.0	10	22	209.5	10.9
30.0~50.0	17	38	660.4	34.2
50.0~	10	22	1026.5	53.3
計	45	100	1927.7	100.0

次に経営林野の利用状況をオ2-17表で一瞥すると総面積1927.7反のうち針葉樹が最も多く52%を、天然伐跡地24.0%、採草

オ2-17表 経営林野の利用状況 (反)

階層	針葉樹		広葉樹		天然伐跡地		採草地		竹林		計	
	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%
A	10.0	75	0.2	2	3.1	23					13.3	100
B	196.7	48	33.4	8	88.5	22	89.0	22			407.6	100
C	330.0	61	53.8	10	75.4	18	64.4	11	0.3		543.9	100
D	566.8	59	44.0	5	275.4	29	76.0	7	0.7		962.9	100
計	1103.5	57.2	131.4	6.8	462.4	24.0	229.4	11.9	1.0	0.1	1927.7	100

※1. この大部分は財産区借入地で3年に1回ほど林間採草が行われてきたが、伐価高騰の機運にあった昭和24.5年頃そこに生立していたアカマツを伐採して以後、採草するだけのため多くは伐跡地として放置されたのである。

地 11.9%, 広葉樹は比較的すくなく 6.8% をそれぞれ示している。また、これを階層別にみても大きな階層差は窺われないが、採草地占有率は低位層ほど高まっている。針葉樹の大部分は天然生アカマツで、他に若干のスギ、ヒノキが生立している程度である。農家所有林は経営林野の約 90% を占めているので利用状況は経営林野のそれと大差はないと思われるので所有林の利用状況は省略し、次に借入林野の利用状況にふれよう。

オ2-18表 借入林野利用状況

階層	林 種 別			計
	針 葉 樹	天然伐跡地	採 草 地	
A				
B	4.5	40.3	8.9	53.7
C		52.1	18.3	70.4
D		59.9	4.5	64.4
計	4.5	152.3	31.7	188.5
%	2.4	80.8	16.8	100.0

オ2-18表に示したように針葉樹、伐跡地、採草地の3種に区分される。これを階層別にみても顕著な階層性は窺われない。

C-2) 購入動機別の林野の移動

農改やその後に於ける取引き耕地総面積は約 11 町であるが、他方、林野は農改以後の農家購入面積だけでも実に 382.7 反に達している。そこで林野購入の背後に隠れる購入動機を面積、件数の両面から尋ねてみよう。

先ず前者について窺うと、総面積の 45.8% が「財産として」、41.8% が「林業を充実させ現金収入をうる」、11.9% が「採草用地」、残り 2.5% が「自家用資材確保」である。これを階層別にみると A、B 層は「採草用地」といった所謂、農用林的性格がかなり強いのに対し、C 層は「林業経営を充実させ現金収入をうる」といった企業的考え方が支配的であるが、D 層は備蓄的

動機によるものが約 78% になっている。以上の関係はオ2-19表に示した。なお、入手実戸数 1 戸当り面積は A 層 5.2 反、B 層 6.1 反、C 層 19.3 反、D 層 22.1 反、平均 12.4 反である。

オ2-19表 入手面積と面積割合

階層	総農家	①	②	③	④	計
A	4 %				5.2 100.0	5.2 100.0
B	14 %			15.0 61.5	7.4 38.5	24.4 100.0
C	15 %		141.8 92.0	5.2 3.4	7.1 4.6	154.1 100.0
D	12 %	2.1 1.1	18.5 9.3	154.9 77.8	23.5 11.8	199.0 100.0
計	45 %	2.1 0.5	160.3 41.8	175.1 45.8	45.2 11.9	382.7 100.0

(注) ① 自家用の資材確保のため。

② 林業経営を充実させて現金収入を得るため。

③ 山を財産としてもっていたい。

④ 採草地、放牧地にするため。

次に後者をみると総件数 32 件の 40.6% が「採草用地」、31.3% が「山を財産として」、25.0% が「林業経営を充実させて現金収入を得る」、残り 3.1% が「自家用資材確保」である。これを階層別にみると A 層は全部が「採草用地」、B 層は 80% が A 層と同じ、残り 20% が「財産として」、C 層は「林業経営を充実させて現金収入をうる」「採草用地」がそれぞれ 16%、残り 28% が「山を財産として」、最後に D 層は「自家用資材確保」7%、「林業経営を充実させて現金収入をうる」29%、「山を財産として」42%、残り 21% が「採草用地」である。この関係と

示すとオ2-20表のようになる。

以上の概説を要約すると次の如く言えよう。A, Bの低位層は購入動機が農用林的考え方に、C, Dの上位層は企業的、備蓄的考え方である。因し、現時的には上位層の購入面積は低位層のそれのほぼ2倍余に達するという明確な階層差が窺われる。

結局、低位層の購入分野は農業と密接な関連を有し、また上位層はやや前進した利用型態への指向を意図し、且つ農業純収入の大きい階層ほど林野部門への投資力と獲得（所有）意欲を多くもっていると思われる。

C-3) 林野生産物

林野は農業経営に生産用資材や飼・肥料を、また農家へその必需財たるソダ、マキ、スミ等の燃料材や建築材を供給する傍ら、農家経済へ現金の収入源を供与するというように極めて重要な意味をもっている。そこでその生産物の利用概況を窺ってみよう。

自家燃材：現物家計仕向けの主な林産物はソダ、マキ、スミ等であるが最近、農家の生活様式の変化にともない燃料源としての林木の採取的利用量は漸減傾向にあるといわれる。因みに、これを実証するために過去5ヶ年間の伐採ノ農家当りの自家用製薪炭材伐採量をみると昭和29年12.8石、30年12.6石、31

オ2-20表 取引件数とその比率

階層		①	②	③	④	計
A	件数				2	2
	%				100	100
B	件数			1	4	5
	%			20	80	100
C	件数		4	3	4	11
	%		36	28	36	100
D	件数	1	4	6	3	14
	%	7	29	43	21	100
計	件数	1	8	10	13	32
	%	3.1	25.0	31.3	40.6	100

(註) 〇はオ2-19表参照

年12.1石、32年11.4石、33年12.0石となり、33年を除けば微量ながら減少を示現している。この原因の1つは生活様式

オ2-21表 主要林産物種類別使用量 (年間)

階層	農家数	使用総量			1戸平均		
		ソダ(束)	マキ(束)	スミ(X)	ソダ	マキ	スミ
A	4	4.3	550	348	20	138	87
B	14	3.6	2950	2492	604	211	178
C	15	4.7	4420	2866	568	295	191
D	12	5.4	3750	3209	540	313	267
計	45	4.5	11670	8915	1792	259	198

の変化、換言すれば、全農家の約50%がイロリの廃止に伴う炬燵の採用により、使用する燃料(材)も薪炭材からより経済的なハイ炭に一層多く依存する様になったという事実にあると思われる。そのように農家の燃料需要構造は1種の過渡期的段階にあると思われるが製薪炭材が農家の主要な燃料であることには変りはない。そこで種類別総使用量をみるとオ2-21表に示したようにソダ11670束、マキ8915束、スミ1792束で、この1戸平均はそれぞれ259束、198束、40束である。階層的には家族数の多い上層ほど大体増加するが、ただスミは恒の2割ほど明確な傾向を示現していない。他方、主要燃料を経営外へ恒常的に依存せねばならない農家は極めて少ないが小所有者で且つオ2種農業に属し多くは製品として部落内から調達している。

※2 主にアカマツの枝葉をノカ所に集積し、それに濡れムシロをかぶせて完全燃焼させて作る。

普通の木炭に比べ、採暖有効時間は劣るが、農閑期の自家労働力を利用して容易に作れ、且つ使用の際に点火し易いという利点があるのでこの地方に広く採用されている。

飼・肥料の自給：この自給にかなりの役割を果たしているものに

この地域独特の林間採草がある。このことは採草地種別農家数を示したオ2-22表から容易に理解できるように、全農家の94%にあたる42戸が林間採草を営んでいる。これに対し畦畔採草は全体の51%、すなわち23戸に及ぶ。

戸数に及ぶ。且つ明白な階層性を示現しているという事実を知るとき林間採草の重要性を窺うことができる。

主要原木の販売：ここでは原木の販売をパルプ・製材用と薪炭用仕向けとに大別できる。前者は主にアカマツを、後者は広葉樹材（一部はアカマツの枝系を含む）を対象としているが、農家にとってより重要なのは前者と思われるのでそれに関連する。

用材林、特にアカマツ林が農家の主要な現金収入源として認識され始めたのは今を去る一昔前の昭和24、5年頃であるといわれる。さて昭和29年～33年の5年間の販売農家は所有農家44戸の52%、すなわち23戸である。年間平均約4戸で所有農家の約9%にすぎない。階層別にはB層6戸（43%）、C層7戸（47%）、D層10戸（83%）を示し、上層ほど多くの農家が販売している。また、年間販売実戸数の平均はB層12、C層14、D層20戸で上層ほど増大しているが著しい階層差は窺われない。

オ2-22表 地種別採草農家

階層	農家	林間		畦畔	
		農家	%	農家	%
A	4	2	50		
B	14	14	100	5	36
C	15	14	93	8	53
D	12	12	100	10	83
計	45	42	94	23	51

オ2-23表 主要原木の販売農家数

階層	所有農家	販売農家	
		実数	率
A	3		
B	14	6	43
C	15	7	47
D	12	10	83
計	44	23	52

オ2-24表 年次別原木販売量

階層	所産有農家	29		30		31		32		33	
		販売量	/戸当り	販売量	/戸当り	販売量	/戸当り	販売量	/戸当り	販売量	/戸当り
A	3										
B	14	212	106	450	112	420	210	415	207	20	20
C	15	20	20	280	140	60	60	350	88	13	13
D	12	485	121	800	133	100	33	320	80	430	108
計	44	1032	147	1510	126	580	97	1085	109	463	77

次に年次別販売量をみるとオ2-24表に示したように総体としては32年を除けば29年以後漸減を示している。またこの階層差は各年共に顕著に窺われない。33年の販売総量は463石（主伐423、間伐40石）で主伐材積石当り1,000円、間伐のそれを900円と仮定すると総額4,700円となり販売1戸当り76,500円である。

オ2-25表 原木販売収入の用途別農家数

		林業経営費		農業経営費		その他市営費		結婚葬費	
		農家	%	農家	%	農家	%	農家	%
A	3								
B	14								
C	15			3	43				
D	12	2	20	2	20	1	10	1	10
計	44	2	9	5	22	1	4	1	4

		新築改造		生活費		貯蓄		その他		計	
		農家	%	農家	%	農家	%	農家	%	農家	%
A	3										
B	14	1	17	3	50			2	33	6	100
C	15	1	14	3	43					7	100
D	12	1	10			1	10	2	20	10	100
計	44	3	13	6	26	1	4	4	18	23	100

さらに、販売収入の用途別戸数を一瞥するとオ2-25表に示したように販売農家23戸のうち26%にあたる6戸が「生活費」

で最も多く、次いで22%にあたる5戸が「農業経営費」、18%に当る4戸が「その他」等が大きな農家比率を占め、「冠婚葬祭」「新築改造」等の順に低まり、林業経営に投与するのは僅かに2戸で7%にすぎない。

また、階層的にはB層は販売農家の50%が「生活費」、残り50%が「その他」「新築改造」である。C層は小所有農家3戸すなわち43%が「生活費」、山持ち農家3戸にあたる43%が「農業経営費」であり、同様にD層は40%に相当する4戸が「農林業経営費」、他の60%に当る6戸が「貯金」その他の項目に費している。

以上の説明を要約すると總体的には販売農家の多くは生活費、新築改造等の消費経済へ指向し、農林業経営費といった生産経済へ向う農家はややすくないように推察される。

さらに、階層的にはC層の山持ち農家とD層は山林を「生産費獲得部門」、またC層の小所有農家とB層は「家計費獲得部門」としてそれぞれ類型できると考えられる。しかし、「販売収入の便途」というこの程度の調査結果からかく農家類型するのは非常な危険性を伴うように思われるのである。

3 林野の林業的利用と農業的利用との競合

——アカマツ林と林間採草との経済性の比較——

言うまでもなく農林業は共に土地利用を基幹とした、いわゆる土地生産業であって、土地が最大の生産要素をなし、両産業の経営においてもまた、最大の経営要素となっているのである。従って両産業に於て生産に供しうる土地が常に不安定であり、他産業の用地として随意に転換せしめられることはこの産業の発展にとって障害となることは言うまでもないところである。現在、農業に於ても都市及び工業の急速な膨張に伴って、特に都市周辺地域では優良農地の宅地転用に悩まされ、その発展に重要な問題を投げかけていることは既に周知の通りである。これと同様に、林業も戦後の緊需開拓市

業の実施以来、急激な生産地の拡張によつてその用地の縮小を余儀なくさせられ、今後さらに縮小が継続される傾向にあるように思われる。

従つて将来も現行の如き土地利用が持続される、換言すればより集約的な土地利用を指向しない限り短期的には農林業の総生産量(額)の減少を招来し、また長期的にはこれら部門構造の弱体化に直面せざるをえないと推察される。これはより高次の産業の発展がより低次の産業の生産活動を規制する結果としての問題であるが、かかる外部的要因に屈することなく、しかもこれら部門独自の発展を推進させる意味に於いても所与の経済圏内の農林業生産部門、とりわけ林業生産構造内部の問題点をうきほりにし、それへの考察を通じてより合理的且つ集約的な生産様式への指向を意図しなければならぬと考える。そこで、I部落の林業において主要な問題点と目される林野利用様式にスポットをあてて若干の考察をすすめることにする。

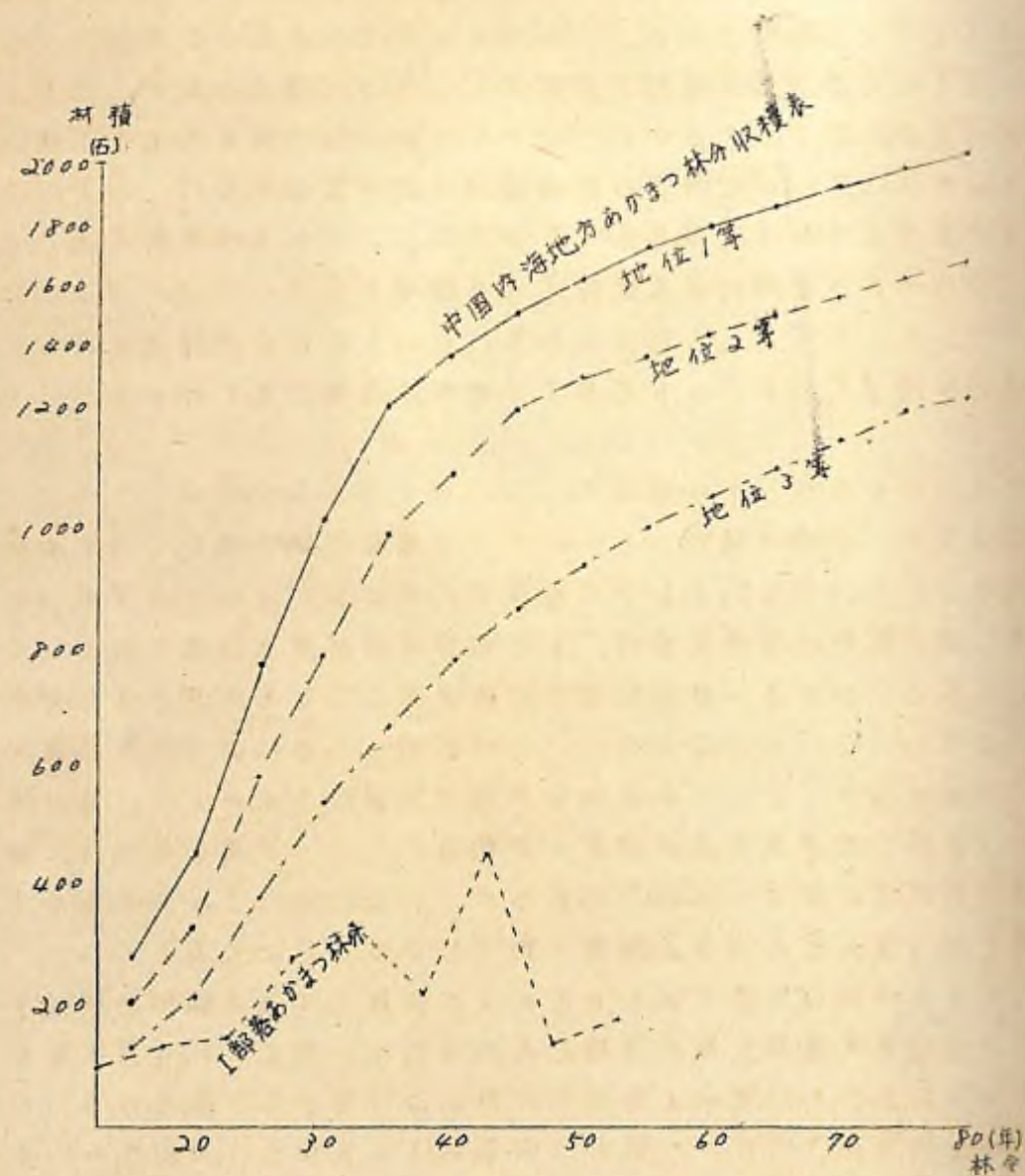
林野の低位生産性とその要因

低位生産：部落の林野、とりわけその農家所有林は概して低生産が強調されているというように意識されている。その主な理由として一般に林地の瘠悪化要因、すなわち林間採草が指摘されている。とは言え、かかる一般的な現状認識が適正なるものかどうかが最初に問われなければならない。その解明のためには「低位生産地であるか否か」という基本的な問題から検討を始めよう。その場合、前節(農林業生産の現状)で既述したように農家所有林の大部分は天然生のアカマツ林で構成されているためにこの側面から考察を押し進めるのがより現実的に即していると思われる。

さて、「低位生産であるや否や」の問題をより客観的に検討するために現実蓄積と理想蓄積とを林令別に、換言すれば農家所有アカマツ林林分と、それと自然的条件がほぼ等しいとみられる

「中国内海地方アカマツ林林分収獲表」とを同上で対比する。この両者の関係を示したのがオノエ図である。それによると林分収

オ3-1図 あかまつ林分町当り蓄積



種表曲線自体には異論はないとしても、農家所有林分曲線を見るとオVIII令級(22.5年)のやや低いのが目立つが、この一半の理由は地方慣例伐期が30~40年、特に30~40年であるため多かれ少なかれ択伐の行われた結果と思われる。なお、IX令級を除けばVIII令級以後は総じて漸減傾向にある。とはあれ、總体的にみて収穫表曲線は当地方にとって理想的な林分構造を示しているとはいえず、これに対する農家所有林分は極めて貧弱な構造を露呈しているといわざるを得ない。それは収穫表地位Ⅲの林地よりも遙かに低位生産であるという事実から充分に窺われるのである。ところでこの蓄積差要因がなににあるにせよ曲線対比によって見る限り農家所有林はより低位生産にあえいでいるという事実が検証されたわけである。

低位生産性の要因： 農家所有アカマツ林は双対的には低位生産であるということが如上の単純な考察によって理解されたが、而らばその要因は何にか。常識的には大別して自然的要因と、社会、経済的要因とを上げることができよう。このうちでわれわれが考察の対象としているのは前者でなくして後者、すなわち社会、経済的要因である。そこでその要因が現実に作用因となっているかどうかを究明されなければならない。そのために次の如き仮説をたてる。すなわち、「自然的要因(地勢、地質、気候等)がほぼ一定であるとみなされる2つの地域のアカマツ林を前述と同じ方法で、換言すれば両者を蓄積の側面から対比してそこに明確な蓄積差が確認されればいずれか一方に低位生産をより激しく強要せしめている社会、経済的要因が存在している」とする。

かかる仮定に立脚するとき1つは農家所有アカマツ林林分と他の1つはそれと同一の自然的要因を具備しているとみられる吉田町の私有アカマツ林林分とを対比する。そこで両者の林分の令級別面積、蓄積現況を示すとオ3-1表の通りで、そらにこれの町歩当り林分蓄積を回表化するとオ3-2図のようになる。結局、一瞥して知られるように自然的要因が一定という前提条件下にもかかわ

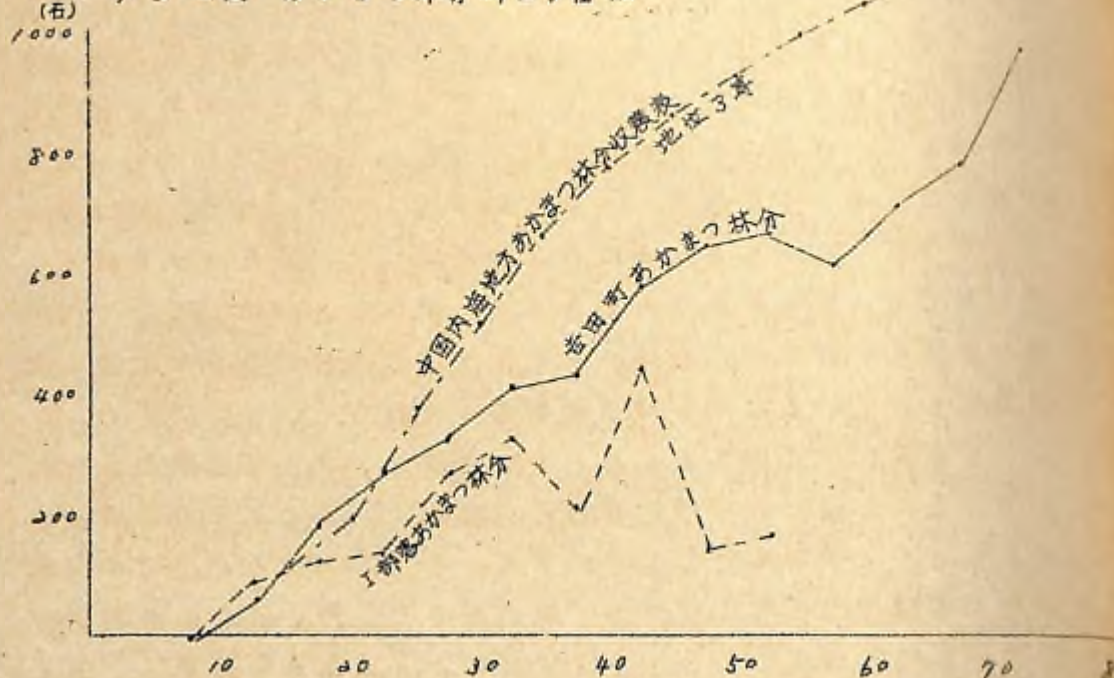
表 3-1 アカマツ林の令級別面積、蓄積現況

	0			I			II			III			IV		
	面積	蓄積	蓄町	面積	蓄積	蓄町	面積	蓄積	蓄町	面積	蓄積	蓄町	面積	蓄積	蓄町
吉田町	3022.6			3226.9			2805.5	410	2	2301.4	14,800	64	3360.1	64,314	191
I 部落				125.7			183.7	7	0.3	25.8	835	97	200.2	2464	123

	V			VI			VII			VIII		
	面積	蓄積	蓄町	面積	蓄積	蓄町	面積	蓄積	蓄町	面積	蓄積	蓄町
吉田町	2657.1	7,345	269	2557.3	84,725	333	3319.6	127,176	421	2277.0	127,325	441
I 部落	86.6	1326	142	160.4	4340	271	65.2	2184	335	95.6	1585	210

	IX			X			XI 以上			計		
	面積	蓄積	蓄町	面積	蓄積	蓄町	面積	蓄積	蓄町	面積	蓄積	蓄町
吉田町	1770.4	11408	579	1312.8	24724	648	4842.9	346684	716	34282.6	127,880	300
I 部落	10.5	423	450	57.7	844	146	6.7	114	165	1058.5	14072	123

表 3-2 図 アカマツ林分町当り蓄積



らず農家所有林分蓄積は吉田町のそれよりもかなり低位にある。因みに町当り平均蓄積を対比すると吉田町の場合が約300石であるのに農家所有林のそれは約133石でその差は167石となって現われる。このように単純な仮設の検証を一面的に行ったとは言え、林木蓄積の面からみる限り農家所有林の低位生産性の一半の理由は社会、経済的要因であるということが明らかにされたと思われる。ところで、ここに言う社会、経済的要因とは具体的に何にを指称するかが今後の考察のために明確にされなければならない。そこで部落における過去と現在との林野利用状況に肉説する。

まず、過去のそれを詳しく説明しよう。資料が不足しているので大雑把ではあるが利用段階的にみると古くは草・山・柴、ザツ、ザツ・マツ、そしてマツといった変遷過程を経てきた。而るにその背後には常に農業生産用の林間採草が相当な割合で行われてきた。すなわち、江戸時代までは採草の多くは家畜という「媒介手段」をへない直接的利用、いいかえれば採取してきた草や若葉（芽）等をそのまま耕地（主に水田）に踏み込む利用が行われ、厩肥という形での利用は一般にそれ以後といわれる。さらに化学肥料の出現しなかった大正末期頃まで、或は第二次世界大戦中の肥料不足の折にも採草は農業経営上不可欠のものであった。最近では旧来の草肥農業から大きく脱皮して購入肥料をより多く投与する生産様式に変ったとはいえ、それでも生産力の維持向上を目途とする限り依然として必要のように思われる。

さて、新町建設基礎調査書にこの地域の採草事情を求めると「町内丹比地区は主に採草地として活用されてきた」とのべられている。これをやや具体的にみるとI部落が所属する旧丹比村の林間採草地を旧町村との関連で対比すると総面積809町のうち丹比村の占有面積は323町で全体の約36%に当り他の3町村のいずれよりも大きい。

部落の採草現状のあらましについては前節（農林業生産の現状）で小れたがやや詳しく肉説すると、まず農家45戸のうち林間採

※3 草農家は42戸で74%の農家率を示している。これに対し畦畔採草農家は23戸で51%の農家率である。また3カ年間の採草実面積は3618反、これが針葉樹面積10980反に占める割合は32.9%である。

オ-2表 対象地別採草状況

階層	林間採草(生)				畦畔採草			
	農家数	面積(反)	量	1戸当り面積	農家数	面積	1戸当り面積	
A	2	2.0	1,000	1.0	500			
B	14	23.2	11,600	1.7	829	5	0.5	0.1
C	14	37.9	18,950	2.7	1354	8	0.8	0.1
D	12	57.5	28,650	4.8	2388	10	1.6	0.2
計	42	120.6	60,200	2.9	1433	23	2.9	0.1

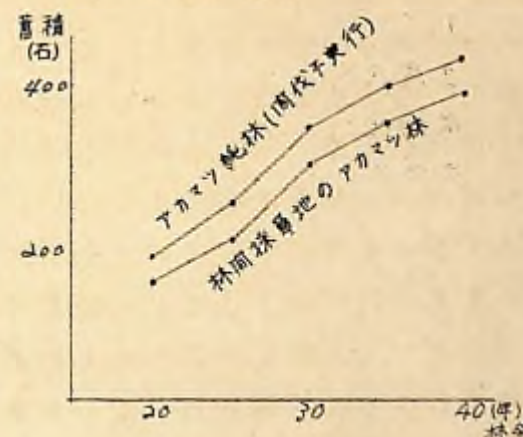
最近1カ年間の1農家林間採草面積は最小1.0反、最大4.8反、平均2.9反である。これに対し畦畔採草総面積は2.9反で1戸当り約0.1反にすぎない実情である。また反当り林間採草量は約5~600メ(乾燥草150~250メ)で階層差はみられないが、1戸当りの年間採草量は最少500メ、最大2300メ、平均1400メである。

このように林間採草は対町村的にも、また経営内部の採草土地利用的にみてもより大規模に行われてきていることが理解された。したがって農家有アカマツ林地を低位生産ならしめている要因はとりもなおさず農業的利用、いいかえれば飼肥料源としての林間採草利用であるということになる。それは「アカマツ純林と採草地のアカマツ林との林木蓄積」の関係を図示したオ-3図からも窺えるであろう。

同時にこの利用型態と対置される重要なもう1つの利用型態が※3 農家は山腹以下の比較的肥沃地とみられる林地を3年に1回の割合で採草する。その時期は大体8月中、下旬で刈干した草を山腹に介型(草ぶりと呼んでいる)に積み秋から翌春にかけて家へ運搬するのが一般的である。

ある。それは如上の説明から察知できるように林業的利用、いいかえればこの地域特有の天然生アカマツ林生産である。両者は競合的林野生産であつても補充的關係にあるものではないと考えられる。そこで、次にその経済性の比較を試行的に行おう。

オ-3図 アカマツ純林と採草地のアカマツ林との林木蓄積



林業的利用と農業的利用との経済性に關する考察

既述のように林業的利用とはいふまでもなくアカマツの純林を、また農業的利用は採草、アカマツ林をそれぞれ生産する利用方式を意味している。ところで林野利用において農家経済が究極的に追求しようとしているものは何にか。それは農家自身のビヘビヤ-の如何によるであろう。理想型としては恐らく農家所得の最大と企業利潤の極大の2つに大別できると思考する。

ところで、従来までの土地利用に対する農家のビヘビヤ-はいずれに屈しているといえるだろうか。それはおそらく次の如き理由によつて所得の最大を目ざしてきたであろう。すなわち、①農業用飼、肥料源としての林野利用の比重の高さ、②農家人口、特に労働力人口の可動性の低さである。

まず、オ1の理由は林野が農業用飼、肥料の極めて重要な担い手となつて存在してきたという事実である。すなわち、「低位生産の要因」の分析でそれは既に明白にされたので詳細な説明を避けるが、厂的には化学肥料の本格的な出現をはじめた大正甲頃

までは林間採草が農業生産に不可欠なものであり、昭和初期以後でも畦畔等からの採草量をはるかに上まわり依然重要視されてきた。

オの理由は過去において農家人口、特に労働力人口の可動性がかかなり低くかつたこと、換言すれば農民の回着性の存在は農民の精神的な一連の要素と、若干の経済的要因によって基礎づけられている。前者は、永年住み馴れた祖先墳墓の地を去り難いという農民的心理、永年の農村生活への慣習等、後者は日本農村の一般的傾向と推察されるような、いわゆる農民の相対的低教育、経済発展の遅滞性と経済的立地条件の不利等による農林業部門以外の産業への就労（流出）の困難性を惹起する、という事象である。したがって前述した二つの土地利用における経済性の比較は所得的視点からの試算を行うことが妥当である。

まず林業的利用と農業的利用の町当りの所得計算（地方慣例の伐期35年、利率6分）の結果をみるとオ3-3、3-4表に示したようになる。ここでの所要労働はすべて自家労働で償われるとするとそれは農家自身に帰属する。ゆえに、経営においてはその自身主要な農家所得の一部を形成することになる。従って、かかる経営では地代、利潤、それに賃金を合せたものが所得とみられる。

林業的利用の場合、収入金額合計は427,2千円でこれを「償価計算」

オ3-3表 所得算出表（アカマツ純林）

収 入					
年度	種目	数量	単価	金額	償価
1	地代	5ヘ	330円	1,650	1,650
4	下刈	5	300	1,500	9,100
8	同上	5	300	1,500	9,200
10	管理	2	250	0,500	2,100
15	つる切り	3	300	0,900	2,900
20	管理	2	250	0,500	1,200
25	つる切り	3	300	0,900	1,600
30	同伐	27ヘ	7000	210,000	29,000
35	主伐	400ヘ	1000	400,000	400,000
				427,200	465,400

オ3-4表 所得算出表（採草、アカマツ林）

収 入					
年度	種目	数量	単価	金額	償価
1	地代	5ヘ	330円	1,650	1,650
3	採草	20	300	6,000	28,700
4	つる切り	3	300	0,900	5,500
6	採草	20	300	6,000	32,500
9	〃	20	300	6,000	27,300
10	管理	2	250	0,500	2,100
12	採草	20	300	6,000	22,900
15	〃	20	300	6,000	19,300
18	〃	20	300	6,000	16,100
20	管理	2	250	0,500	1,200
21	採草	20	300	6,000	12,600
24	〃	20	300	6,000	11,400
27	〃	20	300	6,000	9,500
30	〃	20	300	6,000	8,000
33	〃	20	300	6,000	6,700
35	主伐	350ヘ	1,000	350,000	350,000
	立木処分				88%
				405,000	522,000
					69,600

すると465,4千円となる。他方、農業的利用の場合に収入金額合計は474,6千円、同様にこれを「償価計算」すると242,1千円になる。ただ、ここで費用としての地租、雑費、販売手数料、所得税等が計上されていないが、両者の所得差をみると後者、すなわち農業的利用の方が282,7千円ほど多い。かかる視点からみると明らかに農業的利用が経済的に有利である。したがって従来までかかる利用方式がこの地域で一般的に採用されたのである。

ところで将来かかる土地利用方式の進展がみられるであろうか。それは一つにかかって農家のビヘビヤをめぐり条件の如何によると考えられる。そこで農業的利用を有利にならしめている

ような既述の2つの条件を再び考察しよう。まず、農業用飼、肥料源としての林野利用の比重の高さは漸次低下しつつあると考えられる。それは魚肥→大豆粕→硫酸という発展方向により草肥中心農業から金肥中心農業への転換が更に強まってきたのもつとも一般的傾向であり、それは農業における商品生産の進行にともない一層強まるものと推察される。次に農家労働力人口の可動性はどうか。主に社会、経済的条件についてふれよう。さて、経済発展の社会では就業人口は一般により高次産業へ移行する傾向がある。すなわち、農林省が昭和25年2月に実施した農業センサスによると25年2月現在、少しでも農業に従事している人まで含めた「農業従事者数」を5年前の30年に比べ8.2%減っているし、また農業も雇用労働に依存する傾向を強めている（日本経済新聞36-2-9）といわれる。さらに吉田町の産業別人口を新町建設調査書（42頁）に求めると昭和25年と30年との対比ではオノ次産業は420人の減少（但し林業部門は38名の増加、これは林産加工部門の発展の影響と考える）を示しているのにオノ次産業は26人の増加を、オノ次産業は321人の圧倒的な増加をそれぞれ示現しているのである。

以上の説明から知られるように、農家のビヘビヤールをめぐり条件はかなり変転してきていることが理解できる。したがって経済性の観点は自家労働も費用として加味された計算になる。そこで次に上述の如き視点にたつて同じ2つの土地利用における経済性の比較を行おう。

その計算結果はオノ-5、オノ-6表に示したようになる。まず、粗収入についてみると林業的利用が429.0千円、農業的利用が522.0千円でこの両者の差額は93.0千円で農業的利用の方が高い。

さらに「単位面積当りの利潤を、ノ伐期（地方の慣例伐期）25年とし両者の25年後の後価計算（但し利率4分）による比較」をこころみると林業的利用の方が農業的利用よりも約22.7千円多

オノ-5表 純益算出表（アカマツ純林）

収 入						支 出							
年度	種目	数量	単価	金額	後価	備 考	年度	種目	数量	単価	金額	後価	備 考
30	間伐	27石	70.0	21.7	27.0	利率6分 立木処分	1	地かき	5	330	1.7	12.3	利率6分 アカマツ天然更新
35	主伐	400	1000	400.0	400.0		4	下刈 除伐	5	300	1.5	9.1	下刈は雑草
							8	同上	5	300	1.5	7.2	同上
							10	管理	2	250	0.5	2.1	
							15	下刈 除伐	3	300	0.9	2.9	
							20	管理	2	250	0.5	1.2	
							25	下刈 除伐	3	300	0.9	1.6	
					429.0							36.4	

オノ-6表 純益算出表（採草アカマツ林）差引純益292.6千円

入						出							
年度	種目	数量	単価	金額	後価	備考	年度	種目	数量	単価	金額	後価	備考
3	採草	500	10	5.0	32.3	利率6分 飼肥料用	1	地かき	5	330	1.7	12.3	利率6分 アカマツ天然更新
6	"	500	10	5.0	27.1	"	3	採草	20	300	6.0	38.7	
9	"	500	10	5.0	22.8	"	4	下刈	3	300	0.9	5.5	
12	"	500	10	5.0	19.1	"	6	採草	20	300	6.0	32.5	
15	"	500	10	5.0	16.1	"	9	"	20	300	6.0	27.3	
18	"	500	10	5.0	13.5	"	10	管理	2	250	0.5	2.1	約2日(山林)
21	"	500	10	5.0	11.3	"	12	採草	20	300	6.0	22.9	
24	"	500	10	5.0	9.5	"	15	"	20	300	6.0	19.3	
27	"	500	10	5.0	8.0	"	18	"	20	300	6.0	16.1	
30	"	500	10	5.0	6.7	"	20	管理	2	250	0.5	1.2	約2日(山林)
33	"	500	10	5.0	5.6	"	21	採草	20	300	6.0	13.6	
35	主伐	350	1000	350.0	350.0	立木処分	24	"	20	300	6.0	11.4	
	林業	採草	アカマツ	林材積			27	"	20	300	6.0	9.5	
	立木戻	アカマツ純林	立木積			= 88%	30	"	20	300	6.0	8.0	
							33	"	20	300	6.0	6.7	
				522.0								22.7	

差引純益294.9千円

く林業的利用の方が経済的により有利であると理解できる。

この経済計算では、いうまでもなく粗収入から生産費を差引いた残額が「純益」として比較された。経営の側からみるとき自己の所有地に所要労力を雇い入れて経営する林業的乃至農業的利用の場合の価値が比較されている訳である。このように所要労力の一切を雇用労力に依存する経営型態は企業的经营に相当するものと思ふ。このようなもとでの林業的利用と農業的利用とでは前者の方が経済的にかなり有利であることを明示するものである。

したがって農家のビヘビヤールをめぐむ諸条件の変質過程（農業生産の林野採草への依存度の低減化傾向と経済発展にともなう労力人口の他産業への流出化傾向）のもとでは林野の林業的利用が経済的に望ましいものとなるであろう。

（要 約）

ここでの課題は既述の内容から窺えるように「部落における林野の低位生産とその要因の分析を通じて農家の採用している最も主要な2つの林野利用方式における経済性を検討すること」である。

まず、低位生産性の検討は自然的条件が等しいとみられる「中国内海地方アカマツ林林分収獲表と農家有アカマツ林との蓄積対比を行い、その結果、農家有林の方がより低位生産であるということ、なおさらにその要因の分析を同様の条件のもとに吉田町の私有アカマツ林と農家有アカマツ林との蓄積対比でおこなった結果、その主な要因は経済的要因、すなわちこの地域特有の林間採草であることがそれぞれ明確になった。したがって、林間採草は既述のように、ほとんどアカマツ林内で行われているのでアカマツ林経営と林間採草は互に競合的であるという前提のもとに2つの視点から経済計算を行い一応の結論を得た。その1つは所得的計算で、他の1つは収益的計算である。前者は地域農家で従来から一般に採用されてきた、いわゆる労力多投的利用によつたものであり、それが客観的に妥当

な条件下にあつたので林業的利用よりも農業的利用の方が経済的に極めて有利であつた。従者は所要労力の一切を雇用労力で償ふ場合を仮定し、2つの土地利用方式における企業利潤の対比を行つた結果、労力粗放的利用による林業的利用の方が経済的により有利であるということを知つた。これは農家のビヘビヤールをめぐむ諸条件が変化すると思われる将来においてはかかる計算が農家にとって意味をもってくるであろうし、したがって将来、林間採草は減少し、アカマツ林の経営が進展することになるであろう。

アカマツ林施業の経営経済的意義

— 林地瘠悪化の要因と生産力発展への方向 —

世羅郡世羅町（中部台地地域）

目 次

アカマツ林施業の経営経済的意義	
—林地瘠悪化の要因と生産力発展への方向—	
第1章 町の概況	51
第1節 自然的条件	51
第2節 社会経済的条件	52
第2章 農家林業の実態	64
第1節 集落の概要	64
第2節 調査票の集計結果の概要	65
1. 農業生産の構造	66
2. 農家林業生産の構造	76
(1) 林野所有の構造	77
(2) 林野の自然的利用	82
(3) 林業生産の発展段階	88
(4) 農家林業の農家経済における位置	96
第3章 林地瘠悪化の要因と生産力発展への方向	98
第1節 アカマツ林地瘠悪化の要因	98
1. 林野利用の歴史的事実	98
(1) 林野所有の沿革	98
(2) 林野利用の変遷	99
2. 林野の自給的利用構造	100
第2節 林地瘠悪化の要因の分析	102
1. 水田耕作規模からの考察	103
(i) 水田耕作規模と林野利用との関係	104
(ii) 水田耕作規模と林業労力投下量	106
(iii) 水田耕作規模と林分構造との関係	107
2. 林地と生産距離との関係からの考察	108

第3節 林地生産力発展への方角	114
—— 特にアカマツ林施業の性格について ——	
1. 概説	114
2. アカマツ中林作業法の性格	117
第4節 要約と今後の問題点	120

アカマツ林施業の経営経済的意義

—— 林地瘠悪化の要因と生産力発展の方角 ——

オノ章 町の概況

オノ節 自然的条件

世羅町は広島県の中部、世羅郡の中央部に位置し、昭和30年の町村合併により旧東大田村を中心に旧西大田村、大見村の1部と津久志村の1部の4ヶ村の合併によつて生れた。

本町は南北に国道松江尾道線、東西に県道甲山河内線、東南に県道甲山三原線が貫通し、これら三大幹線に沿つて定期バスが運行しており、交通は至便である。

本町は総面積10,860 ha、うち林野面積7,990 haで、総面積の約74%を山林原野で占める農山村である。

町のほぼ中央を芦田川が貫流し、耕地はこの沿岸に拓け、昔大田荘と称され県の穀倉地帯とも呼ばれた水田が発達している。

山岳には特に高嶺と称すべきものはなく、町の北東部、吉舎町、甲奴町の町界にある新山(835.1 m)が東中央部において標高310 mの平坦地を形成し、このほか東南部が約699 m、南西部は約400～640 mの山峯を頂点とする緩傾斜面が開けている。特に南西部は標高400～500 mの立台状の準平原地帯で世羅台地と称され、総合開発によつて耕地の拡大を計画している地帯である。

地質は花崗岩を主とし、土質は砂質土が全体の54%を占め、そのほか埴壌土、壤土である。一般に表土浅し、湿気多い瘠悪の地であつて、地味肥沃な所は約15%程度にすぎない。

気候は温暖で年平均気温13.0℃内外で、年間降水量は過去35ヶ年平均1,293.7 mmで、県下平均1,420 mm、中国地方の1,617.8 mmに比して、さむめて少い地帯といえる。また年間降水日数は116日で、6月から9月にかけて多くなっている。降雪は12月上旬より3月下旬にかけてあり、積雪は9 cm内外であ

る。晩霜は5月3日頃までであり、特に葉煙草の被害は大きい。そのほか、6、7月の梅雨期並びに9月の台風期に水田浸水による被害が毎年1、2回ある程度である。

第2節 社会経済的条件

1. 人口

(1) 昭和30年口勢調査結果によると、戸数 2,848、人口、男 6,903人、女 7,036人 計 13,939人で、これを1方町当り人口とみると121人となるが、これを県平均 254.9人、全口平均 241.4人と比較して常に低くなっている。

人口及び戸数の推移をオノ表とみると、全口的共通にみられる戦後引揚と食糧難時代の急増傾向も昭和25年をピークとして漸減の方向にある。

オノ表 人口及び戸数

	総戸数	人 口		
		男	女	計
昭和10年	(100) 2,510	6,132	6,026	(100) 12,158
22年	(120) 3,020	7,491	7,505	(124) 14,996
25年	(120) 3,020	7,520	7,652	(125) 15,172
30年	(113) 2,838	6,903	7,036	(110) 13,939

(註) ① ()内は増加指数を示し昭和10年を100とする。

② 昭和30年口勢調査結果並びに町の資料によると、調査直後において1部吉舎町及び世羅面町への分離があつたので多少の変動はある。

(2) 次に町の産業別戸数については、資料が存しないので明らかになし得ないが、総戸数に占める農家戸数についてみるとオノ表のごとくなる。

このように農業が77%と圧倒的に大きな比率を占めている。

オニ表 農家戸数

	総戸数	農 家 戸 数			
		計	専 業	兼 業	
				I 種	II 種
実 数	2,838	2,185	1,126	816	243
構成比 %	100	(100) 77	(51) 40	(37) 29	(12) 8

(註) ① 昭和30年町農調査結果統計表

② ()内は農家総戸数に対する専業別農家数の割合を示す。

これを県平均の37.8%、全口平均37.9%と比較して約2倍の比率を示していることは、農家の占める比率の高いことに注目しなければならない。

農家戸数2,185戸のうち専業農家は1,126戸で51%を占め、兼業農家は1,059戸で49%を占めている。兼業農家のうち農業を主とするもの816戸で37%、農業に従事するもの243戸で12%となっている。

また、自作別、経営規模別農家戸数をみるとオノ表のごとくなる。すなわち自作農1,860戸、自小作280戸、小自作43戸、小作32戸で自作農が84%と多くなっている。また経営規模別にみると、1ha以下の農家数が64%と最も多く、次に1haから1.5haまでの農家数が28%となっている。

オ3表 自作・小作別、規模別戸数及び面積

規模別 自作・小作別		(単位戸数、戸面積 ha)									
		戸数	総面積	戸数	0.3ha未満	0.3~0.5ha	0.5~1.0ha	1.0~1.5ha	1.5~2.0ha	2.0~3.0ha	3.0~5.0ha
計	戸	(100) 2,215	(100) 1,860	275	275	304	842	637	149	8	
自作	戸	(100) 1,860	(100) 1,860	566	566	119.6	636.0	800.3	235.0	18.5	0.84
小作	戸	(100) 1,860	(100) 1,860	194	194	241	730	557	130	7	0.74
自作	戸	(100) 1,860	(100) 1,860	30.8	30.8	94.5	558.2	719.8	205.6	16.3	0.88
小作	戸	(100) 1,860	(100) 1,860	35	35	38	107	80	19	1	0.78
自作	戸	(100) 1,860	(100) 1,860	5.6	5.6	15.2	73.9	80.5	29.4	2.2	0.74
小作	戸	(100) 1,860	(100) 1,860	17	17	21	5				0.68
自作	戸	(100) 1,860	(100) 1,860	93	93	8.3	3.9				0.50
小作	戸	(100) 1,860	(100) 1,860	28	28	4					0.49
自作	戸	(100) 1,860	(100) 1,860	49	49	1.6					0.21
小作	戸	(100) 1,860	(100) 1,860	6.5	6.5						0.14

(注) ① 町資料による。
② 昭和35年8月1日現在。
③ 〇〇〇〇は、総数を100とした場合の自作・小作別、戸数、面積の比率を示す。
④ 資料の調査時期の相違により多少の誤差が生ずる。

(2) 土地

オ4表 地目別面積

(単位ha)

地目	総数	田	畑	山林	原野	宅地	その他	公共用地	備考
面積	10,860	1,600	260	7,460	530	120	140	750	
構成比	100	14.7	2.4	68.7	4.9	1.1	1.3	6.9	%

(注) ① 町の建設計画書により作成

② 公共用地とは道路、河川敷等の用地である。

町の総面積は上述のように10,860 haであるが、これを土地利用区別にみればオ4表の通りである。

すなわち山林原野が73.6%と圧倒的に多いが、しかし耕地、特に水田が14.7%も占めていることは注目すべきことであつて、古来水田を重宝主義に開墾した地帯であるといわれていることから、この町の一面平坦地としての性格をおびていることがうかがわれるからである。

また、これを所有形態別に見るとオ5表の通りである。

オ5表 地目別所有者別面積

(単位ha)

地目	計	国有地	公有地				私有地
			県有	所有	財産区有	小計	
総数	(100) 10,860	(30) 3,939	(18) 200.6	(08) 84.7	(08) 87.9	(34) 373.2	(930) 10,092.9
山林原野	(100) 7,460		1.0	12.8	83.6	(1.2) 97.4	(98.8) 7,892.6
耕地	1,860	0.5	10.3	-	-	10.3	1,849.2
公共用地	750	3,934	189.3	71.9	-	261.2	95.4
宅地その他	260	-	-	-	43	43	255.7

(注) ① 町の建設計画書により作成した。
② 財産区有の中には部落有も含む、なお地目別には山林3.2ha、その他4.1haが部落有である。

このように私有地が全面積の93%を占め、残り7%が公有地となっており、耕地、山林原野は殆んど私有地である。

(3) 産業の構造

1) 農業

この町の農用地面積は1,860haであり、その86%が水田である。いわゆる、米作を主とした水田農業である。

農地の利用状況を示せばオフ表のごとくである。

オフ表 農地利用状況

	総数	田			畑				
		計	一毛作	二毛作	計	普通畑	新開地	牧草畑	その他
面積(ha)	1,860.0	1,600.0	1,146.1	453.9	260.0	226.1	18.5	8.6	3.8
関係戸数(戸)	2,215	2,164	1,979	2,072	2,046	2,046	164	17	112
面積比(%)		100	71.9	28.1	100	87.9	7.2	3.4	1.5

(注) ① 昭和33年8月1日現在

② 関係戸数における田、畑の計とオフ表の内訳のトータルとは一致しない。

③ 農業基本調査並びに町資料による。

水田のうち二毛作田率は約28%で大部分は一毛作田である。一毛作田のうち、排水不良、冷水田、酸性土壌その他等の原因による要改良田は約45%に当る504haも存在し、今後の改良とあいまって、これが利用についてはこの町の大きな課題であろう。

水田裏作としての栽培作物は殆んどが大麦、小麦であり、一部ナタネ、緑肥作物、飼料作物がみられる程度である。このように水田裏作の不振の原因はどこにあるかについて考えるに、この町における畑作は一般に適作がみられず農家至済に対して積極的な役割を果たされていないことによる畑作の有利性が認められていないからである。また地形的には棚田が多く機械力の導

入が困難なこと、このことが経営的には労力の不足となつてい

るためであると思われる。
また、普通畑は農用地の1.2%を占めるが、煙草の耕作が一部行われている程度で、殆んどが自家用野菜と雑穀の生産が行われている状態で、煙草以外には商品作物としてはみるべきものがない。このことは、この町の農家は一般に、畑作に投ずる資材、労力があれば、水田稲作の改良に注いだ方が有利であると信じている^(注)といわれていることから伺えるのである。

また果樹園や牧草地の占める割合は低く、さしてみるべきものがない。

(注) 世羅町新町村建設計画書

農機具の主要なものを示すとオフ表のごとくになり、各種の農機具がかなりよく普及している。こうした農機具はこ、数年急速に増加してきている。またこれを個人有、共有別にみると

オフ表 主要農器具の所有状況

(単位 台)

	電 動 機	石 油 発 動 機	カ ル ナ ベ ー タ ー	畜 力 用 碎 土 機	動 力 噴 霧 機	動 力 撒 粉 機	動 力 脱 穀 機	動 力 カ ッ タ ー	動 力 耕 転 機	板 摺 機	精 米 機	製 粉 機	精 麦 機	三 輪 車
個人有	335	841	7	396	49	46	1,061	331	25	102	463	133	3	48
共有	56	65	13	30	18	44	97	43	0	61	96	59	7	2
計	391	906	20	426	67	90	1,158	374	25	163	559	192	10	50

(注) ① 昭和33年8月 農業基本調査結果町資料による。

② 共有の関係戸数については明らかでない。

③ ()は計を100とした場合の百分率を示す。

電動機、石油発動機、動力脱穀機などは、殆んど個人有で総農家

戸数の約半数の農家が所有している。一方これを経営規模との関連においてみると、個人有は0.8ha以上の農家に多く、以下の農家は共通のものが多くなっている。

動力耕耘機は総数25台で全て個人有となつてゐるが、これも土地に対する農業機械は立地条件に制約され少なくなつており一般に殆んどの農家は牛を用いる犁耕によつてゐる。

酪農業の発達していない畜産は耕種生産と飼料と厩肥畜力という関連で経営的意味をもつてゐるが、この町の畜産はそれに加えて、乳牛の生産、鶏卵の生産によつて現金収入を得てゐる。

飼育家畜を昭和33年農業基本調査結果によりみれば、和牛が2,130頭で最も多く、乳牛1,39頭、馬89頭、豚59頭、めん羊185頭、山羊387頭、鶏1,573羽であり、またこれを経営規模別に飼養頭数並びに飼養農家数を示せばオ8表のごとくなる。飼料は乳牛、鶏を除いては、殆んど自給飼料

オ8表 経営規模別飼養頭数及び飼養農家数

区 分 別	乳牛		役肉牛		馬		豚		めん羊		山羊		鶏	
	飼養農家数	頭数	飼	頭	飼	頭	飼	頭	飼	頭	飼	頭	飼	羽
総数	84	139	1644	2130	86	89	34	59	130	185	343	387	1573	10107
0.3ha未満	4	5	38	49	8	8	18	30	7	10	51	65	151	1058
0.3~0.5ha	5	8	186	198	8	8	4	6	13	21	39	44	179	843
0.5~0.7ha	18	32	348	396	14	14	4	9	16	26	39	42	202	1544
0.7~1.0ha	23	38	510	680	28	30	5	5	35	51	85	89	312	3196
1.0~1.5ha	29	46	495	679	25	26	2	2	45	58	102	116	386	3177
1.5ha以上	5	10	67	128	3	3	1	7	14	19	27	31	83	629

(注) ①昭和33年農業基本調査結果、町資料より作成

であり、乳牛、鶏の飼料には一部濃厚飼料が購入されている。

畜産物として販売されるものは、焼牛が20,551千円で販売額全体の57%を占めて圧倒的に多く、次いで鶏卵が8,750千円で24%を占め農家の根強い現金収入源となつてゐる。また近年導入された乳牛の牛乳収入が6,047千円で17%を占めてゐる。

その他養蚕等は全くみられない。

農家はいずれも家族労作的経営であつて、農業において雇用することは僅少である。

昭和33年の主要農産物の生産額並びにこれが消費及び販売の関係を示せばオ9表の通りである。

オ9表 主たる生産物並びに消費及び販売額

	普通作部門			特用作物部門			疎菜部門			その他	計
	米	麦	その他	タバコ	茶	その他	大根	白菜	その他		
耕作面積	ha (244) 1660	ha (218) 523	ha (27) 192	ha (29) 72	ha (12) 30	ha (0.2) 4	ha (0.6) 14	ha (0.4) 10	ha (1.6) 41	ha —	ha (100) 2486
生産量	kg 40,188	kg 9,155	—	kg 10,612	kg 6,260	—	kg 69,322	kg 43,206	—	—	—
生産額	(672) 40,974	(64) 38,883	(31) 18,817	(43) 26,084	(0.6) 3,900	(0.5) 2,893	(0.4) 2,428	(0.4) 1,771	(25) 15,319	(14.6) 88,311	(100) 603,350
消費	(51) 20,762	(88) 34,687	(95) 17,869	—	(51) 2,000	(100) 2,893	(90) 2,185	(90) 1,594	(99) 15,169	(53) 43,130	(55) 330,549
販売	円 (46) 199,352	円 (12) 4,796	円 (5) 948	円 (100) 26,084	円 (49) 1,900	—	円 (10) 243	円 (10) 177	円 (1) 150	円 (47) 41,181	円 (45) 27,283

2) 林業

a) 山林の所有と利用の概況

1) 所有別林況

この町の林野面積は7,990haであり、所有別、針広別面積

蓄積を示せばオ10表の通りである。

オ10表 所有別、針広別面積、蓄積 (単位 面積 ha 蓄積 m³)

所有別 区分	総 数		町 有 林		財産区有林		部落有林		私 有 林	
	面積	蓄積	面	蓄	面	蓄	面	蓄	面	蓄
総 数	7989	542,298	12.8	765	763	7,124	7.3	18	2892.6	504,391
針葉樹	5,505	430,756	12.8	765	763	7,124	7.3	18	5,405.6	422,899
広葉樹	986	20,873							986	20,873
混交林	876	18,669							876	18,669
竹 林	19	11,000							19	11,000
伐採跡地	70	—							70	—
原	533	—							533	—

(注) ① 果有林/haは計上しない。② 用山林務出張所の施策計画編成資料による。

所有別面積については、すでに述べたので、ここでは針広別面積蓄積について明らかにする。すなわち果有林/haを除いた林野面積7989haのうち針葉樹林が5,505haで69%を占めて圧倒的に多く、その大部分はアカマツの天然林である。広葉樹林は986haで12%、混交林876haで11%、原野533haで7%となり、竹林、伐採跡地が2%となつている。これを所有別にみれば、針葉樹の約98%が私有林で大部分を占め、町有、財産区、部落有などの公有林は僅かに2%を占めるにすぎない。蓄積については総蓄積の84%が針葉樹のそれと占められ、所有別には私有林が殆んど公有林は僅かに1.6%を占めるにすぎない。また針葉樹林のうち財産区林に64haの人工造林地がある以外は全てアカマツの天然林であり、生産地林が多く、ha当り蓄積は全体で64m³、針葉樹林78m³、広葉樹林は21m³と

極めて低くなつている。

次に山林の所有状況を耕地との関連において経営規模階層別に示せばオ11表の通りである。

オ11表 耕地と山林の所有状況 (単位、戸)

山林 耕地	総数	無所有	0~0.5ha	0.5~1ha	1~2ha	2~3ha	3~4ha	4~5ha	5~10ha	10~20ha	20~50ha	50~100ha	100ha以上	計
総 数	2807	734	585	282	375	231	183	111	226	61	15	3	1	2073
非農家	756	450	170	36	41	14	21	8	12	2	1	1	—	306
0~0.3ha	257	111	67	33	18	7	6	2	10	2	1	—	—	146
0.3~0.5	284	90	90	30	34	13	9	5	11	2	—	—	—	194
0.5~1.0	810	69	206	124	161	104	53	26	48	12	6	—	—	741
1.0~1.5	583	13	47	57	113	84	78	52	98	34	5	2	—	570
1.5~2.0	112	1	4	2	8	9	15	16	46	9	2	—	—	111
2.0~3.0	5	—	1	—	—	—	1	2	1	—	—	—	—	5

(注) ① 世帯単位基本調査資料 昭和31年 ② 公共所有等は1戸とみなした。

11) 利用の概況

この町の林野は、前掲オ10表の所有別、針広別面積蓄積にて示されるごとく、針葉樹が大部分を占め、これらは殆んどアカマツの天然林で人工造林は極めて僅かにみられる程度である。伐採状況については明らかになし得ないが、町の資料などから推計すると年間約16,700m³前後伐採されている。現在利用可能令級(Ⅴ令級以上)に達していると考えられるものが35%、中令級(Ⅲ~Ⅳ令級)に属するものが45%、幼令級(Ⅰ~Ⅱ令級)20%と考えられ、零細所有農家は、自家用薪炭材の確保と林間採草を主目的とし、中所有以上の農家(5ha以上の所有農家)に林業生産の商品的利用が若干みられる。

一般に林野の自給的利用の段階にあるようで、昔からの自家用薪炭材の確保と宮農上堆肥の原料としての林間採草にとどまり、林業生産は発展していない。このように林野の自給的利用の比重

の高いことが林地の低位生産性の原因となり、林地層悪化へのコースをたどっている。このことは、層悪林約800ha、秃山35ha、荒廃移行林160haなどの多さにのぼる現状からもうかがえると思うのである。

林産物は用材、薪、木炭等である。用材は一般用材が34%、パルプ用材31%、杭木用材14%などで、(昭和32年度実績)パルプと杭木用材で約半数を占めている。

市内の製材所は、丸鋸、帯鋸を備える10馬力から110馬力の工場が12ヶ所あり、一般製材が行なわれているが、素材のまま搬出されるものが大部分である。生産素材の75%以上が販売用として、そのうち、70%は尾道、福山、三原方面に移出され、20%が町内で製材の上、県内にその60%、岡山、京阪神方面へ40%のものが移出される。木炭は黒炭が多い、専業の製炭者はなく、すべて小規模な農閑期を利用した兼業製炭である。炭窯施設は33ヶ所あり、昭和28年には18千俵の生産量をあげたが、その後漸減し、昭和32年には約15千俵となった。木炭も生産量の20~30%のものが町内で消費される外は、すべて県内各地に送られる。薪生産量は昭和28年175千束が昭和29年235千束、30年275千束と増加したが昭和32年164千束と、木炭同様漸減の方向にある。

林野生産物についてその販売額を昭和32年についてみると、素材で71,687千円、竹材170千円、薪240千円などがあげられる。

また林野副産物のうち最も大きいものは松茸である。世羅松茸は古くからその名が知られており、昭和33年生産量の約80%が商品化され県外に送りだされている。他に樹皮、竹材等が僅かに商品化されている。

以上の販売生産物の外、自家消費用の薪炭材が総生産の20%近くあるものと思われる。

3) 商工業

商業は町民相手の小規模な経営である。工業は食料品工場、木工場、建築工場、製材工場、木材化学工場その他等の工場があるが何れも小規模である。

以上この町の産業について概観してきたのであるが、昭和31年における産業別生産額を町の資料によつて示せば、オノ2表の通りである。この中にはオノ1次、オノ2次産業のみで、オノ3次産業がくまらず資料の関係で明らかにし得ないので、決して全貌をつくすものではないが、このかぎりでは、生産額の64.9%が農業で占められて圧倒的に多く、次に林産物を原料とした製造業が15.7%、林業11.3%となり、農業依存度が圧倒的に高くなっている。

オノ2表 産業別生産額 (単位千円 %)

年次別 種別	昭和5年		11年		25年		31年	
	生産額	比率	生産額	比率	生産額	比率	生産額	比率
総計	988	100.0	1,419	100.0	526,430	100.0	928,997	100.0
オノ1次産業	708	71.8	1,193	84.0	438,121	83.3	708,413	76.0
農 業	640	64.9	1,061	74.7	397,071	75.5	663,380	64.9
林業及び 狩猟業	68	6.9	132	9.3	41,050	7.8	105,033	11.3
商業及び 水産業	-	-	276	-	-	-	-	-
オノ2次産業	278	28.2	226	15.9	88,309	16.7	228,584	23.8
商業建設業	1	-	3	0.2	28,135	5.3	75,082	8.1
製造業	277	28.2	223	15.7	60,174	11.4	145,502	15.7

(注) ① 昭和5、11年は県統計資料、他は町の資料による。

オ2章 農家林業の実態

オ1節 集落の概要

調査集落である青山部落は、世羅町商店街より約4km旧大田村の南東部に位置し、中山——三原間を結ぶ東南に走る県道を中心左右に山脈で囲まれた山間部落である。

総戸数は42戸で、うち農家戸数40戸、非農家戸数2戸で、この非農家である2戸は戦後の疎開者である。

人口は216人で、うち農業人口は210人、1戸当り農家人口は5人である。

戦後における人口移動は余り見られず、1郎、次、三男が10人程就学して部落外に転出したもの及び離村者が1戸あつたのみである。

年令階層別、男女別人口構成を見ればオ13表の通りである。

オ13表 年令階層別男女別人口構成

年令別	男女別	計	男	女
0 ~ 14才		(34) 人 74	(33) 人 32	(35) 人 42
15 ~ 59		(51) 人 109	(49) 人 47	(52) 人 62
60才以上		(15) 人 33	(18) 人 17	(13) 人 16
計		(100) 人 216	(100) 人 96	(100) 人 120

(注) ① ()内は%

② 男女別構成比 男44% 女56%となる。

この部落の総土地面積は94.53haで、これを土地利用区別にみれば、耕地面積31.95haで、うち水田28.23ha、畑2.57ha、その他1.15haとなり、林野面積は60.74ha、宅地その他1.84haで、総土地面積に対して夫々、耕地33%、林野64%、宅地その他3%となっている。

農家1戸当り平均面積は耕地0.8ha、林野1.5haとなり、耕地は町平均の0.84haにほぼ等しく、県平均の0.6haより大きくなっている。林野は大部分私有林であり、社寺有林1.2ha、部落有林は僅かに0.6haあるにすぎない。

この部落における林野の利用は殆んど自家用薪炭材、営農資材としての自給的利用の段階にとどまり、林業生産の商品化は余り見られず水田農業に主体をおき、それにタバコを主とした若干の畑作と和牛の飼育による仔牛の生産等の農業収入が農家全戸における主要な部分を占め、加えて兼業収入によつて農家全戸を維持している農家が多い。

オ2節 調査表の集計結果の概要

ここでは青山部落の農家について、農家林業調査票による調査結果より、その実態を農家の階層別に明らかにせんとするものである。

そこで、まず農家の階層区分についてあきらかにしなければならない。

農家の階層区分は、一般に同一地域内における農家林業の経営構造の同質性を求める手段として行われるものであるが、すでに地域区分によつて、地域的同質性が計られているので、ここでは、顕著に地域内異質性を呈示する指標として、一般的に用いられる経営土地面積を階層区分の指標として選択した。

そこで土地面積を二つに区分した。オ1は農家の農業経営の階層を示す指標として耕地経営規模を、オ2に農家の林業経営の階層を示す指標として林地経営規模を取りあげた。そして面積階層区分については、部落農家の農地と林地の所有関係並びに協賛調査における区分などを考慮して、それぞれ次のように区分した。

耕地経営規模による区分

区分	種別	農家数	1戸当り 耕地面積	略号
I	1.5~2.0 ha	3	1.57	I
II	1.0~1.5	11	1.21	II
III	0.5~1.0	13	0.78	III
IV	0.3~0.5	7	0.42	IV
V	0.3以下	6	0.11	V
計		40	0.80	

林地経営規模による区分

区分	種別	農家数	1戸当り 平均林地面積	略号
I	40~60 ha	4	5.29	I
II	20~40	7	2.69	II
III	10~20	10	1.45	III
IV	0.3~1.0	9	0.60	IV
V	0.3以下	4	0.17	V
計	無所有	6	-	6
計		40	1.50	

1. 農業生産の構造

(1) 農業経営構造や農家の階層性を示す指標として重要な専業別農家数についてあるに、オノに専業農家率50%以上はI階層のみ、30~50%はII、III階層、20~30%はIV、V階層となり、I階層を除いては専業率は低くなっている。特にV階層には全くなく、全体として専業率は30%となり、兼業化の程度は高くなっている。

次にオノ種 2種兼業農家率についてみれば、I、II、III階層は、夫々100%オノ種のみで、業態別には日雇が最も多く、賃労働者、取人が次に多くなっている。IV、V階層においてはオノ種が夫々70%、30%となり、V階層はオノ種兼業が70%をしめている。業態別にはIV階層にネグタイ属が45%占める外は殆んど日雇、賃労働者、取人などである。

(2) 農家の家族数並びに農業従事者数はオノ14表に示したように家族数は、平均5人、Iは4.3人、IIは4.0人で僅かに少なくなっているが、II、III、IV階層は夫々5.8、5.3、5.7人と僅かに多くなっている。

農業従事者数についてみれば、Vが1.8人で最も少なく、IVが2.7人で他階層においては全て3人以上であり、兼業化の程度の高

オノ14表 経営耕地階層別家族数並びに農業従事者数

区分	種別	農家数	1戸当り 平均家族数	1戸当り平均農業従事者数	
				主従事者数	補助者数
I		3	4.3	3.0	-
II		11	5.8	2.7	0.4
III		13	5.3	2.0	1.0
IV		7	5.7	2.3	0.4
V		6	4.0	1.3	0.5
計		40	5.0	2.2	0.6

くなるにつれて農業従事者は少なくなっている。全体の平均従事者数は2.8人である。

(3) 経営耕地面積はIが1.57 haで最も多く、次にIIが1.21 ha、IIIが0.78 ha、IVが0.42 ha、Vが0.11 haとなり、V階層は全て飯米を購入している。

これを主要な水田、畑地別にみればオノ15表に示すように水田率はVが27%で極めて低い外は全て90%前後と高くなっている。したがって畑は狭少で、各階層とも0.04~0.14 ha前後である。

オノ15表 耕地経営階層別、水田並びに畑地面積

耕地階層	農家数	農家1戸当り平均				
		水田面積	水田率	二毛作田率	畑地面積	畑地率
I (1.5~2.0 ha)	3	1.39 ha	88%	24%	0.14 ha	8%
II (1.0~1.5 ha)	11	1.08	89	26	0.07	6
III (0.5~1.0 ha)	13	0.71	91	33	0.05	6
IV (0.3~0.5 ha)	7	0.37	88	18	0.04	10
V (0.3 ha以下)	6	0.03	27	25	0.04	36
計	40	0.71	88	27	0.06	8

次に耕地所有の異動について、先づ農地解放の状況についてみるにオノ表に示すように、解放農家率はⅠが33%で最も高く、Ⅱ、Ⅲでは8%内外で、Ⅳ、Ⅴには全くみられない。一方解放面積ではⅡが0.80 haで最も多く、ⅠⅢでは0.3 ha内外である。一方解放うけた農家率についてみればⅢが69%で最も高く、次にⅡの54%、Ⅳの29%でⅠとⅤ階層には全くない。これを1戸当り面積についてみればⅣが0.67 haで最も多く、Ⅱ、Ⅲ階

オノ表 耕地至管階層別にみた農地解放の状況

耕地階層	農家数	解放した			解放うけた		
		農家数	解放農家率	1戸当り面積	農家数	解放うけた農家率	1戸当り面積
I (15~20ha)	3 ^P	1 ^P	33%	0.37 ^{ha}	— ^P	—%	— ^{ha}
II (10~15ha)	11	1	9	0.80	6	54	0.30
III (0.5~10ha)	13	1	8	0.26	9	69	0.30
IV (0.3~0.5ha)	7	—	—	—	2	29	0.07
V (0.3ha以下)	6	—	—	—	—	—	—
計	40	3		0.47	17	42	0.34

戸では0.3 haである。解放によつて増減した面積の殆んどは水田で畑は僅少に過ぎない。上述のことからしてⅡ、Ⅲ階層には農地解放による耕地の自作化によつて比較的安定するようになった農家の多いことがうかがわれる。

さらに昭和25年以降における農地解放以外による耕地の増減をみればオノ表に示す通りであつて、各階層とも余り増減はみられない。しかしⅤ階層においては50%の増加農家率を示すが、これは開拓によるものであつて、その他の階層における増減の主な理由は分けてもらつたり、分けてやつたというものが殆んどで、買受けによる増加はⅢ、Ⅳ階層に夫々戸あるのみで、また売却による減少はⅠ階層に1戸あるのみである。

オノ表 耕地至管階層別にみた農地の移動状況

耕地階層	農家数	増加した			減少した		
		農家数	増加農家率	1戸当り面積	農家数	減少農家率	1戸当り面積
I (15~20ha)	3 ^P	1 ^P	33%	0.16 ^{ha}	1 ^P	33%	0.08 ^{ha}
II (10~15ha)	11	1	9	0.23	—	—	—
III (0.5~10ha)	13	3	23	0.24	1	8	0.05
IV (0.3~0.5ha)	7	1	14	0.13	1	14	0.15
V (0.3ha以下)	6	3	50	0.07	—	—	—
計	40	9	22	0.16	3	7	0.08

(4) 家畜の飼養状況はオノ表に示すように。

オノ表 耕地至管階層別家畜の飼養状況

耕地階層	農家数	飼養農家率	和牛			ニワトリ		
			飼養農家率	頭数	1戸当り頭数	飼養農家率	羽数	1戸当り羽数
15~20ha	3	100	100	6	2.0	100	76	25.0
10~15	11	100	100	15	1.4	64	58	8.3
0.5~10	13	100	100	18	1.4	46	29	4.8
0.3~0.5	7	100	71	5	1.0	100	24	3.4
0.3ha以下	6	50	17	1	1.0	50	7	2.3
計	40	92	83	45	1.4	65	194	5.2

主要なものは和牛とニワトリのみで、この外、中家畜としての山羊、山羊などは極めて僅少に過ぎない。和牛はⅤ階層を除いては、各階層とも殆んど農家1戸当り1頭内外飼養して居り、役牛としての畜力利用と仔牛の生産による販売収入が、部落全体としては米作について農家の現金収入の面で大きな比重を占めている。また、ニワトリの飼養農家率はⅠ、Ⅳ階層を除いては50%内外であり、1戸当りの飼養羽数についてみれば、Ⅰが25羽で最も多

く、Ⅱ以下8.3、4.8、3.4、2.3羽と夫々少なくなっているが全体の平均としては5羽程度であり、Ⅰが多くなっているのは1戸で70羽も飼養している農家があるためで、この農家を除いては全く自給程度である。

飼料構造については林野からの草の採取と関連として重要な意味をもつが、和牛の飼料としては畦畔からの採草と農業副産物が利用され、林野からの採草は敷草として利用され、堆肥の原料として用いられている。このように草の利用は採取場所によって判然と区別されているのである。なお、草の利用については後で詳しく述べる。

(5) 農業の生産手段としての農用機械の種類別所有状況を示せば、オ18'表のごとくである。すなわち、全体として経営規模が高くなるにつれて所有台数は多くなっている。特に動力脱穀機と発動機はⅣ、Ⅴ階層を除いては、殆どどの農家が個人有として各々1台を所有している。その他の機械は共有として5ないし6戸の共同で使用している。また、これら主要農用機械の1戸当り所有台数並びに共有、無所有農家率について示せばオ19'表の通りである。すなわち、無所有農家率はⅤ階層が100%近くで最も高く、次にⅣ階層が高くなっている。この傾向は特に動力脱穀機、動力板摺機、発動機などにみられる。また土地に対する機械は立地条件に支配され全く導入されていない。全体を通じて水田の経営規模の高い階層機械の所有農家率は高くなっている。

次に、これら主要農用機械の所有状況を、林野階層別にみれば、オ20'表に示すごとくであって、3階層を除いては経営耕地階層によるそれと同様の傾向がみられる。個人有、共有農家率の関係についても同様のことがいえる。

なお、耕地と林野の所有関係については、後述するが3階層に属する農家を除いては殆ど耕地所有が多くなるにつれて林野の所有面積が多くなっている。従って農用機械の所有農家率は経営

オ18'表 農用機械の所有状況

(単位 台)

階層 戸数	農家数	動力脱穀機		板摺機		噴霧機		撒粉機		カッター		モーター		発動機		オート三輪	
		個人	共有	個人	共有	個人	共有	個人	共有	個人	共有	個人	共有	個人	共有	個人	共有
Ⅰ (5~20)	3	3	-	-	3	-	1	-	1	1	-	1	-	3	-	-	-
Ⅱ (10~15)	11	11	-	1	10	1	6	-	8	8	-	2	1	10	-	-	-
Ⅲ (0.5~10)	13	12	1	2	11	-	12	-	11	3	1	2	-	12	-	2	-
Ⅳ (0.3~0.5)	7	1	3	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	1	3	-	-
Ⅴ (0.3以下)	6	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
計	40	27	5	3	25	1	19	-	22	12	1	5	1	26	4	2	-

(注) ① 共有台数は延台数を示す。

オ19'表 主要農用機械の1戸当り所有台数並びに共有、無所有農家率

階層 戸数	農家数	動力脱穀機			板摺機			発動機			モーター			動力カッター		
		1戸当り台数	共有農家率	無所有農家率	1戸当り台数	共有農家率	無所有農家率	1戸当り台数	共有農家率	無所有農家率	1戸当り台数	共有農家率	無所有農家率	1戸当り台数	共有農家率	無所有農家率
Ⅰ (15~20戸)	3	1.0	0	0	0	100	0	1.0	0	0	0.3	0	66	0.3	0	66
Ⅱ (10~15)	11	1.0	0	0	0.9	91	0	0.9	0	9	0.2	9	73	0.7	0	27
Ⅲ (0.5~10)	13	0.9	8	0	0.2	84	0	0.9	0	9	0.2	0	85	0.2	8	92
Ⅳ (0.3~0.5)	7	0.1	43	43	0	14	86	0.1	43	43	0	0	100	0	0	100
Ⅴ (0.3以下)	6	—	17	83	0	0	100	0	17	83	0	0	100	0	0	100
計	40	0.7	13	20	0.5	63	30	0.65	10	25	0.1	3	85	0.3	3	68

オ20表 林野階尸より見た主要農用機械の所有状況

林 野 階 尸	農家数	動力脱穀機		動力収刈機		気動機		モーター		動力カッター	
		個人有 農家率	共有 農家率	個人有	共有	個人有	共有	個人有	共有	個人有	共有
1(40~60ha)	4	100	0	0	100	100	0	50	0	50	0
2(20~40)	7	88	0	0	88	88	0	3	0	13	0
3(10~20)	10	67	25	0	67	67	25	0	0	3	5
4(0.3~10)	9	78	22	11	78	78	11	3	0	5	0
5(0.3ha以下)	4	75	0	50	25	25	0	3	3	5	0
6(無所有)	6	17	17	17	0	17	17	0	0	0	0
計	40	68	13	8	63	65	10	13	3	30	3

耕地面積が大きいほど高くなっているといえる。

(6) 農業労働は大部分が家族労働で行っており、田植、稲刈時の農業期には僅かに雇用労働を入れていた外は、手間替、ゆいなどを行っている。

雇用農家率はIが100%で最も高く、IIが64%、IIIが48%、IVが14%と経営規模の大きい階尸程高くなっている。また雇用は全て日雇労働で雇用農家年間/戸当り平均雇用日数についてみれば、Iが20日、IIが27日、IIIが22日、IVが6日でII階尸が最も多く、次にIII階尸となっているが、これはタバコ耕作に関連する農繁期の労働不足に起因するものと思われる。因みにタバコ耕作農家についてみると、I階尸には全くなく、II、III階尸では夫々27、31%の農家率を占めている。なお、タバコ耕作についてはあとで述べる。

次に手間替、ゆいについてみれば、Vを除く各階尸を通じ5月6月、10月の農繁期に50~80%の農家が10人前後の手間替、ゆいを行っている。

(7) 農業経営費の構成としての肥料、飼料などの投入量を示せばオ21表のごとくである。

オ21表 肥料、飼料などの投入量(農家/戸当り平均) (単位円)

階尸	農家数	肥料	飼料	農薬	種苗	光熱
I(15~20ha)	3	(2,290) 36,000	15,000	8,700	860	3,100
II(10~15)	11	(2,310) 28,000	3,200	7,800	520	3,200
III(0.5~10)	13	(2,440) 19,000	1,900	4,500	200	2,100
IV(0.3~0.5)	7	(3,090) 13,000	1,600	2,100	110	1,200
V(0.3ha以下)	6	(2,090) 2,300	0	350	16	100
計	40	(2,370) 19,000	2,900	4,700	540	2,000

(注) ()内は耕地0.1ha当りの肥料の投入量

農家/戸当り平均投入量は、肥料においては、Iが36,000円と最も多く、Vが2,300円と最も少なく平均19,000円となっている。これを耕地0.1ha当りについてみると、IVが3,000円程度で最も多い外は各階尸とも2,100円前後で変りはない。IV階尸が3,100円と多くなっているのは、タバコ耕作農家で耕地0.1ha当り平均約6,000円程の購入肥料を投入している農家が1戸あるからである。

飼料についてみると、Iが15,000円と特によく多くなっているが、これに前述せるごとくニワトリを70羽飼養している農家が1戸あるため、その他は殆んど冬期間における和牛の飼料代であり、和牛の飼養頭数に比例して多くなっている。

その他農業、種苗、光熱費などは経営規模の大きいIが最も多く、Vが最も少なくなつて居り、農家/戸当り平均夫々、4,700円、540円、2,000円となっている。

これら経営費の構成は各階尸によつて多少の差はあるが、肥料費は全体の50%前後を占めている。

(8) 作付組織は、水稻、大麦が主なるもので、それに若干のタバコと自家菜園などであり、その他はハダカ麦、レンゲ、促成栽培作物などが僅かに栽培されている程度で、土地利用率は約115%と高い方ではない。

主要作物としての水稻の作付規模は水田面積の大きい上階戸程大きくなっているが、大麦については、Ⅳ、Ⅴ階戸を除いては余り階戸差を認められず0.20ha前後である。このことは、麦類は主として水田裏作物として栽培されているからで、二毛作田率が平均27%で、Ⅲの33%が最も高い外は各階戸とも20%前後であることからもうかがわれる。

タバコの耕作農家は全体で9戸あるが、耕作農家率はⅠに全くないほかは、Ⅱが27%、Ⅲが31%、Ⅳ、Ⅴが夫々14%、17%で部落平均経営規模であるⅢ階戸が最も多くなっている。作付面積については資料の関係で明らかにし得ないが、タバコ耕作と畑地率、林野率との関係を示せばオ22表のごとくである。

オ22表 タバコ耕作と畑地率、林野率との関係

階戸	農家数	耕作農家率	農家1戸当り畑地率	農家1戸当り林野率	耕作農家1戸当り販売額
15~20ha	3戸	0%	0.14ha	5.22ha	0
10~15	11	27	0.07	1.73	64,000
5~10	13	31	0.05	1.33	57,000
0.3~0.5	7	14	0.04	1.06	42,000
0.3ha以下	6	17	0.04	0.21	60,000
計	40	22	0.06	1.50	58,000

畑地は各階戸を通じて極めて僅少であることは既にのべたが、タバコの嫌地性からくる畑地の確保は林野の開墾によつて求められているのである。なお、タバコ耕作と林野利用との関係は、過熟材料としての落葉の採取と乾燥材料としての薪炭材の利用など重要な関係をもつが、このことについては後で詳論する。

農業生産における主要なる商品作物としては、水稻、大麦、タバコとその他若干のビール麦、大豆、トマトと和牛の生産などであるが、主要なものについての販売額を示せばオ23表のごとくである。

オ23表 農産物の販売額（農家1戸当り平均）

階戸	農家数	平均耕地面積	二毛作田率	水 稻		大 麦		タバコ	和 牛	農業生産物販売総額
				平均作付面積	販売額	平均作付面積	販売額			
15~20ha	3戸	1.57ha	24%	1.27ha	252,000	0.26ha	—円	0円	11,000円	263,000円
10~15	11	1.21	26	1.07	175,000	0.23	3,100	17,500	12,000	231,000
5~10	13	0.78	33	0.71	96,000	0.18	790	18,000	9,000	128,000
0.3~0.5	7	0.42	18	0.37	9,100	0.07	640	6,000	—	16,000
0.3ha以下	6	0.11	25	0.05	—	0.01	—	10,000	—	10,000
計	40	0.80	27	0.67	104,000	0.15	1,200	13,000	7,200	131,000

水稻の0.1ha当り収量は土地条件の良否によつて差はあるも平均2.5~2.8石前後で階戸差は認められない。

農産物の販売総額についてみれば、Ⅰが約30万円、Ⅱが約23万円、Ⅲが13万円、Ⅳが16,000円、Ⅴ階戸が1万円となり、水田面積規模に比例して多くなっている。このことは、Ⅴ階戸を除いては農産物販売総額の50%から85%内外のウエイトを水稻の販売額で占めていることからもうかがわれることである。水稻についてタバコ、和牛、大麦の順となつていく。

食糧自給率についてみれば、Ⅴ階戸では100%購入農家であり、Ⅳ階戸では約50%の農家は自給程度にとどまり、商品化はⅠ、Ⅱ、Ⅲ階戸とⅣ階戸の約50%の農家にみられる。全体として食糧の自給農家率は約85%である。

(9) 農業生産物と生産資材の流通組織についてみれば、生産物の販売は殆んど農協を通じて行われ、一方生産資材の購入は、大部分農協を通じて行われているが、ノ部、農機具、肥料、飼料などは隣町の業者を通じて行われている。

(10) 以上部落内農家の農業生産の経営構造について、経営耕地並びに経営林野階戸別に明らかにしてきたのであるが、全体として林野所有の有産並びに林野の経営規模によつて、経営構造に大差は認められない。各階戸を通じて水田率が高く畑地率は僅少で

あり、かつニモ作田率も20%前後で低く、水稻を主とした農業経営が行われ、主たる商品作物としては水稻、大麦、タバコなどであり、水稻を除いては、商品化率は低くなっている。家畜も和牛以外にはさして養育すべきものがなく、仔牛の生産による販売収入は水稻、タバコについて大きくなっており、和牛の飼養頭数は耕地の経営規模が大きくなるにつれて多くなっているが、林野所有の有無並びにその経営規模との関連による差はみとめられない。後述するように、林業生産は発展しておらず、殆んど自給的利用の段階にあるが、特殊な1~2の農家を除いては一概に、耕地と林野の所有とはパラレルな関係にあり、林野の無所有農家は経営耕地階尸においてモVに属する農家が大部分である。また、タバコの耕作と林野との関係については前に若干ふれたが、Ⅱ階尸は林野無所有農家がノ戸のみ耕作しているほかは、林野無所有農家のタバコ耕作はみられない。しかしこの部落における林野の実態からして自家用薪炭材並びに営農資材としての落葉、下草の採取なども、林野所有農家においても他人の林野から購入あるいは無償で採取している農家が多いことからしてモタバコの耕作が必ずしも林野所有の有無によつて左右されているとは結論づけられないと思う。むしろ、耕地経営規模と関連して、農家の現金収入を計るための商品作物として栽培されているとみられるのである。このことはタバコ耕作農家が部落の中規模階尸にあたるⅢ階尸のいわゆる農業の担い手として意欲的な農業経営を行つている農家に多いことからしてもうかがわれるのである。

上述のようなことからして、この部落における農業の生産構造はノ般的には大差は認められず、耕地経営規模の大小によつて作目構成、家畜の飼養頭数、また、商品化による現金収入の面では差異は認められるが、このような差異が林野所有の有無並びにその規模の大小によるものであるとは認められない。

2. 農家林業生産の構造

1) 林野所有の構造

林野の所有状況を林野経営規模別に示せば「オ」24表に示す通り「オ」24表 経営林野階尸別農家数、林野面積並びに耕地面積

林野階尸	農家数	林野面積		耕地面積	
		総数	1戸当り平均	総数	1戸当り平均
1 (40~60ha)	(100.0) 4	(348) 21.16	5.29	(126) 6.26	1.56
2 (20~40)	(125) 7	(334) 20.27	2.69	(244) 7.80	1.01
3 (10~20)	(250) 10	(216) 13.20	1.45	(182) 6.15	0.68
4 (0.3~10)	(225) 9	(89) 5.42	0.60	(220) 7.01	0.77
5 (0.3ha以下)	(10.0) 4	(1.3) 0.69	0.17	(77) 2.47	0.61
6 (無所有)	(15.0) 6	—	—	(7.1) 2.26	0.37
計	(100) 40	(100) 60.74	1.50	(100) 31.95	0.80

(注) ①()内は計を100とした場合の構成比(%)を示す。

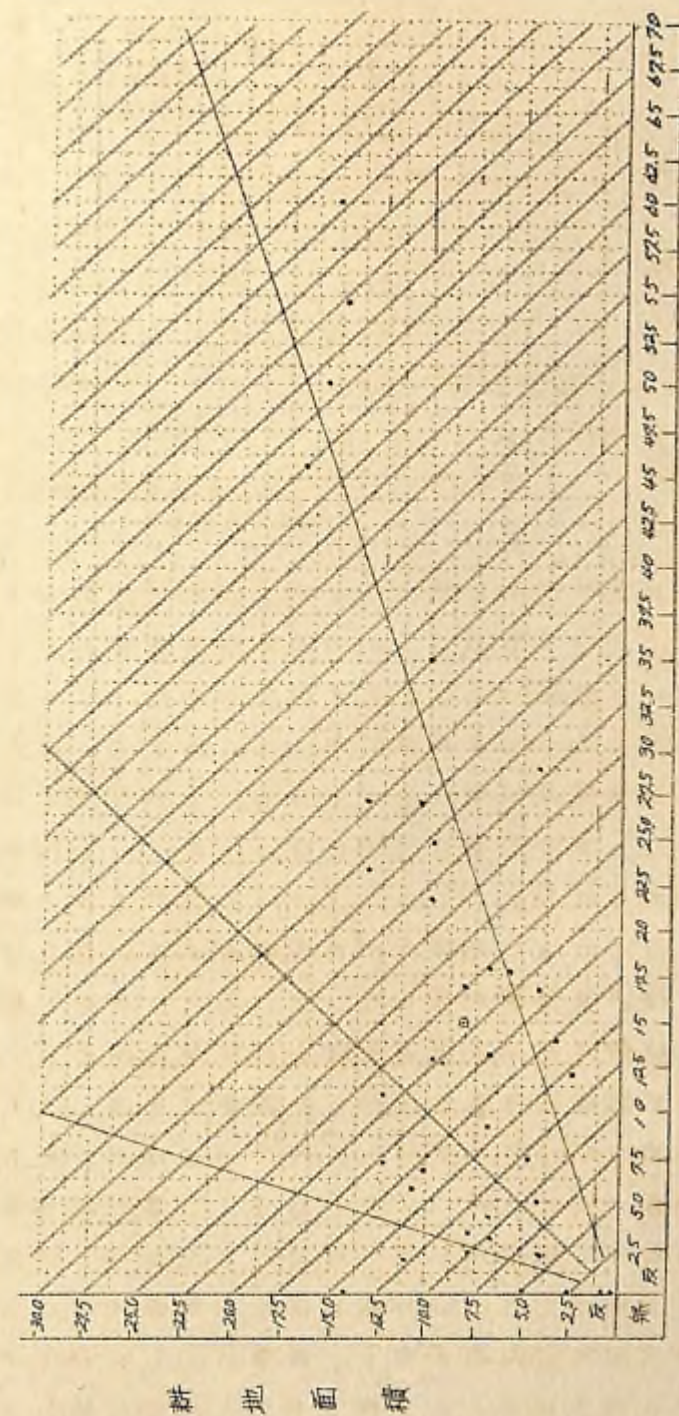
であつて、1戸当り平均林野面積は1では5.29ha、2が2.69ha、3が1.45ha、4が0.60ha、5階尸は0.17haとなり、全体では1.50haとなるが林野無所有農家は6戸で部落全戸数の15%をしめている、これを階尸別に農家数と所有林野面積との関係を見ると、部落全体で1、2、3階尸までの農家数は2ノ戸で約50%であるが、これらの農家が所有する面積は54.63haとなり約90%となり、上階尸の農家で部落の殆どどの林野を所有していることがわかる。

また、林野の所有を経営耕地面積との関連において耕地階尸別にみると、1戸当り平均林野面積はI 5.22ha、II 1.73ha、III 1.37ha、IV 1.06ha、V 0.21haとなり、Iが圧倒的に多く、かつまた、上階尸程多くなっていることは林野階尸別にみた場合と同様である。さらに林野階尸別に平均耕地面積をみると、1階尸が1.56ha、2が1.01ha、3が0.68ha、4が0.77ha、5が0.61ha、6が0.37haとなり、4階尸が3階尸より約0.1ha多くなつてはいるが、全体としては、林野の多い階尸は耕地

面積も多くなっているといえるであろう。また、この関係を戸数で見ると、1階戸は4戸のうち耕地階戸のⅠが3戸、Ⅱが1戸、2階戸では7戸のうちⅡが4戸、Ⅲが2戸、Ⅳが1戸、3階戸では10戸のうちⅡが1戸、Ⅲが6戸、Ⅳが2戸、Ⅴが1戸、4階戸では9戸のうち、Ⅱが3戸、Ⅲが4戸、Ⅳが2戸、5階戸では4戸のうち、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴが夫々1戸ずつ、6階戸いわゆる無所有階戸では6戸のうち、Ⅰが1戸、Ⅱが1戸、Ⅴが4戸となり林野階戸別農家構成を耕地階戸別のそれとを対比した場合に階戸によつて多少の差異はあるが全体としては、林野の所有と耕地の所有規模の大小との関係は平行関係にあるといえる。

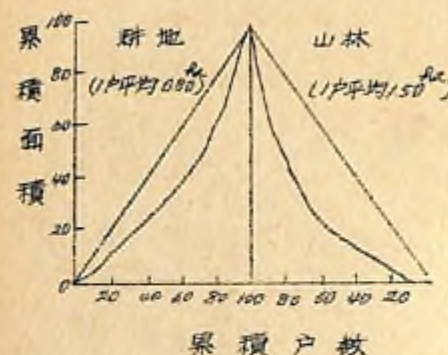
なお、この関係を図示すればオノの1及びオノの2図のごとくである。

オノの1図 耕地所有と林野所有の相関図



林野面積

オノの2図 ローレンス曲線



オ25表 林野階戸別専業別農家数

林野階戸	農家数	専業農家数	兼業農家数				兼業農家率
			I種	II種	計	兼業農家率	
1 (40~60) ha	4	2	(100) 2	-	(100) 2	50	
2 (20~40) ha	7	2	(180) 4	(20) 1	(100) 5	71	
3 (10~20) ha	10	2	(89) 7	(12) 1	(100) 8	80	
4 (0.3~10) ha	9	3	(100) 6	-	(100) 6	67	
5 (0.3以下) ha	4	2	(50) 1	(50) 1	(100) 2	50	
6 (無所有)	6	1	(100) 2	(60) 3	(100) 5	83	
計	40	12	(79) 22	(21) 6	(100) 28	70	

(注) ① ()内は兼業農家全数を100とした場合のI種II種の構成比を示す。

次に林野の所有と農家の専業、兼業との関係を示せばオ25表に示すごとくであつて、林野の無所有農家の83%は兼業農家であるが、3階戸においても80%を占め、1.5階戸では50%と他の階戸に比して専業農家率は高くなつてゐるが、全体としても70%と兼業農家率は高く、各階戸とも50%以上となつており、必ずしも、林野所有の有無並びにその大小と農家の専業との関係は認められない。しかし、5、6階戸のみの結果から一般的に推論するならば、林野の所有規模が小さい程、また無所有農家ほどオ二種兼業農家が多くなつてゐるといえると思う。

次に林野の所有と家の系譜との関係を見るに、林野の無所有農家は全て戦後の分家と入村した農家である。また所有規模の大小との関係についてみれば、1階戸では4戸のうち、本家と明治初期の分家が夫々3戸、1戸となり、上階戸程本家と明治、大正の分家が多く、規模が小さくなるにしたがつて分家を出した本家及び分家であつてさらに分家を出した農家が多くなつてゐる。

林野は殆んど私有であり、共有としては明治中期に3回に亘る山分けの際不良地として残されたものが部落有として0.6 ha 、

外に社寺有林が1.2 ha あるのみである。また林野利用の形態としては農家経済における従属部門として、自給資材の供給、家計補助などの目的に利用されているが、さらにこれと共に備蓄的な目的のものに利用している農家は僅かにみられる程度である。しかし、後述するように草肥農業時代からの落葉、下草並びに自家用薪炭材などの採取を通じての林野の収奪的利用が林野の *over-using* となり、アカマツ天然林の低位生産性となつて林野の生産力が低く、林業生産の商品化は極めて低くなつてゐる。

最後に所有林野の移動について、農地解放以降の状況を全営耕地階戸別に示せばオ26表のごとくである。まず入手について

オ26表 全営耕地階戸別、林野移動の状況

区分階戸	農家数	入手した			手離した		
		農家数	入手農家戸当り面積 ha	入手方法	農家数	手離した農家戸当り面積 ha	手離した方法
I (15~20) ha	3	(33) 1	0.09	現金で買う	(66) 2	0.25	売却
II (10~15)	11	(36) 4	0.92	"	(9) 1	1.30	"
III (0.5~10)	13	(66) 6	0.87	"	(9) 2	0.79	"
IV (0.3~0.5)	7	(29) 2	0.55	"	(9) 1	4.50	"
V (0.3以下)	6	(17) 1	1.10	"	-	-	"
計	40	(35) 14	0.80	"	(93) 6	1.61	"

(注) ① ()内は階戸別農家数を100とした場合の入手、手離した農家率%を示す。

ると、入手農家率はIII階戸が46%と最も高く、次にIIの36%、Iの33%、IVの29%となり、また入手農家戸当り面積ではIIが0.92 ha 、IIIが0.87 ha となり、部落農業の担い手としての中農戸の農家に多くなつてゐる。二のことを農業生産との関連においてみると、意欲的な農業経営によつて積極的な商品化をはかり、林地拡大への意欲がみられるのである。次に手離した農家率においてはIが66%と最も高くなつてゐるが、面積では最も少なくなつてゐる。ここで、特にIVが1戸で4.50 ha 、IIが1戸で1.30 ha と大面積を手離しているが、IVの農家の場合は家

族の病院費用のため昭和23年から28年までに4回にわたって売却したもので、Ⅱの農家の場合も同様の目的のため昭和23年1回に売却したものであつて、その他の農家についても林野は臨時的支出に充当するために手離されているのである。

その他、林野利用の変化、地目転換などについてみれば、畑地に転換してタバコの耕作等に利用したものが7戸あり、宅地としてが1戸、林道敷としてが1戸ある。畑地として利用した農家を耕地聖営階尸別にみれば、Ⅲ階尸が5戸で圧倒的に多く、Ⅱ、Ⅴ階尸に夫々1戸となつてゐる。

(2) 林野の自給的利用

前述において、林野の所有はどうかについて、その所有の状態、利用の形態、そして所有地の移動などから農家の階尸別に明らかにした。しかし、ここぞは林野の自給的利用の状態を農家の聖営耕地階尸別に明らかにせんとするものである。

(1) 農家の採草と林野

農家の採草と林野との関係はオ27表に示すごとくであるが、採草農家率は全体で93%を占め、これを聖営耕地階尸別にみればⅢに14戸、Ⅴ階尸に2戸非採草農家があるほかは、殆んど農家が採草を行つてゐる。

オ27表 聖営耕地階尸別草の採取量(1戸当り平均)

階尸	区分	農家数	自己の所有地			他所有地		採取 総量
			採取率	採取量	林間採取量	採取率	採取量	
I	(1.5~2.0)	3	100%	2,300 ^x	1,600 ^x	0%	0 ^x	2,300 ^x
II	(1.0~1.5)	11	100	1,060	545	64	820	1,880
III	(0.5~1.0)	13	91	920	300	61	380	1,300
IV	(0.3~0.5)	7	100	420	250	29	250	670
V	(0.3以下)	6	67	40	-	-	-	40
計		40	93	890	410	42	550	1,440

(注) ①他人の所有地からの採取量は全て林間採草のみである。

次に採草量についてみれば、Ⅰが1戸当り年間2,300貫と圧倒的に多くなつてゐるが、全体を通じてみれば上階尸程多くなつてゐる。これは林野よりの草が堆肥の原料として畦畔からの草が家畜の飼料として利用されている事情からも当然の結果と思われる。しかしてこれを採草の場所別にみると全体として総採取量32,900貫のうち、林野からの採取量は16,232貫で約50%を占め、畦畔からのそれが48%となる。これを林野利用状況調査結果にみられる山林原野からの採草のウエイト30~40%と比すれば依然として高いウエイトにあるといえる。これを階尸別にみてを全く同様の傾向にあり、その差は認められない。

さらに採草地の所有関係を見るに、約58%にあたる23戸は自分の経営地のみから採草しているが、他の聖営地のみからの採草農家は全くなく、35%にあたる14戸の農家は自分と他人の経営地の双方から採草している。そして他人の経営地からの採草が全て林野からのみ行つてゐることは特に注目しなければならない。これを階尸別にみると、ⅠとⅤ階尸においてのみ自分の聖営地のみから採草しているが、他の階尸においては殆んど農家が自他の双方から採草している。このことはⅠ階尸においては、林野の所有も大きく採草量も多いが採草場所も多く所有しているということであり、一方Ⅴ階尸においては、耕地の聖営規模が小さく従つて堆肥の原料としての草の必要性も少ないということに他ならない。

しかし、この節においてはお米副産物としての藁、籾殻などが直接堆肥の原料として還元されず間接的には何れ還元されるが、屋根材料、家畜の飼料、燃料などとして使用されており、堆肥の原料を主として山林原野からの採草に依存している事実からみても、採草地としての林野利用の意義が未だ高い現状にあるといわなければならない。

一方採草農家37戸のうち約87%にあたる31戸の農家は

採草量のより必要性を訴えている。これを階層別にみると夫々67%、91%、100%、71%、50%となり、耕地規模の8ha前後の中階層に多くなっている。また必要性を訴えていながら採草し得ない理由についてみると、労働力の不足が最も多く約57%を占め、次に刈る場所がないというのが約20%となっている。特に後者によるものが上述した中階層の農家に多い。

上述のように、この地方における農業生産の草は大きな意味をもち、特に林野からの採草に堆肥の原料を依存していることに注目しなければならない。

(iii) 落葉の利用

落葉採取農家率は90%で草よりも利用農家の比率は僅かに低くなっているが、これを階層別にみると夫々、100%、91%、100%、86%、67%となり、経営規模が小さくなるに従い利用農家の比率は低くなっている傾向がみられる。なお、経営耕地階層別、採取地の自他所有別採取農家率並びに採取量について示せばオ28表のごとくである。

オ28表 経営耕地階層別落葉採取の状況

区分 階層	農家数	自己所有山林		他所有山林		採取 総量
		採取 農家率	1戸当り採取 量	採取 農家率	1戸当り採取 量	
I(15~20)	3	100	330	0	—	330
II(10~15)	11	36	230	55	150	380
III(0.5~10)	13	54	100	69	140	240
IV(0.3~0.5)	7	71	60	28	115	175
V(0.3ha以上)	6	17	50	50	54	104
計	40	50	120	53	130	250

農家1戸当りの採取量はIIが380貫で最も多く、次にIの330貫となっており、III階層では240貫とこれについている。この落葉採取量をタバコ耕作との関連においてみると、タバコ耕作農

家率は既述したように、夫々、0%、27%、31%、14%、17%となり、III階層が最も高くなっているが、落葉採取量はII階層が最も多く、以下I、II、IV、V階層の順となり、この部落の奥地からしては必ずしも営農形式との関連において落葉の利用度が異なってくるとはいえないように思われる。

因みに落葉の使途をみるに、殆んどの農家が燃料に利用しており、タバコ耕作農家のみが燃料と過熱材料との併用であり、堆肥の原料にしているという農家は僅かに1戸あるにすぎない。このようなことは各階層共通の事情にある。

しかるに今後予想される燃料消費の構造の変化は、落葉の利用をかなりの程度変えてゆくものと判断されるが、落葉が主として風呂用の燃料として使用されている事情から考えた場合に必ずしも上述のような判断が実現されて行くものかどうか——。そこには燃料としての自給の有利性が未だ農家に強く認められていると思うからである。また、採取している山林を所有別にみると、全体として自分の経営地のみからが42%、他人のそれのみからが44%を占め、自分と他人の双方から採取している農家は僅かに14%にすぎない。従って、他人の経営地から採取している農家が約60%を占めている。またこれら他人の山林から採取している場合、その殆んどの農家は無償でとっており、労働を代償として提供して採取している農家が1戸あるのみである。

(iii) ソダ、マキ、炭等の利用

農家の燃料消費の構成をみると、主要燃料としては、ソダ、マキが圧倒的に多く、全体として38戸で95%を占め、次に木炭が1戸、落葉、枯葉が1戸となっている。従としての燃料には木炭、落葉、枯葉などが圧倒的に多く、穀殻、藁等を利用している農家が25%程度となっている。これを農家の階層別にみても殆んど同様の傾向にあり、階層差はみとめられない。

1戸当り年間平均消費量はマキ220束、ソダ200束、木炭

35貫程度である。しかし、マキはさらにタバコ耕作農家において乾燥材料としての業務用にノ戸当り平均約200束を消費している。また木炭はハイズミと称されるもので、木炭の炭素製炭法によるものでなく、いわば主にソダを使用としての簡単な製法によつたもので、殆んど粉炭と同様のものである。これを階戸別にみても、上述したタバコ耕作農家における業務用として燃料の差こそあれ、階戸差は認められない。

次に採取量とその採取地の所有関係をみるに、自分の聖営地のみから自給できる農家はノ戸で42%を占め、約半数以上の農家は自分と自他の双方から採取し、他人の聖営地のみから採取している農家は僅かに4戸に過ぎない。また製品としてのソダ、マキの購入農家はV階の3戸を除いてはタバコの耕作農家であり、上述の3戸は林野無所有農家である。

他人の聖営地からの採取にあつては相当する現金(主に白米でもつて支払われているようである)を支払っているものが、他人の山林から採取している農家全体の70%を占め次に山の保護管理にあたるから、その他の方法で、山仕事の雇われ米から等が夫々9%, 9%, 6%となつている。

すでに前述においても小れたように、この部落における広葉樹林は僅かに2.3haのみで、94%が針葉樹林であることから判断されるように、農家の自家用燃料の自給には困難があり、ために下草とソダの連年的採取は林地の地力維持上大きなネックとなり、このことが林地の低位生産性を招来する要因となつているものと思われる。因みに石油コンロ、プロパンガス等の近代的燃料の普及状況をみるに、石油コンロは4戸、プロパンガスは3戸使用しているにすぎず未だ広く普及していない。かつ、カマド改善の普及度も余り高くないので、将来これらの普及によつて、かなりの燃料消費構造の変化が予想されるのではないだろうか。

(iv) 自家用建築等諸資材の利用

昭和29年から33年までの5ヶ年間に自己の山林から自家用に原木を伐採した農家は林野所有農家34戸のうち、50%に達し利用度は比較的高いように思われる。これを用、薪炭材別にみると、用材のみが伐採戸数ノ戸のうち3戸で18%、薪炭材のみが8戸で47%、これら双方を伐採したものが6戸で35%となつている、これを林野階戸別にみると、1階戸100%、2階戸86%、3階戸30%、4階戸45%となつて、面積の大きい階戸程自家用伐採農家率が高くなつていようである。また用材のみの伐採は2階戸に1戸、3、4階戸でも夫々1戸となつており、伐採件数においては夫々5件、1件、1件となり、1件当り伐採材積は夫々2 m^3 、5 m^3 、2 m^3 となり大きな差はみられない。また薪炭材のみの伐採農家率は1が75%で最も多く、次に2が28%、3が22%、4が20%となり、1件当り3〜4 m^3 で連年的に伐採していることにおいては階戸性はみられない。また用材と薪炭材の双方伐採している農家率は1階戸が25%で最も多いほかは、各階戸とも殆んど差はみとめられない。しかし、1件当りの伐採材積についてみれば、薪炭材では1階戸が12 m^3 で最も少なく、2階戸では30 m^3 で最も多く、3、4階戸においては、その差はみとめられない。一方用材についてみれば2階戸が約25 m^3 で最も多く、次に3階戸の21 m^3 となつている。因みに販売としての伐採農家率をみれば、1階戸が75%、2階戸で57%、3階戸で20%となり、4、5階戸においては全くみられず、3階戸以上の階戸についてのみみれば上階戸程多くなつている。

上述のようなことからいえることは、薪炭材においては各階戸共1件当りの伐採材積は余り変りがなく、用材の伐採は上階戸ほど利用度が高くなつていといえる。全体として自家用としての伐採と販売用としての山林の利用を伐採農家率でみた場合に自家用として利用割合が用材、薪炭材共に高くなつている。

(V) 放牧地としての利用

放牧地としての林野利用は殆んどなく、自分の所有原野に和牛・スズメ放牧している農家が2階戸に1戸あるにすぎない。

家畜の飼養状況については既に前節において述べたが、和牛が主たるものであり舎飼や育が一般的である。これは採草地、原野が極めて少く、かつ部落入会林野などがなく、さらに林間採草の堆肥の肥料としての貴重性などによるものであると思われる。

以上、林野が旧来からの主な利用形態であつた営農上、生活上の自給的利用の段階について明らかにした。しかし、この種の林野利用形態は経済の発展と共に林業自体の経済的利用形態に移してゆくものと考へられるが、現在の段階においては、部落における殆んど農家において、かなり重要度の高い利用方法であると思われるのである。

(3) 林業生産の発展段階

前述において、林野の自給的利用の構造について農家の階戸別に考察し、そこでは営農上、生活上の自給的利用が現段階においてかなり重要度の高い利用方法であることを明らかにした。ここでは上述のような林野の自給的利用の段階において、林業生産がどの程度発展して来ているか、いわゆる農家林業の発展段階を明らかにせんとするものである。

農家林業の発展とは言うまでもなく資本主義的発展であり、経営構造としては商品化率、生産集約度等を指標としてはかることが出来る。(註)したがってここでは、林業生産のためにどれだけの *input* を林地に投入しているか、またどれだけの *output* を林地から出しているか、その中間過程に林業独特の *Capital* である林業資本としての林木蓄積がどのように形成されているかの3側面からみてゆきたいと思う。

まず林地への *input* としての造林、手入れなどの育林的諸行為

についてみるに、昭和29年以降最近5ヶ年間に人工植栽した農家は全体で3戸あるにすぎず極めて僅少である。このことは既に明らかにしたように森林の殆んどがアカマツの天然林であり更新は天然更新を行っているからに他ならない。人工植栽面積は全体で1.0haで樹種はマシヤブシなどの肥料木で林地の改良を目的とした造林である。一方アカマツの天然更新を期待している農家は8戸でその面積は約45haである。これらを農家の経営耕地階戸別にみると、人工植栽農家率はIで66%、II階戸で9%となり以下の階戸には全くない。一方アカマツの天然更新期待農家率は夫々66%、36%、7%、14%、とIII階戸はIV階戸に比して低くなつてはいるが、全体を通じて一般に人工植栽、天然更新期待農家率共に上階戸に行くに従つて高くなつていく。またこれを林野階戸別にみるとオ29表に示すごとくになり、耕地階戸別に見た場合と同様の傾向がみられる。

また造林に投入される労働量についてみるに、労働は全く家族労働であり、特に天然更新にあつての地極き等下種補整のための労働は投入していないので人工植栽労働についてのみみると、各階戸とも植栽農家1戸当り労働投入量は26人前後で大差はない。これを植栽面積の1ha当りについてみればI階戸で43人、II階戸では10人となり、IIはI階戸の約2倍の労働量を投入している。

下刈、枝打つる切、除伐間伐等の撫育のための林野の手入労働投入状況を特に農業労働との関連から経営耕地階戸別に示せばオ30表のごとくである。自己の山に手入を行つた農家数はII階戸が82%で最も多く、I、III、IV階戸では70%前後となり、V階戸では17%と少なくなつていく。このV階戸の少ないのは林野無所有農家が4戸あるためである。撫育の種類別にみると下刈が圧倒的に多く、次に間伐、除伐する切などである。下刈は森林所有戸数34戸のうち約76%にあたる26戸の農家が実施し

オ29表 人工植栽及び天然更新期待農家数並びにその面積

林野 階尸	農家数	人工植栽		天然更新		摘 要
		農家数	植栽農家 1戸当り 面積	農家数	期待農家 1戸当り 面積	
1(4-6)	4 ^P	(50) 2 ^P	0.40	(95) 3 ^P	0.71	人工植栽と天然更新 2回
2(2-4)	7	(14) 1	0.20	(28) 2	0.07	全上 1回
3(1-2)	10			(10) 1	0.18	
4(0.3-1)	9			(22) 2	0.26	
5(0.3以下)	4					
6(無所有)	6					
計	40	(77) 3	0.33	(120) 8	0.57	

(注) く)内は人工植栽並びに天然更新期待農家率(%)を示す。

オ30表 経営耕地階尸別林野手入労働の投下状況

階尸	区分	農家数	手入れた 農家率	手入れた農家 1戸当り労働 投下量	針葉樹 1ha当り労働 投下量 (幼み額)	摘 要 (主たる作業の種類と 時期)
I	15-20	3 ^P	66%	20人	(210) 5.2	雪止下刈 間伐 12月-3月
II	10-15	11	82	20	(108) 23.6	下刈、間伐 間伐 12月-3月
III	0.5-10	13	69	15	(1045) 13.8	下刈、間伐 12月-3月
IV	0.3-0.5	7	71	20	(1043) 23.3	下刈、間伐 7月-9月
V	0.3以下	6	17	10	(10.61) -	下刈、間伐 7月-9月
計		40	65	18	(10.60) 16.3	

(注) ①採取労働は含まない。②昭和33年14年間のもの。③く)内は1戸当り平均幼み額面積
ているが、この節節における下刈は林野からの採草 ソグの採取
を兼ねており必しも撫育のための下刈ではないことに注意しなけ
ればならない。

撫育作業も植栽作業と同じく殆んど自家労働であり、雇用労働
を入れている農家はII階尸に1戸で年間2人、また他人労働を入
れている農家はI階尸に1戸で10人入れているにすぎない。
1方撫育労働の投入時期をみるとIII階尸以上いわゆる中規模階尸

以上の農家では12月から3月にかけての農閑期に行っており農
業労働との競合をさけている配慮がうかがわれるが、IV、V階尸
では7月から9月にかけて行っている。

1戸当りの年間撫育労働の投入量は10-20人内外であるが
針葉樹(アカマツ)幼令級1ha 当りの投入量をさけると、I
で5.2人、IIで23.6人、IIIで13.8人、IVで23.3人となってお
り、手入れた農家率の最も高いII階尸が最も多く、次にIV階尸で
I階尸は最も少なくなっている。これは1戸当りの幼令級面積と
の関係、自家労働の量などから判断しなければならぬが、II、
IV階尸の農家に林業生産への積極的な意欲がうかがわれる。

上述のことを経営林野階尸別にみれば、林野の手入れた農家数
は1が75%、2が100%、3が80%、4が77%、5が25%
となつて、2階尸が最も多く、また手入農家1戸当りの労働投
入量をみると夫々17人、30人、17人、12人、3人となり、
2階尸が最も多くなっている。

すでに林野所有の構造で明らかにしたように、林野と耕地の所
有は平行関係にあるところから推論すれば、上述の経営林野階尸
別にみた撫育労働の投入状況も経営耕地階尸別にみた場合と略々
同様の傾向にあるといえるのではないだろうか。

次に上述のような林地へのinput に対して林地からのout-
putについてみよう。林地からのout-putとしては主として林
木の伐採であるが、自家用のための伐採については前述の自給的
利用のところで明らかにしたので、ここでは販売のための林木の
伐採について述べる。

昭和33年までの過去5ケ年間に於ける林木販売の状況を経営
耕地階尸別に示せばオ31表に示すごとくであり、販売農家数は
I階尸で66%、IIで36%、IIIで23%となり、IV、V階尸で
は全くみられない。また全体としては22%で販売農家率は非常
に低くなっているが、階尸別には経営規模が大きくなるにつれて

オ3/表 経営耕地階尸別林木販売の状況

区分 階尸	農家数	販売農 家数	販売農家/戸当り 伐採量			伐採 頻度	摘 要
			用材	薪炭材	計		
I (1.5~2.0)	3	(66) 2	77	—	77	2回	用材は立木 処分 薪炭材は素 材に処分 している。 ()は販売 農家率を示 す。
II (1.0~1.5)	11	(36) 4	12	—	12	1	
III (0.5~1.0)	13	(23) 3	22	1	23	1	
IV (0.3~0.5)	7	—	—	—	—	—	
V (0.3以下)	6	—	—	—	—	—	
計	40	(22) 9	30	9	9	1.4	

高くなっている。さらに伐採の頻度についてみれば、過去5ヶ年間にI階尸で2回、II、III階尸で1回となり、商品化の程度も25年或いは5年に1度と低くなっている。

次に販売農家/戸当りの伐採量についてみれば大部分用材林のみで、I階尸で77m³、IIで12m³、IIIで22m³となり、伐採戸数比と同様I階尸が圧倒的に多くなっている。

次にこれら林木販売の状況を全営林野階尸別にみればオ32表に示すごとくであって、販売農家率は1が75%、2が57%とやはり耕地階尸別にみた場合と同様高規模階尸ほど多く、次にみた場合と同様高規模階尸ほど多く、次に3階尸で20%と少くなり、1ha以下の零細尸では全くみられない。

販売農家/戸当り用材林の伐採量についてみれば1階尸で48m³、2階尸で20m³、3階尸で5m³となり1階尸が最も多くなっている。

商品化のための伐採頻度についても同様のことがいえる。

オ32表 全営林野階尸別林木販売の状況

林野 階尸	農家数	販売農 家数	販売農家/戸当り伐採量			伐採 頻度	摘 要
			用材	薪炭材	計		
1 (4~6)ha	4	(75) 3	48	—	48	2回	(注) ()内は販売 農家率%を示す。
2 (2~4)	7	(71) 5	20	1	21	1	
3 (1~2)	10	(10) 1	5	—	5	1	
4 (0.3~1)	9	—	—	—	—	—	
5 (0.3以下)	4	—	—	—	—	—	
6 (無所有)	6	—	—	—	—	—	
計	40	(22) 9	30	—	9	1.4	

従ってこれらの販売数量にみあう現金収入が農家全済の所得として2.5年ないし5年に1度実現されているのであるが、これらの農家は3階尸以上に属する全体としての約20%の農家にすぎず、これ以外の約80%の農家は自家用材、薪炭原木としての伐採利用にとどまり商品化を行っていない。

伐採方法は皆伐法と間伐による方法とが略相等しく、また販売の方法は間伐材と薪炭材は素材として行っているが、皆伐によるものは全て立木販売が商品化の方法である。

最後に販売代金の使途についてみるに、全体を通じて、「生活費補給」というのが販売農家9戸のうち67%で最も多く、次に「新築改修費」22%、「その他」11%となっている。これを林野階尸別にみると、1、2階尸では「生活費補給」が殆んど3階尸では「新築改修費」が多くなっている。このような販売農家における販売の目的からして、林業生産特に用材生産が農家経済に果たす役割の一端がうかがえるが、各階尸を通じて林業生産は発展しておらず農家全済における従属部門として自給資材の供給というウエイトがかかり高く、かつこの傾向は下尸になるにつれて著しく、3階尸以上の上尸になるにつれて家計補助、臨時的備蓄的ウエイトがましている。

最後に上述のごとき林地に対する投入と林地からの産出の差額として流転される林木蓄積の構造はどうなっているかについて明らかにしよう。

しかしここでは適確な林木蓄積については明らかにし得なかつたので令級別面積を中心にして分析を進めてゆくことにする。このことは高令級の占める面積が多いほど一般的には、これに比例して林木蓄積も多くなっていると推論されるわけで、従つて林分構造の令級別面積配置がどうなっているかを明らかにすることによつて資本構造を階尸別にみてゆくことにする。

林野の現況を至管林野階尸別に示せばオ33表のごとくである。

オ33表 経営林野階尸別林野の現況（農家1戸当り平均）

階尸	農家数	針葉樹面積					広葉樹面積			竹林面積	雑草原野	合計
		幼令級	中令級	利用可能令級	計	針葉樹林率	幼令級	利用可能令級	計			
1 (4~6)	4	(41)ha 2.14	(12)ha 0.61	(100)ha 2.46	(100)ha 5.21	98	0.07	-	0.07	0.01	-	5.29
2 (2~4)	7	(40) 1.05	(6) 0.17	(154) 1.43	(100) 2.65	91	0.17	-	0.17	-	0.07	2.90
3 (1~2)	10	(54) 0.58	(15) 0.16	(31) 0.33	(100) 1.07	88	0.06	0.03	0.09	-	0.06	1.22
4 (0.3~1)	9	(48) 0.24	(20) 0.10	(32) 0.16	(100) 0.50	92	0.07	-	0.07	-	0.03	0.60
5 (0.3以下)	4	(23) 0.04	(36) 0.06	(41) 0.07	(100) 0.17	100	-	-	-	-	-	0.17
6 (無所有)	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	40	(42) 0.60	(11) 0.15	(47) 0.66	(100) 1.42	94	0.05	0.01	0.06	-	0.03	1.50

(注) ① ()内は針葉樹の計を100とした場合の令級別構成比%を示す。

② 令級区分は針葉樹では幼令級I-II、中令級III-IV、利用可能令級V以上、広葉樹においては幼令級I-II、利用可能令級III以上とした。

まず針葉樹林率は全体として高く、各階尸とも70~100%でありはない。すでに前述したように、広葉樹林は僅かに4%にすぎず、殆んどがアカマツの天然林であり、竹林、採草畑原野等も乏しく僅かである。

この現況からして一般的に云いうことは、所有規模2haを境として令級構成に変化がみられる。すなわち、2ha以上の所有者は利用可能令級の面積を多く有している傾向がみとめられる。これを階尸別にみれば、-

所有規模2ha以上の1、2階尸では幼令級の面積は40%内外であるが利用可能令級の占める面積は50%内外で全体を通じて最も多くなっている。さらにこの部落では、かゝる階層の農地面積も殆んど農家が1ha以上で多く、林木の商品化も多く至適的に安定し、かつこの部落における唯一の人工植栽である肥料木などの造林を行つている階尸で林業至管に対する関心も高い。

所有規模0.5~1.0ha内外の3、4などの中階尸では、幼令級面積が50%内外で全体を通じて最も多くなつており、従つて利用可能令級の占める面積は30%程度で最も少なくなっている。さらに農地面積は0.6~1.0ha内外で、かつ、タバコの耕作農家も多く、積極的な農業至管を行い、生活も安定している農家が多いが、林木の商品化は殆んどみられず農用林的性格が濃く、林野に対する自給的利用度は高くなっている。また林野に対する撫育労力の投入量も1、2階尸と殆んど変りはないが、前述した自給的利用度が高い割に、1、2階尸に比して所有林野面積が約半分以下の0.5~1.0ha内外であり、従つて幼令級の占める割合が多くなっているのであると思われる。

所有規模が零細な0.3ha以下の5階尸では幼令級面積は23%で各階尸を通じて最も少なく、中令級以上の占める割合が多くなっているが、所有面積が0.2ha程度で自給的利用の面で林野は貴重な存在となつてはいるが、しかし積極的な手入れなども行つていない。1方過去54年間に自家用伐採すらも全く行つていない。

以上林地に対する投入と林地からの産出、及びこれらの差額としての林業資産として林分構造の3側面から、林業生産の構造を分析し、その発展段階をみてきたのであるが、全体として林業生産の商品化は極めて低くなつてはいるが、自給的利用度は相当高くなつており、1方投入としての人工造林も僅少で、また撫育労力の投入そのものも下刈などは必ずしも林業生産の発展を目的とし

たものでなく営農上の採草利用にあるなど、*in-put* と *out-put* の調和はとれず、むしろ自給的林野利用の面で *over-using* の傾向にあり。林地腐悪化への方がみられ林地の生産力は非常に低くなっている。しかしこの部落における農家林業は、自給的にも発展して来ていないが林業生産も発展しておらず、その発展段階を飯野氏の模型図によつて説明するならば、ⅡからⅢの段階にあるといえる。^(註) なお、このことについて詳しくは「研究課題と調査方法」— 林業経済研究所、農家林業研究資料第1集 1957年のP22, 23, 24を参照せよ。

(4) 農家林業の農家経済における位置

上述において林業生産の発展段階を明らかにしたが、ここでは林業部門が農家経済にどの程度のウエイトを占めているかについて明らかにしたい。従つて農家が全生活をするために林業に対する資金、労力などの *in-put* がどれだけのウエイトを占めているか、また林業による *out-put* がどれだけのウエイトを占めているか、さらに林木蓄積を含めた林業資本が全営資本の中どれだけ占めているか等、量と共に質的なウエイトから、いわゆる農家の所得の中どれだけのウエイトを占めているかについて明らかにせねばならないが、しかし前述において明らかにしたように、人工造林も肥料木の植栽農家が3戸ある程度さみるべきものがなく、また撫育労力の搬入も全体を通じて1戸当り年間20人程度であり、資金、労力などの *in-put* はさしてとりあげる程のものではない。一方 *out-put* についても自給的利用を限っては商品化の程度も低く、かつⅡ、Ⅲ階戸の農家に間断的にみられるにすぎない。従つてここでは全営資本、所得などについても明らかにし得ないので、単純に農家の農産物と林産物の販売収入との対比において農家経済における林業所得の占めるウエイトを概観的にみてゆくことにする。そこで、農家における1年間の農産物販売額と林産物販売額との関係を経営林野階戸別に示せば

34表のごとくである。

オ34表 農産物と林産物販売額との関係(販売農家1戸当り平均)

林野階戸	農家数	農産物販売		林産物(林木)販売		(c) 販売額合計	B/(c)
		農家率	(a) 販売額	農家率	(b) 販売額		
Ⅰ(4~6)	4戸	100%	279	75%	41	320	128%
Ⅱ(2~4)	7	100	183	57	20	203	9.9
Ⅲ(1~2)	10	80	135	20	6	141	4.3
Ⅳ(0.3~1)	9	78	129			129	
Ⅴ(0.3以下)	4	75	146			146	
Ⅵ 農所有	6	35	174			174	

(註) ① 農産物は昭和33年の販売額である。

② 林産物の販売額は昭和33年以前、過去5年間の伐採数量を販売年数で除して14年の平均販売数量とし、それに用材では0.278立米(石)当り1100円、薪炭材は0.278立米当り350円(何れも立木価格)を乗じて推計した。

すなわち農家の年間販売額合計に対する林産物販売額の占める割合はⅠ階戸では約13%、Ⅱ階戸で約10%、Ⅲ階戸では約4%、Ⅳ、Ⅴ階戸では全くない。

肥料木の植栽などを行つて林地の改良のために資金を投入し、積極的な経営意欲がみられるⅠ、Ⅱ階戸においても10%内外であり、それほどウエイトは占めていない。すなわち農家の販売収入は各階戸を通じて米作によるものが中心であり、それにタバコ、和牛の生産等の販売による収入が所得の大部分を占めているのである。

上述のようなことからして、この部落における農家林業は農家経済における従属部分として位置し、全体を通じて自給資材の供給としての性格がかなり強く、所有規模2ha以上の上階戸になるにつれて、それに加えて家計補助、臨時的備蓄的な所謂副次的性格がみられるといえるであろう。

以上本章においては農家林業の実態を明らかにするために、調査票の集計結果の分析を通じて、先づ農業生産の構造を農家の階層別に明らかにし、次いで農業経営との関連において、農家林業の生産構造を至営耕地並びに至営林野階層別に明らかにしたのである。

オ3章 林地腐悪化の要因と生産力発展への方向

は し が き

オ2章において農家を階層別に分け、その経済的性格がどのようなものであるかについて調査票の集計結果の分析を通じて考察した。これは農家における農業経営との関連において農家林業の実態を明らかにしたものである。

しかし、そこでは林地の腐悪化による生産力の低位性の問題が提起された。

そこで本章においては、林地腐悪化の要因を農業生産との関連において、林野利用の歴史的事情並びに目的利用構造の至営至済的分析を通じて解明し、さらに生産力発展への方向として、アカマツ林の施業はどうあるべきかについて考察し、これが施業についての至営至済的分析を行つた。

オノ節 アカマツ林地腐悪化の要因

ノ 林野利用の歴史的事情

の 林野所有の沿革

林地腐悪化の要因を現実の林野利用の実態から解明するにあつて、先づ歴史的には林野の所有はどのような経過をたどり、そして林野の利用はどのように行われてきたかについて明らかにしてみよう。

一般にわが国における旧幕時代の村持地、仲間山の類は維新以来はげしい変動にさらされた。農山村への貨幣至済の浸透、農林産物の商品化、農業技術の発達、寄生地主制の発達等々のため、農業再生産における林野の共同的所有の意義役割は弱まり、な

にかような所有が全体として解体の方向に向つたといわれている。^(注)そして林野の個人分割の現象は幕末、明治初期にも既にみられたが、明治30年代以降全国的に著しい規模で進行したものであるが、この部落ではどうであつたろうか。——(田)土地所有の史的^(注)研究

東大東洋文化研究所編 P564

明治22年4月の町村制施行以前の青山村の森林は村の共有として、総戸数約35戸の共同で利用されていた。そして明治22年の町村制施行直前において個人分割を行つたのである。

さて林野の個人分割はどのようにして行われたかについて明らかにしよう。先づ山分けにあつて林野を地形、草生具合及び地力等によつて三等級に区分した。いわゆる土地の最もよいところ、次に良い土地、その他に区分し、基本的には戸数割で1戸当り最上地を0.2ha、次に良い土地を0.4ha計0.6haとした。さらにその他の残つた部分については、水田の所有面積0.1ha当りにつき林野0.06haの割合で配分したのである。さらに残つた部分については明治30年頃に1戸当り0.2haの割合で配分し、現存する部落有林野0.6haはその残りであるといわれている。

上述のような林野の個人分割の事情からみて、この部落における農家は明治後期までは、少なくとも1戸当り0.5ha以上の林野を所有して居つたが、昭和初期の農業恐慌によつて農家の生活は困窮し部落全体の約5割以上にあたる33ha余の林野が当時急貸しをやつて居つた隣町のS氏のところに移動したといわれている。しかし農地解放を機に、さらに農家至済の好転によつて次第に部落農家のもとに移動している傾向がみられる。この傾向は特に至営耕地0.8ha程度の部落における農業担い手階層の農家にその意欲が認められる。

(2) 林野利用の変遷

山分け以前の林野は共有として農民の共同利用の場であつた。アカマツはその時代においても生立していたが、余り大きなもの

はなく、林野は農民がその生計維持のために必要とする管農資材や直接消費資材の供給のために利用して居った。すなわち、毎年春と秋の2回共同で薪を伐り束数でもって平等に分けて自家用燃料とし、ノ方草を刈って堆肥の原料としておった。また草刈場は別に定めて居なかつたので自由に草生のよい所を探して刈って居った。

このような自給的利用は山分け以後も殆んど変りなく明治末期まで行われたのである。

この部落で林産物の商品化が最初にみられたのは大正4年であるとされている。いま、山分けを直接行ったという一長老の語るところによれば：「直至ノ尺位のアカマツ4反歩の立木を割木にして35円で売ったが、当時は容易に買手があたらなかつたといわれている」。しかして、一般的に林産物の商品化が行われるようになったのは大正12年頃であり、大正15年頃には特にアカマツの伐採が盛んに行われ商品化がなされたようである。しかし殆んどは自家用燃料と落葉下草の採取の連続でアカマツの成林するようになつたこと、ノ方自然的条件に起因する生産力の低位性などがあいあまって、林野の自給的利用にとどまり、林業生産の商品化への林業的利用は余りみられなかつたのである。

上述のような林野利用の厂史的事情からみても林地廢弛化への要因がうかがわれる。

2. 林野の自給的利用構造

上述において林野利用の厂史的事情について考察した。そして林野からの落葉、下草、自家燃料等の収奪的利用が林地への過重利用となり、林地廢弛化への一要因となつていった事がうかがわれた。

林野の利用構造と林業生産の発展段階については第2章において考察した。そしてそこでは林業が農家経済における従属部門として自給資材の供給という性格がかなり強く、上階戸の農家にな

るにつれて家計補助、應時的儲蓄的性格が認められるが、全体として自給的利用が過重となり、林業的資本形成が小さく林業生産の商品化は間断的であつて極めて低くなつており、林業生産の発展段階を就野氏の模型図によればⅡからⅢの段階にあることを明らかにした。しかるにここでもう一度、農家における林野の自給的利用の構造を採草、落葉、ソダ、マキ、炭等の自家用燃料、自家用建築等諸資材、放牧地として利用等の5つの奥から要約するに。

(1) 農家の採草と林野

採草農家率は93%と大部分を占め、年間採草量の50%は林野から草であり、堆肥の原料を林野からの採草に依存しており農業生産に大なる重要性をもっている。また約87%にのぼる農家が採草量のより必要性を訴えている。

(2) 落葉の利用

風呂用燃料、ノ部タバコ耕作農家における温熱材料として重要な意味をもち、90%の農家が落葉を採取している。ノ戸当りの年間平均採取量は約280貫で管農資材としてより、むしろ燃料としてのウエイトが高い。

(3) ソダ、マキ、炭等の利用

農家の主要燃料としてはソダ、マキが圧倒的で95%の農家が利用している。年間ノ戸当りの平均消費量はソダ200束、マキ220束、木炭35貫程度で、さらにタバコ耕作農家においては葉勝用としてのマキをノ戸平均200束を消費している。これら燃料の購入農家は林野無所有農家のうち3戸とタバコ耕作農家のうち4戸程度で、殆んどは農家は自己の山林と共に他人の山林からの採取で自給している。しかし広葉樹林が少なく、殆んどがアカマツの針葉樹林であるため部落全体を通じて農家の自家用燃料の自給には困難性がある。

(4) 自家用建築諸資材の利用

昭和29年以降33年までの5ヶ年間に自己の山林から自家用に原木を伐採した農家は林野所有農家34戸のうち約50%に達し利用度は比較的高い。伐採農家について用、薪炭材別にみると用材のみが18%、薪炭材のみ47%、用材と薪炭材の双方を伐採したものが35%となり、薪炭材の伐採農家が多く毎年3〜4ヵ月伐採している。用材は殆どどの伐採農家が過去5ヶ年間に1回程度で伐採量は2〜5ヵ月である。全体として、自家用伐採と販売用伐採との関係から山林の利用をみた場合、自家用としての利用が用材、薪炭材共にその割合は多くなっている。

(5) 放牧地としての利用

飼養家畜としては和牛が主なもので、全体を通じて殆どどの農家が1〜2頭飼養しているが、舎飼々育が一般的で放牧地としての林野利用は殆どみられず自己の所有原野を放牧地として利用している農家が1戸あるのみである。

以上のように、現在の段階においてはこの種の林野利用形態が部落における殆どどの農家において、かなり重要度の高い利用方法であると思われる。さらにこの種の利用度の高い事に加えて、自然的な条件に起因する林地の低位生産性が次々に林地瘠悪化への誘因となり、一方このようなことがまた、農家林業の全般的発展を阻害しているものと推察されるのである。

オ2節 林野瘠悪化の要因の分析

前節において、先づ林野の利用を歴史的に把之、次に林野の自給的利用構造の現状について考察した。そしてそこでは林野の自給的利用のかなり高いことが明らかにされた。

このような林野の利用形態の重要性が林地の *Over-use* となり、このことが次々に林地の瘠悪化への要因となっているものと考えられるのである。しかして、本節では前述の様な自給的林野利用が水田の耕作規模によってどう変り、その結果としての林分構造にどう現われているか、また林地の農家からの距離——いわ

ゆる林地から農家までの生産距離によって、同一農家の所有に属する林地であつても労力その他の諸事情によって林野の利用度は変つて行くものと推察され、それが林分構造にどのような差となって現われているかについて、生産距離と林分構造の関係などの2点から、さらに林地瘠悪化の要因について考察するものである。しかし自然的条件からのそれについては、ここでは省略する。

1. 水田耕作規模からの考察

農業生産の林野依存は、文化交通の発達、人口圧力、化学肥料の普及発達によって現在までに漸次脱却の過程をたどつてきていることは明らかな事実である。しかしこの部落においては現段階においても未だかなりの依存度をもっていることは、すでに前述したごとくである。

しかるに、耕地と地力維持の関係において、耕地の有機質肥料の平衡はその土地、気候、作物の種類の違いで異なるものであり、いわゆる水田農業地帯と畑作農業地帯とでは、有機質の循環過程のバランスが異なり、従つて異つた林野依存度を示すものである。林氏の神奈川県における調査によると、水稻作では、稲藁やモミガラが燃料や包装材料その他として土地から持ち去られないならば、それ自体で有機質肥料分が不足することはないと試算している。すなわちオ35表に示すごとくである。

オ35表 作物別堆肥の生産及び消費の関係(慣行堆肥換算^④)

作物	地区	堆肥材料に適した ^③	堆肥施用量 ^③	堆肥の過不足	堆肥需用事例
水稻	柿生	383 ^③	195 ^③	+193 ^③	10戸
	大沼	302	122	+180	7
	中井	300	188	+112	4

注① 神奈川県林業改良普及協同 ② 昭和33年8月現在

③ 農用林に関する調査

④ 水稻のみ概算

しかしこの部落において稲藁は、主として和牛の飼料 包装材料

屋根材料などに使用され、また数回は燃料として消費され、堆肥の原料として間接的には何れ還元されるが、直接的には林野からの採草に依存している現状で、水田地帯であり乍ら有機質肥料源としての林間採草のウエイトは非常に高くなっている。

しかるにこれがまた、水田規模が大きくなるほどその必要度は高くなり、一方包装材料その他としての有機物の至営外への損失が大きくなる。この関係は水田規模が小さくなるにつれて変化し、またこの他中小規模の農家では家畜の飼込頭数も少なくなり、それによる有機物の減耗は自然に防止できることになる。

上述のごとく有機物の肉運は小至営に有利に展開するから、林野からの自給的利用の依存度合は低くなっているものと考えられるのである。

このような視察に基づき水田耕作規模によってA(10ha以上)、B(0.5から10ha)、C(0.5ha)の三類型に農家を区分して、いわゆる水田耕作規模と林野利用、次に林業労働投下量、そして林分構造との関係について明らかにしたいと思う。

(1) 水田耕作規模と林野利用との関係

上述した類型ごとに林野利用との関係を示せばオ36表のごとくになる。

オ36表 水田耕作規模と林野利用の関係

水田 区分 規模	農家数	1戸当り 水田面積	1戸当り立木伐採量				1戸当り 林間採草量	落葉採取量	1戸当り ソダ、マキ採取量	
			用材	薪材	計	伐採 頻度			ソダ	マキ
A(10ha以上)	11	1.22	(18)m ³ 24	(-)m ³ 4	(18)m ³ 28	(1) 4.2	(509)m ³ 1627	(68)m ³ 216	(59)束 223	(9)束 114
B(0.5~10)	16	0.95	(4) 7	(103) 14	(43) 21	(0.2) 1.6	(154) 558	(99) 137	(40) 109	(8) 65
C(0.5ha以下)	13	0.21	(-) 1	(-) 1	(-) 2	(-) 1.2	(8) 222	(30) 53	(23) 114	(42) 107

(注) ① 立木伐採量には自家用、販売の合計量を示し、販売量は()内に表示した。

② 草、落葉、ソダ、マキのうち、自己の経営地以外からの採取量は、内数として()内に表示した。

先づ1戸当りの立木伐採量をみれば、用材ではAが24m³で最も多く、次にBが7m³となつている。薪材にてはBが14m³で最も多く、次にAの4m³となつているが、これはB類型にタバコ耕作農家が多いためである。(タバコ耕作農家率はAが18%、Bが31%、Cが15%である)このうち販売したもののみについてみても、用材ではAにおいて18m³で最も多く、Bで4m³となりCでは全くみられない。一方薪材では全体として殆んどみられずBに僅かに0.3m³のみとなつている。

次にこれら立木の伐採頻度についてみれば、Aにおいては昭和29年から33年まで殆んど毎年伐採しており、Bでは2.5年、Cでは5年に夫々1回となつている。

このように伐採量において規模が大きい農家ほど多くなつており、また伐採回収も多いなつている。しかし全体を通じて自家用の伐採にとどまり商品化は5ヶ年間にAで18m³、Bでは僅かにみられるに過ぎない。

昭和33年1ヶ年向における1戸当り平均林間採草量はA、B、C夫々1627X、558X、222Xとなり、Aが圧倒的に多くなつている。これを水田面積1ha当りについてみるとAが730X、B 425X、Cが680Xとなり、CはBよりも多くなつてはいるが、AとCの関係から判断してみれば水田規模が大きいほど林間採草量は多くなつている傾向にあると考えられる。

落葉の採取量はAで216X、Bが137X、Cで53Xとなり、水田規模が大きくなるにつれて採取量も多くなつている。一方これを採取地の所有関係からみると、他人の山林からの採取量の割合が夫々33%、72%、56%となりBが最も多く、次にCで水田規模が小さくなるにつれて多くなつている傾向がみられるがこれはタバコ耕作農家率に関連してみれば、タバコ耕作農家の多い類型ほど燃料として以外にさらに温熱材料としての落葉の必要性が高くなつているためであると推察される。

最後にソダ、マキの採取量についてみるに、ソダの採取量は夫々273束、109束、114束となりAが最も多く、次にC、Bの順となっている。一方マキでは夫々114束、65束、107束となりAが最も多く、次にC、Bの順となっている。またこれを他人の山林からの採取割合をみれば、ソダではBが36%で最も多く次にAの21%、Cの20%となっている。一方マキでは夫々8%、9%、31%となり、Cが最も多くなっている。

全体としてソダ、マキの採取量はBとCのみの対比においてみれば、水田規模の小さいCが大さいBよりも多くなっているが、これは後述する林分構造に起因するものであつてB類型には広葉樹林を持つ農家は全くない。またマキの他人の山林からの採取量においてCが最も多くなっているのは林野無所有農家が多いためであると推察される。

以上水田の耕作規模と林野利用との関係を考察したが、水田規模の大さい類型に属する農家ほど林野の自給的利用度は高くなっていることが明らかになったと思う。

ii) 水田耕作規模と林業労働投下量

この部落における林野の殆んどが天然生アカマツを主とした針葉樹で広葉樹林は全体で2.5haで僅かに6%にすぎないことはオ2章においてすでに明らかにしたところである。

従つて林業労働としては下刈、つる切除伐、向伐などの撫育活動が主なるもので、人工植栽に伴う造林労働などはごく僅少である。

そこで水田耕作規模と林業労働投下量との関係を示せばオ37

オ37表 水田耕作規模と林業労働投下量との関係

水田規模区分	農家数	1戸当り平均労働投下量	針葉樹幼令級ha当り労働投下量
A(1.0ha以上)	11	16.5人	10.1
B(0.5~1.0)	16	8.8	22.2
C(0.5ha以下)	13	5.4	23.2

(注) 1. 昭和33年1ヶ年間を示す。

表のごとくである。先づ農家1戸当りの平均労働投下量をみるとAが年間16.5人と圧倒的に多く、次にBの8.8人Cは5.4人と少なくなっている。これを針葉樹幼令級(Ⅰ~Ⅱ令級)面積のha当りについてみれば夫々10.1人、22.2人、23.2人となつて、C類型において最も多く水田規模が大きくなるにつれて少なくなっている。このことは前述の林野利用度との関係でみた場合、水田規模の小さい類型に属する農家になるにつれて農家林業としての備蓄的性格への方向性が現われていると推察されるのである。

iii) 水田耕作規模と林分構造との関係

上述までにおいて水田耕作規模と林野利用並びに林業労働投下量との関係を考慮した。そしてここでは水田規模が大きくなるにつれて林野の利用度は高くなっていること、また一方、針葉樹幼令級の面積当り労働投下量は規模が小さくなる程多くなっていることを明らかにした。

しかして、ここでは林野の自給的利用を広義の林業からの Out-put と考えれば、林地への林業労働投下は林地への input と呼ぶことが出来る。その中間過程に林業独特の Capital である蓄積資本の構成があるわけぞ、このような林業的資産としての林分構造と水田耕作規模との関係について明らかにしたいと思う。

さて上述の関係を示せばオ38表のごとくである。

オ38表 水田耕作規模と林分構造との関係

水田規模	農家数	針 葉 樹				広 葉 樹		
		幼令級面積 (Ⅰ~Ⅱ令級)	中令級面積 (Ⅲ~Ⅳ)	利用可能 令級面積 (Ⅴ以上)	計	幼令級面積 (Ⅰ~Ⅱ令級)	利用可能 令級面積 (Ⅲ以上)	計
A(1.0ha以上)	11	(52) 18.08	(10) 3.39	(38) 14.34	(100) 34.71	(100) 1.45	-	(100) 1.45
B(0.5~1.0)	16	(47) 6.35	(11) 1.53	(42) 5.64	(100) 13.52	-	-	-
C(0.5ha以下)	13	(35) 3.06	(15) 1.30	(50) 4.37	(100) 8.73	(45) 0.38	(55) 0.47	(100) 0.85

先づ針葉樹の幼令級面積の占める割合でみるとA類型では52%、Bでは47%、Cでは35%となり、林野の利用度が高く、しかも労力投下量の最も少ないAにおいて最もこの割合が高くなっていることに注意しなければならない。中令級面積では反対にAが最も少なくなっている。また利用可能令級においては夫々、38%、42%、50%となりC類型において最も多くなっている。このことは全体として水田規模の大きい類型に属する農家ほど林業的蓄積としての *Capital* が小さくなっているといえるであろう。

次に広葉樹についてみてもB類型にはないのでAとCとの関連においてのみ判断するならば、針葉樹の場合と全く同様のことがいえると思う。

以上水田耕作規模と林野の利用、労力投下量、そして林分構造等の関係から林地摩耗化への要因について考察してきた。しかし、叙上の考察から、水田規模が大きくなるにつれて林野の利用度は高くなり、一方労力の投入量は少なくなっていることが明らかになり、このような関係が現実利用可能令級面積の割合が少ない林分構造となつて現われてきていると推論されるのである。いわゆる水田規模の大きい農家ほど林野の利用度は高く、特に落葉などの連年にわたる収奪的採取が次第に林地の過剰利用となりその生産力を低下させ、林地摩耗化への要因になっていると考えられるのである。

2. 林地と生産距離との関係からの考察

一般に農業経営においては、耕地ノ枚当りの面積の大小、分散数、さらに自宅からの距離などの至管耕地の構成と農業生産力とは密接な関係があるといわれている。(注) 山村農家の研究

日本農業研究所九州支場編、九州農業研究シリーズ第1集 P34

このことは一般的にいつて、一枚の面積が広いほど作業能率を高め、所要労力を節減できる条件となり労力の生産性は高くなるもの

のと思われる。さらに分散の度合、自宅からの距離等についても同様のことがいえると思う。

しかして林地の生産距離の遠近によつて、同一農家の所有する林野であつてもその利用度は異つて来るものと思われるのである。

この部落における自給的利用としての林間採草に要する労力は農家の林業的労力としての下刈を兼ねて行つているので最も大きなウェイトを占めている。

しかるに林野からの草刈りは殆どどの農家において7月下旬から9月上旬にかけて行つていいる。この時期には必ずしも農閑期とはいえず、農業労力との競合がみられることから、草刈りは農家における農業主従事者(多くは主人とその妻等)の朝仕事として行われ、また日中の草刈りは農業の補助者としての老人夫婦などによつて行われている事にまず注目しなければならない。このことは朝仕事としての作業時間の制約、また老人夫婦という労力能力の性格などからして遠い距離にある林地よりも自宅周辺の林地にその利用が集中される傾向は一般的には考えられるのではないだろうか。さらにソダ、マギ、落葉等の採取に1つも同様のことが考えられる。

しかして上述のような視点に立つて農家の所有する個々の林野について、その生産距離によつて、A(500m以下)B(500～1,000m)、C(1,000m以上)の三つに区分し、林野の生産距離による類型化を試みた。これらの類型毎に林分構造の関係を示せばオ39表のごとくである。

オ39表 生産距離と林分構造との関係

	針 葉				闊 葉				広 葉				竹	原 野	計				
	幼令級 (Ⅰ~Ⅱ)		中令級 (Ⅲ~Ⅳ)		利用可能級 (Ⅴ以上)		小 計		幼令級 (Ⅰ~Ⅱ)		利用可能級 (Ⅴ以上)					小 計		幼令級 (Ⅲ~Ⅳ)	
	面積 m^2	構成比%	面積 m^2	構成比%	面積 m^2	構成比%	面積 m^2	構成比%	面積 m^2	構成比%	面積 m^2	構成比%				面積 m^2	構成比%	面積 m^2	構成比%
A 500m以下	16.92	56	1.23	4	12.37	40	30.48 (91)	50	1.83	79	6.47	21	0.12	0.80 (2)	33.70 (100)				
B 500~1,000 ^m	4.27	44	2.95	30	2.54	26	9.76 (95)	53						0.56 (5)	10.32 (100)				
C 1,000m以上	6.30	38	2.04	12	8.38	50	16.72 (100)	69							16.72 (100)				
計	27.49	48	6.22	11	23.25	41	56.96 (94)	56	1.83	79	6.47	21	0.12	1.36 (2)	60.74 (100)				

(注)

(1) ()内は総計を100とした割合の針葉計、広葉計、竹、原野のそれぞれの割合を示す。

先づ針葉樹について令級配置の割合をみるに、幼令級の占める割合はA類型が56%で最も多く、次にBの44%、Cの38%の順となっている。また利用可能令級のそれについてみるとA類型で40%、Bが26%、Cが50%となり、最も遠距離にあるC類型に属する林地に最も多くなっている。次にAでBが最も少なくなっているが、AとCとの対比において判断するならば、前述のような傾向がうかがわれるのではないだろうか。——また針葉樹の1ha当りの蓄積についてみると夫々、50 m^3 、53 m^3 、69 m^3 となり、C類型において最も高い蓄積がみられ、令級別面積配置の割合と同様の傾向が認められる。また広葉樹についてはA類型にしかないもので対比は出来ないが令級配置の割合をみれば幼令級が79%と圧倒的に高くなっている。原野についてみても比較的自宅から近距離のところにあるといえる。

さらにこの関係を生産距離階別に見た場合、いわゆる林地の生産距離と林分構造との関係を林地の所有規模と関連してみた場合、階別にどのようなになっているかについて示せばオ40表のとくである。

すなわち、幼令級面積の占める割合は自宅から近い距離にある林地ほど高く、一方利用可能令級の占める面積の割合は、近い距離にある林地ほど低く、遠距離にある林地ほど高くなっていることは各階層を通じて同様の傾向がある。

以上林地の生産距離と林分構造との関係、さらにこの関係を林地の所有規模によつてどうなっているかについて考察したが、そこでは農家の自宅から林地への距離の近いところほど幼令級面積の占める割合が高くなり、反対に利用可能令級面積の占める割合が低くなり、従つて蓄積についても同様な事が明らかになったと思う。

しかし農家の林地利用度が自宅から近距離にある林地ほど高くなっている。これは農家の労働力の性格、作業能率等の関係に

に起因するものであると考えられる。従つて上述のような林費利用度の差は林分構造における令級別面積比率の差となつて現われ、このような差が又才に林地瘠悪化への要因になるとは直ちに結論づける事はできないが、その一端となつてゐると云ふことは云へると思ふのである。

表40 菅野林野階戸別に見た林地生産距離と林分構造の関係

(針葉樹のみ)

階戸別 面積	令級	1 (24~6ha)			2 (2~4ha)			3 (1~2ha)			4 (0.3~1ha)			5 (0.3ha以下)		
		幼木数	中木数	利用可能令級	幼	中	計	幼	中	計	幼	中	計	幼	中	計
A 500m以下	面積	412	121	313	412	0.48	237	297	366	0.23	1.12	0.27	0.33	1.72	0.16	0.28
	構成比	49	14	37	100	52	6	42	100	82	63	18	19	100	23	41
B 500~1000m	面積	355	893	337	785	2.00	0.58	2.40	408	0.45	0.54	0.44	0.52	1.50		
	構成比	45	12	43	100	40	12	48	100	68	36	31	33	100		
C 1000m以上	面積	694	0.37	321	452	0.74	-	3.50	424	1.00	0.50	0.20	0.60	1.30		
	構成比	21	8	71	100	18	-	82	100	19	38	16	46	100		
計	面積	861	2.51	971	2003	6.86	1.06	9.27	742	2.06	2.16	0.91	1.45	4.52	0.16	0.28
	構成比	41	12	47	100	40	6	54	100	54	48	20	32	100	23	41

(注) 令級区分は幼令級はI~II、中令級III~IV、利用可能令級はV令級以上とした。

オ3節 林地生産力発展への方向

—特にアカマツ林施業の性格について—

1. 概説

前節において 林地瘠悪化の要因について 農業経営との関連において、林野利用の歴史的事情並びに現状の分析を通じて考察した。しかして、これまでのアカマツ林に対する取扱いは一般に粗放であつたため、天然放置による更新、混交する広葉樹の自家用燃料としての採取によつて単純林が造成され、また落葉下草などの採取等、林野の収斂的利用の累積によつて、林地の生産力を減退させ、アカマツの単純林より瘠悪林へ、さらに荒山へのコースをたどるのであると考えられる。

しかし叙上のような農業経営の林野依存は現在の農業経営技術段階の上に立つてのことと、将来いかに経営及び技術が進展するかによつてその程度はちがってくるものであることは、林野依存の歴史的変遷からも推察されるところである。

しかし現段階での粗放的林野利用を改善して林地の生産力を高め、林業生産を発展させるにはどうしたらよいか。それには農業技術的方法によつて林野依存からの脱却、軽減をはかる方法と林野の取扱いや利用の合理化等による林業技術的方法の二つが考えられるであろう。

しかるに農業経営と林野利用との関係は耕地の地力維持機構をめぐつて肥料、飼料など、また農家の燃料消費の構造をめぐつて大きな林野依存度をもっていることについてはすでに明らかにしたところであるが、従つて林地の生産力発展のためには、特に有機質肥料の給源として林間採草を、木屑副産物としての薪炭の合理的利用並びに燃料消費構造の改善などによる落葉の林地への還元など草肥農産脱却への農業技術的改善が必要である。しかしここでは単に上述のような問題点の提起にとどめておこう。

そこでここでは林業技術的方法としてのアカマツ林の施業を通

じて林地生産力の発展方向について考えてみたい。

しかして先づ林地生産力の構造について簡単に考察してみよう。

一般に生産力という場合、そこには種々なる事柄等によつて規定されるものであり、生産力の拡充とは林業に關する限り土地生産力に解され、農業における如く土地生産力が労働生産力かというような単一な対比の形でもつては現われなかった。

「生産力の主体的な契機は人間であり、人間労働であり生産力の客体的契機は自然であり天然資源である。これらは結合されて始めて生産力となるのであつて、単独で生産力となることは勿論不可能である。生産力の指標はこの生産力の主体面と客体面との結合の仕方であつて明示されているということが出来る」

注1 一般に林業においては、育成的林業と採取的林業と呼ばれる二つの部門に分けられる。資本主義が林業を最初にとらえたのは採取的林業であつた。しかして育成的林業はどうして資本主義を自己完備できなかつたのか。

「生産力の質的内容についてみるに、育成的林業で生産された林木は、明らかにそれに投下された生産力の主体面と客体面の結合体であると云えよう。然しここで注意すべきことは、生産力に実質的な比重を占めているものは土地関係であり、極端にゴツトンベルゼン流に表現すれば一時の豪華である。生産当初の造林、下刈等の労働投下を除いては、労働の生産性は林木の成長を決定的に規定するに至らず、いわば補助的な役割を持つに過ぎない。ここに土地の生産力があるかに高い意味をもつて育成部門を規制する意味があるのである。なおまた育成的林業のうちでも天然更新による林木育成にあつては、労働の生産性は極めて僅かな部分を占めるにすぎない。」

注2. しかし一方、経営が極めて粗放であり、土地生産性が低位である場合には、しかつて、そのために労働の生産性が高められてゆく可能性もある。しかるに林業の生産力の問題を考えるうえにも社会経済の発展段階及び社会的総資本の蓄積ならびその配

分ということを取り離してはならないと思うのである。しかし、林業生産の特殊性として、林業に最も重要な生産手段であるところの土地が、特別な処を除いては労働対象であると同時に労働手段であるということである。林業労働手段としての土地はある程度の発展を遂げた労働力と、他の系列の労働手段とを前提として成立するものである。しかし幼稚な生産段階においては土地生産力と労働生産力とは平行的な関係をもって発展する可能性が存している。つまり労働生産力の発展には、一応の土地生産力の大きさが必要なことである。一般に林業の大規模経営は小規模経営より勝っているといわれている。しかしこれには資本主義的な生産様式と云う条件が必要であり、かつまた、林業経営は本来的に労働解放であるという前提が必要である。その限りにおいては、林業の生産力の構造と経営の集約度とは同一の文柱に支えられているともいえるのであろう。

林業の生産力発展の過程としては、どうしても土地改良型にみられる如き徹底した集約化の道を1度は通らねばならないのではないだろうか。

注1 船越昭治著 林業生産力の構造 林業経済 4644号昭和27年P25
 2 全上 全上 全上 P25

さて農家経済の生産目標は所得の極大化に求められ、いわゆる所得を出来るだけ多くして農家の生活を安定向上させることに外ならない。この目標は、内部構成体としての林業生産部門も等しくになわされているのである。

しかしこの部落における農家が課す林業生産目的を紙野氏の論理と分類を引用して、より下部の目的体系の中から明らかにするならば、「消費経済からの目標は予備的目的の純型であり、また生産経済からの目標は農業生産部門に従属して自家用材並びに薪材、落葉下草の採取などの生産資材を直接的に供給すべく目的づけられているのである。」(注)

(注) 農家が課す林業生産部門の目標の分類について、詳しく

は紙野伸二、農家林業の経済分析、林業試験場報告第106号別刷 P20, 21, 22 を参照されたい。

しかしてこのような目的と林野の現状を考えた場合、この部落の農家林業において必要とされる林業技術の経済的性質は林地の生産力を増進させて林木の単位面積当りの収穫量を増加させまた、林地の瘠悪化を防いで生産力の減退を防止して林地林木を保護するなどの性質をもった技術、いわば集約化的増産技術が必要とされるであろう。

このようなこの部落の農家における農家経済上の意味をもつ農家林業技術の経済的性質と農家をとりまく自然的経済的生産諸条件とを合せ考慮したときに、アカマツ及び広葉樹のかみ合せによってその樹性を活用した中林作業法を営み、合自然的な集約経営の基礎をつくるべきであろう。

2. アカマツ中林作業法の性格

従来アカマツ林の施業に関する研究はあまり多くはみられなかったが、最近はその界の权威によって多くの労作が明らかにされている。それらの中で特に、井上由扶氏の労作による「アカマツ中林形作業法応用試験報告書」熊本管林局、1956年があげられる。

(注) 井上氏のアカマツ中林形作業法については前掲書を参照されたい。

しかしてこのようなアカマツ林の施業技術がよいものであるとするならば、これがこの部落における農家林業の技術目標にかなうものであるかどうか。—— アカマツ中林形作業法の性質をみてみよう。

第41表は井上氏の中林形アカマツ林の施業について要約したものである。さてこの資料をもとにして分析を進めていこう。

第41表の数値を土地面積当りに換算して1ha当り1ヶ年の生産量(下木としてのザツを含む主間伐合計)は $9.2m^3$ となり、投下労働量は0.9人、平均蓄積 $125m^3$ となる。

上述のようなことを土地のアカマツ林の施業法と比較検討する

第41表

			アカマツ中林作業	
			伐期 60年	
La 当り 作業 内容 (投入 労働 量)	下木 第一伐 期	更新期	地表 起し 筋巾 地持 (巾1m)	10人
			更新 マツLa 当り 2~8万本	
			下刈 (萌芽整理) マツ 2~3年生	6
		形質養成期	焚切除伐 マツ 8~12年生	
			La 当り 6千~2万本	7
	間伐 N. 10 m ³ マツ 18~25年生			
	第二伐期	(下木皆伐)	L 19 m ³ La 当り 800~1000本	7
		(萌芽整理)	下木ガツ 2~3年生	6
		間伐(下木皆伐)	N. 35 m ³ マツ 27~40年生	9
		間伐(下木皆伐)	マツ 36~40年生	
	第三伐期		L 19 m ³ La 当り 400~500本	
		(萌芽整理)		6
		間伐, 下木皆伐		
		上木, 下木皆刈	L 19 m ³	
合計			N 45 m ³	
			L 57 m ³	51
伐期材積		230 m ³		

(注) ① 下木皆伐のための労働量は含まない。

② マツの間伐材積は井上氏の調査した玄島地方アカマツ中林収穫表と寺崎氏のB種間伐基準上の関係から推定した。

資料がないので、この施策が果して生産性が高く集約的なものであるかどうかは明らかになし得ないが、これを、この部落における従来からのアカマツ林施策と比較判断するならば施策内容はより複雑であり、かつ生産性も高くなっており、一方従来の林業労働投入量の面からの対比においては多くなっている。因みに生

産量のみについて井上氏の資料を引用して比較してみよう。

第42表 アカマツ純林と中林の収穫量比較

作業種別 地	アカマツ純林			アカマツ中林		
	I	II	III	I	II	III
平均直径 (cm)	28	24	21	34	30	26
平均樹高 (m)	26	22	18	22	19	16
主林木本数	470	580	700	350	400	450
主林木幹材積 (m ³)	350	280	210	260	230	190

第42表は井上氏の調査した玄島地方アカマツ中林収穫表と林野庁の調査した中口内海地方アカマツ林収穫表との対比において収穫量を比較

したものである。(注)

(注) 井上由扶著 アカマツ林作業法応用試験報告書

熊本管林局 1956 P21

すなわち、中林作業におけるアカマツの伐期本数は従来のアカマツ純林の収穫表に比してかなり少くなり、材の平均成長量最大期が、前者では50~70年平均60年となり、後者では30~40年平均35年となる。そこで60年における主林木についてみると顕著な差異があらわれるとしている。しかして、この表の平均樹高から推定すると、中林のI等地がアカマツ純林収穫表のII等地に相当するので、これについて比較すると主林木の幹材積には大差はないが、中林では本数が少なく、平均直径の大きいことが認められる。しかし中林ではこの間に多量の間伐収穫と2~3回の薪炭材主収穫があるので、生産量の点からは中林形式による経営が有利であると考えられるのである。

以上アカマツの中林形作業法の性質について、単に物量的計算のみによってきわめて概観的にみてきたのであるが、上述の検討の限りにおいては、土地生産力増加時に仍く集約化の増産技術であるといえよう。

しかして、アカマツの中林形作業法は、この部落の農家林業の生産目標と関連して必要な技術目標にかなう合目的な施策法であるといえるであろう。しかし農家をとりまく自然的経済的諸条件

とを合せ考慮したときに、果して合理的な施肥法であるかどうか農家の経済的諸条件と共により価値的な検討の必要性を痛感している次第である。

第4節 要約と今後の問題点

最後に本章において主として述べている諸点について要約しておこう。

本章においては林地瘠悪化の要因を農家における農業生産との関連において、林野利用の歴史的変遷並びに自給的利用構造の現状の分析を通じて考察し、農家林業の発展方向としての農家林業の技術目標について考察し、この目標にかなうアカマツ林の施肥法としてのアカマツ中林作業法の性格について検討した。

まず、

1. アカマツ林地瘠悪化の経営経済的要因について考察した。アカマツ林地が次第に瘠悪化して生産力が低下しているのは、どのような要因にもとずいているのかについて明らかにしておく必要がある。ここでは、これを三つの視点から検討した。

(1) 林野の利用が歴史的にどのように行われてきたかについて着目する。

すなわち、林野の所有はどのような変遷をたどり、林野の利用はどのようになされてきたかについて歴史的変遷を考察する。このことは、林野の利用が共有の時代と山分けによって林野の私有化がなされた以后とでは、どのように行われてきたかについて、その歴史的変遷を考察することにより、林地瘠悪化の要因を明らかにするであろう。

(2) ついで、農家における林野の自給的利用構造に着目する。

すなわち、林野の農家経済における農業経営上の営農資材、直接消費材の供給としての自給的利用の現状はどうであるかについて、農家の採草と林野、落葉の利用、リダ、マキ、炭等の利用、自家用建築の諸資材の利用、放牧地としての利用などが、どうなされているかについて考察することにより、林地瘠

悪化の要因を明らかにしようであろう。

(3) 最後に林地瘠悪化の要因について、水田耕作規模との関係からはどうであるか、また林地の位置、いわゆる農家の同一所有林野であっても、林地の生産距離との関係に着目する。すなわち、水田の耕作規模によって林野の利用はどうであり、林野への労力投入量はどうか、このような耕作規模による利用と労力投入量との関係は林分構造にどう現われているか、また林地の生産距離によって利用との関連において林分構造はどうなっているかを検討することにより、林地瘠悪化の要因を分析考察し明らかにしようであろう。

ここでは水田耕作規模によって農家をA(1.0ha以上)、B(0.5~1.0ha)、C(0.5ha以下)の三つに類型化し、天々の類型毎に林野の利用、労力投入量、その結果として現われる林分構造について比較検討し、また林地の生産距離についても、A(500m以下)、B(500~1000m)、C(1000m以上)の3類型に区分し、前述のような関係が同一農家の所有する林野であっても、その生産距離によってはどうかについてさらにこの関係を経営林野階層別にはどうかについて検討し、林地瘠悪化の要因を分析し明らかにしたものである。

以上の結論として農業経営の林野依存度は歴史的にも現状においても高く、その収奪的利用の累積はアカマツ林地の生産力を減退させ、単純林から瘠悪林への林地瘠悪化への要因になっているものであると考えられる。

農業経営における有機質肥料源の内部循環構造の改善と生活改善による燃料消費構造の転換等によって林野依存度の軽減を図り、持続的林野利用にアカマツ林農業の改善が生産力発展での要諦であろうと考えられる。

ついで

2. 林地生産力発展への方角として、アカマツ林の施肥はどうあ

るべきかについて、その施策の性格について考察した。

ここでは先づ、現段階での粗放的林野利用を改善して林地の生産力を高め、林業生産を発展させていくには、農業技術的方法によって林野放牧からの脱却、軽減を計る方法と林野の取扱いや利用の合理化等による林業技術的方法の二つが考えられることを提示した。しかし、ここでは農業技術的方法については、単に草荒農業脱却へのための問題点の提示にとどめ林業技術的方法について考察した。

そこで、最初に林業生産力の構造について考察し、土地生産力と労働生産力との関係について考察し、生産力の発展にはその過程として徹底した集約化の道を行くべきであろうと考えられるのである。次に農家林業の生産目標と関連して林野の現状を考慮したときに、この部落における農家林業技術は、林地の生産力を増進させて林木の単位面積当りの収穫量を増加させ、また林地の瘠化を防いで生産力の減退を防止するなどの性質をもった集約化的増産技術が必要であることを明らかにした。ここでの結論は次の通りである。

前述のような農家林業技術の経済的性質と農家をとりまく自然・経済的・社会的生産諸条件とを合わせ考慮したときに、アカマツの中林作業法によって合自然的な集約経営の基礎をつくるべきであると思われる。

そこで先ず、アカマツ林施策の上述のような目標にかなうものとして井上氏のアカマツ中林形作業法を引用し、その経済的性質について考察した。しかしてここでの検討の結論は単に物量的計算による概観的検討ではあるが、この限りにおいては、アカマツの中林形作業法はこの部落における農家林業の生産目標と関連して必要な農家林業技術の目標にかなう合目的な施策法であると思われる。

以上本章においては、アカマツの林地瘠化の要因並びに生産力発展への方向としてのアカマツ林の施策について述べてきたの

であるが、多くの懸念においてより経済的分析を必要としていることを痛感し、「アカマツ林施策の経営経済的意義」という題目が、はたしてその妥当性をもつものであるかどうかについて自己の独断に恐れる次第である。

最後に研修中御指導頂いた小倉経営部長、原経営課長、大内経営研究室長以下研究室各位びに直接御指導して下さいた紙野技官、丹山技官、久田技官の各位に深甚な謝意を表する次第である。

近郊農村における農 家林の現状と問題点

(西部沿岸地域の調査報告)

— 瀬野川町影部落の場合 —

目 次

第 1 節 課 題	129 ^頁
第 2 節 調査町と部落の概要	133
I 瀬野川町の概要	133
II 調査部落の農業生産の概要	137
第 3 節 農家における林野所有の構造	143
第 4 節 農家における林野利用と農業生産の構造	148
第 5 節 結 び	151

(都市近郊農村における農家林経営上の問題点)

近郊農村における農家林の現状と問題点

(西郡沿岸地域の調査報告)

—瀬野川町影部落の場合—

第1節 概 説

瀬野川町の町役場のある中野は、国鉄山陽本線で、広島駅から「上り」に乗れば2つ目の駅である。広島市の中心地にあるバスセンターからバスに乗れば調査部落までは僅か30分で到着する。又部落の一番南端の農家の庭先を日に百何回と汽車が行き交っているし、更に南の国道2号線には西条—広島を結ぶバス、トラック等は絶えず通っている。このように、瀬野川町も影部落も、広島市に接した、交通至便の郊外地であるといえる。水田が拓け、山林があるところの外観は、至極平凡な農村と異ならないが、一旦農村の内部に入り、農家や農民に接し、又林内に足を踏み入れれば、そこには純農村や山間村と異なつた、都市化の様々の影響をみとめることができる。奥外おくれた農機具がそこに散らばっているのを見出して首をかしげたり、電気洗濯機やテレビを見付けてひとりではほえんだりしたわれわれだが、昼間は年寄や婦人子供ばかりで、ろくな調査が出来ずに困つたこともあつた。近郊農村は一般農村と異つて調査員を戸惑せるいろいろな要因をもっている。この町の実態を明らかにするまえに先ず農業や林業の生産及び農家にとって、近郊的条件とはどんなものか、ということ整理しておいて、次にどのような現状になっているのかということ明らかにしたいと思う。

近郊的条件は、先づ第一に、農家の経営の基本的要素である労働力に影響する。家族労働力のより有利な燃焼の機会として、近くに工業や商業の地帯をもつということは、農家所得の構成に、兼業所得のウエイトが高くなるということの結果せしめる。一般的にみれば、農業から家族労働力の幾分か引上げられることになるのであるから、農業の解放化要因になる。階層別に見れば、明らかに零

相層ほど兼業化は進むが、それでも1ha以上の近郊地域として中
大に入る層においても、ここではかなりの兼業農家があることがみ
られる。しかし反対に、これらの中大至営層では農業労働収容力の
大きい集約専業至営に展開している場合も多い。

ともあれ、近郊条件の下では、兼業化の問題をとり除くことはで
きない。兼業の構造を兼業先の就労の条件によって整理し、農家所
得の大きさと安定とに關係づけ類型化することも必要であるが、そ
れとともに、農外就労が至営の基幹的労働力（例えば至営主又は長
男など）によって担われているか、補助的臨時的労働力によって担
われているか（例えば婦女子や他出を予定されている2、3、男）
といった相異により、兼業化に対する農家の適応形態を類型化して
おくことも亦非常に重要であるにちがいない。

このように、近郊的条件は農家の至営に固定化されている家族
労働力を外部至済に仕向させることにより、至営に労働粗放化の契
機を与えることになる。この粗放化要因に対して、至営が資本設備
の充実化によって対応するか、作目家畜の組織替によって対応する
か、或いは又、労働粗放化そのものが至営集約度の粗放化となって
結果するかは、他の条件にもとずいて決定される事柄である。ここ
では林業部門をふくめた農家の至営に上述のごとき作用がみとめら
れるということを指摘するだけに止めよう。

第二番目の近郊的条件は、農林業にとって最も基本的生産要素で
ある土地に作用する。所謂都市の外延的拡大に伴う農地林地の工場
敷地化や住宅地化等の傾向である。とくに戦後物凄く膨張率で拡が
っている東京都の場合、神奈川、千葉、埼玉等の諸県で顕著にあら
われている。

土地が都市の影響によって農家の至営から失われることは、第一
の条件である労働力が至営から失われて行く場合よりも、一層交通
立地条件に支配され勝である。駅を中心に放射状的に農地が潰滅し
てゆく過程の多くを吾々はこれらの地域で見ている。農地や林地が
至営から奪われて行くことは、農家の至営にいろいろ多面的に作用

している。

(1) 至営規模の縮小——ただでさえ戸当耕地面積の減少であ
る近郊農業に対して、益々迫率をかけることになり、その影
響は大きい。

(2) 至営組織の変化

例えば坪当り1万円もする宅地価格に対抗するためには温室
至営、養鶏、果樹至営等特殊な高度集約至営の方向を辿らし
めるとともに、反対に、土地からの積極的な所得の獲得を断
念せしめ、日雇百姓とか、雇農農家といった自給農業に転落
せしめる。すなわち、高度集約農業と極端な粗放農業とが同
じ地域に同居するという現象を呈示せしめる。

(3) 土地改良的な事業への刺激が乏しくなる。

従来宅地や工場敷として転用される見送し
のめどころは勿論、種々都市計画の影響や土地ブ
ローカーの思惑などによって、土地が先物取引の対象となる。
その結果農家をして、他動的な地価の動きに関心をもち、
土地自体の利用の高度化による土地純収益の獲得という契機
を乏しくする。したがって、土地改良的な事業、林業的には
造林事業等はかかる宅地化の靈性をもてばもつ程かえりみら
れなくなる傾向をみとめることができる。

第三の近郊的条件は都市のもとめる農林生産物の需要である。生
鮮野菜や市乳などの供給地としての近郊農業の特色は従来からいわ
れていたことである。とくに輸送能性の低い蔬菜類や果菜類の栽培
専ら購入飼料による乳牛や鶏の多頭羽飼育などが、近郊農業至営の
方式としてあらわれている。このような傾向は、極端に走れば、土地
や作物の自然的性質を無視して、至済的有利性によってのみ導かれ
る農業経営になってしまう。前述の温室経営がその典型であり、焼
土をしつつなすを運作する集約蔬菜経営もその具体例としてよく引
用されている。

そのような極端な形までにならなくても、一般に商品生産の比重

は高くなり、立地の経済的条件が経営組織に反映してくる。したがって経営構造の地域性——農業生産の地帯形成——はかなり顕著にあらわれてくる。しかしながら、戦後の輸送技術の発達、漸次このような輸送能性の低い生産物をより遠隔地より供給することを可能ならしめ、近郊圏を拡大するとともに、従来までの近郊的有利性を奪いつつある傾向がみとめられる。

以上近郊的条件を、労力、土地ならびに生産物の3側面から規定し、それらによって規制される農家経営の特色を描いて来た。ところで、上述のごとき農家経営の近郊的特色は同時に、その問題点でもある。すなわち近郊農家の経営をとりまく、零細化、兼業化、専業化、宅地化、持産地化、商業的農業化、自給的農業化、機械化、酪農化、共同化等々の諸傾向は近郊地域の農林業に積極的に作用するか、消極的に作用するかの相違はあっても、それぞれの問題点を端的に表示したものであるということができよう。

しからは、このような一般的な農家経営をとりまく近郊的条件の下で、調査町はどのような現象を呈示しているだろうか。さらに立ち入って、農家の林業はどうだろうか。以下本地域の実態調査の結果を明らかにするのであるが、その場合、上述の問題提示によって明らかな、吾々の明らかにせんとする実態——本章の課題を要約しておこう。

(1) 近郊的条件下の農家有林の所有、利用、生産の構造がどのような特質をもっているか。すなわち、近郊農村における農家有林の意義は何か。

(2) 近郊農村における農家有林の生産を展開させる可能性があるかどうか。あるならば如何なる農家型にそれを求めることができるか。

第2節 調査町と郡落の概要

I 瀬野川町の概要

1) 瀬野川町は広島県の西南部に位置し、広島市の東方9kmの地点にある。総面積50.21平方町、人口密度は172人で郡下では最低である。それは町内全面積のうち山林面積が76.2%も占め、一方農耕地は11.2%にしか達しないことに大きく原因している。南部を除いて三方を標高600m以上の山岳でかこまれ、その中を東から熊野川、北から榎山川が流れ、瀬野川となり、町の中央部を貫流して、後畑賀川を合し、海田湾に注いでいる。

2) 本町は西部沿岸地域に属しているため、気象データの大半は広島地方気象台の発表のもので、その主要なものは既に掲げた(第3-1表参照)。一即瀬野川中学校で観測したものによって対比すれば、気温は広島市より平均して一度低く、雨量も若干少くなっている。地質は全体として花崗岩のところが多く、全面積の67%。これ花崗斑岩15%、第四紀層8%、石英斑岩7%、となっている。土性は田畑共砂質壤土や壤土のところが多く一級にすぐれているが、秋落地带や酸性土壌、用水不足田等要改良耕地が、70%以上に及んでいる。

3) 昭和33年現在の瀬野川町の人口は10,119人で、前述の通り密度は安芸郡で最も低い。人口動態をみると、昭和10年頃より終戦頃までは漸増していたが、その後昭和25年頃まで減少し、その後漸増しつつある。又社会的には都市への転出がかなり目立っている。産業別就業者の構成状況をみると、全体としては全国平均的な様相を呈していて、第一次産業のウエイト高く、農村的色彩を第1表

	本 町	安 芸 郡	広 島 県	全 国
第1次産業	39.7%	36.5%	40.8%	41.1%
第2次産業	23.5	22.7	22.0	23.8
第3次産業	36.8	40.8	37.2	35.1

濃くしているが、本町のみに限って動態的にみれば、昭和5年は第1次産業が73.2%であったから、ウエイトは±近く下ったことになり、「農民が減って勤務者が増す」という現象を示している。なお、産業区分別の就業者の地位を国勢調査の資料によってみれば、第1次産業従事者は殆んどすべてが町内の自営業主ならびにその家族で占められているが、第2次及び第3次産業就業者は他町村（その大半が広島市）へ就業するものが殆んどである。とくに鉄道関係、製造関係の就業者が目立っている。

4) こういった傾向は、所得構成に著しくあらわれている。新町計画書による町当局の推計によれば、町内生産所得は約3.3億円であるのに対して、町内分配所得は7.6億円になり、2.3倍に達しているが、この分配所得のうち、町外からの分配分が61%も占め、その殆んどすべてが勤労所得を構成している。他にみるべき産業がないので、町内生産所得の大半が農業所得である。したがって町の経済は、町内の土地利用によってもたらされる農業と、町民が町外に勤務することによって獲得する勤労所得とによって支えられているとみてよいであろう。ここに近郊農村の面目が明らかにでている。

5) ここで町内の主要産業である農業を見よう。耕地率は11.1%であるが、水田率は79%でかなり高い。農家は昭和33年で1,460戸で総世帯の70%を占めている。すなわち、町内の大部分の世帯が農家であるということがわかる。農家のうち専業農家といわれるものは僅か11%にすぎず、大半（60%）が、農業を従とする第ニ種兼業農家である。すなわち、兼業の比率が著しく高く、農業は農家の主要な職業から脱落しつつある。各家庭内には必ず1人乃至2人の勤労者がいる。とくに終戦後の専業農家の減少傾向には顕著なものがある。水田の平均規模は3.1反、畑は0.6反で共に県平均よりかなり小さく、3反未満の零細農家層が46%も占めている。農家の山林所有も非常に零細で、1戸当平均3.4反にすぎない。非山林所有者は全農家の35%でかなりの農家が山をもっ

表 2 - 新 町 地 域 概 況

新 町 地 域 概 況	山林 地 域	昭和33年農業基本調査より									
		総 数	0 反未満	3 反未満	3 ~ 5 反	5 ~ 10 反	10 ~ 30 反	30 ~ 50 反	50 ~ 100 反	100 ~ 200 反	200 反 ~ 300 反
	数	1,460	505	349	133	165	218	51	33	6	
	率		1	28	5	2	1	1	1	1	1
	0.1 ~ 1 反	137	101	132	37	42	38	5	3	1	1
	1 ~ 3 反	538	280	124	54	59	77	14	5	1	1
	3 ~ 5 反	428	14	65	37	58	99	27	21	4	1
	5 ~ 10 反	340	29	1	1	4	3	5	4	1	1
	10 ~ 20 反	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	20 反以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	非農家										

ていることになるが、3反未満の所有者層が、全所有農家の46%近くも占めている実状である。三方が山に囲まれている当町としては以上の数値は一見奇異に感ぜられるが、町有林や国有林が多く私有林が57%しかないからである。

農地が狭小なだけその利用はフルにされ、2毛作田率は県平均に比べて13%高い。畑は自家用野菜が多く、都市向の生鮮野菜

の作付はない。最近ブドウ園の開拓が行われ、注目されている。他の近郊農村と同じく、田畑は宅地化しつつある。それと共に山畑の生産力の低いところでは、耕作を放棄して杉、松の林が行われている。又簡易な耕地の改良もおおなりにされる傾向が強い。これらはますます農業を副業化させ、年間噴えるだけの米があればよいといった傾向のあらわれであろう。

作付作物は殆んど全部が自家消費用の食糧生産で、米、麦類、雑穀、芋類、野菜類が主要なものである。反当収穫量は略果平均的水準にある。乳牛は20戸に1頭、役肉牛は2戸に1戸で、大家畜の飼養家率は概して低く、最近の傾向としては、山羊や鶏の頭羽数が漸増しつつある。今のところやぎはまだ10戸に1頭、鶏は1戸10羽内外にすぎない。これは、今後農業の機械化に伴い家庭で飼育しやすいかかる中小家畜に変化することが予想される。耕地の規模が狭小であり農業が副業化しているため、機械化はそれほど進んではないが、略果下平均的なところにあるとみられる。

6) 次に林業について簡単にのべると、当地は終戦時の風水害で、大きな災害をこうむった関係で、造林に対する関心が深い。町内の森林の林相をみると、針葉樹林54%、広葉樹林29%、伐跡地その他17%となっている。針葉樹にはあかまつ林が大半で、官行造林に杉、松がみられる。1ヘクタールの平均蓄積は16石できわめて低い。町では林地の高度利用と治山治水の効果をねらって、昭和33年10月、東北パルと県下で初めての分収造林を契約した。一般の農家林は零細で、分散しており、且林道が少なすぎて、経済的利用には支障がある。伐採量も僅少で、多くはパルプ材として仕向けている。

7) 工業、商業その他として町内にはみるべきものはない。工場数10、その従業員数がすべて、30人に満たないし又商店も大半が広島市に吸い上げられて、零細な小売業が全部で80軒ぐらいあるにすぎない。最近工場誘致の動きがみられる。

II 調査部落の農業生産の概要

1) 調査部落は旧畑賀村にあり、畑賀川の右岸に位置する小集落である。最寄の国鉄駅である安芸中野まで約2km、広島市へは直接バスが通じ、約30分で達する。東及び南の方向に平地がひらけ、畑賀川まで当集落の水田になっている。西及び北は山地で、山と平地との間に住宅が南北に連っている。総戸数49、内非農家が9戸ある。非農家は農地は勿論山林も所有経営していない。これらは専ら勤労者の家族で、集落には工場、商店等は1軒もない。

2) 農林業生産の基本的な土地、所有構造について最初に眺めよう。集落内の総農家40戸を農地と林地の所有を関係づけながら区分して相関表を作成すると次の通りである。

耕地、山林の所有相関表

山 地	0	3反 以下	3反～ 5反	5反～ 10反	10反～ 15反	15反～ 20反	20反 以上	計
3反以下	10	6	2	2		1		21
3～5反	1	7	3	1		1		13
5～10反		1	3	1	1			6
10反以上								
計	11	14	8	4	1	2		40

耕地の所有からみれば、1ヘクタール以上の階層に属するものは1戸もない。より具体的にいえば、最高の耕地所有者は7.2反である。最低は1畝以内というのが2戸もあり、これらは殆んど無所有に近い。農林省統計調査部の規定による農家と本集落に当てはめれば、更に7戸が農家でなくなり、農家戸数は33戸(総戸数は49戸)になってしまう。ここでは一応若干でも土地を耕作しているものをすべて農家として取りあげた。農家1戸当平均2.8反という零細さで前述の町平均よりもさらに小さい。

(注) 統計調査部で用いている農家は土地規模でいえば、本県のごとき西南地方では5畝以上のものになっている。その他土地を耕作していない農家もかなり詳細に規定しているが、ここでは関係がないので省略する。吾々の報告の他の部分では統計調査部でいう準を多く採用している。

次に山林をみよう。まづ、40戸農家の中で山林を全くもっていないものが11戸ある。山林所有農家率は72.5%となる。最高の所有者ですら2町歩でいど、最低は5畝歩となっている。農家1戸当り2.8反で、これも亦非常な零細さである。相関表によると、山林の無所有を除いてみれば、耕地を3〜5反、山林を3反以下所有している農家が7戸(18%)及び耕地を3反以下で山林も3反以下の所有者が6戸(15%)でかなりの集中を示している。

尚この部落には約4町歩の部落有林がある。農家はここから燃料をとるものが多い。

3) 次に家族労働力の構成をみよう。1戸当りの家族人員は4.7人、1人家族から9人家族まで分布しているが、このような大家族は1戸だけである。農業主従事者を見ると、男だけが主に従事している家族が、1戸に対して女だけが従事している家族19戸もあり、残りは男女が共に従事していることになる。このことから女子(主として主婦)労働による農業経営がかなり一般的であることが伺える。これをうらづけるものとして、家族の兼業をみると、家族員の誰かが兼業に出ている農家は33戸で82%に達し、殆んどの農家が従事していることが知られる。さらに内容をみれば一家のうち、1人だけ兼業に出ている家族が18戸、2人出ている家族が9戸、3人以上6戸となり、最高4人もの農林業外就業家族員をかかえている家族もある。農林業外就業の種類をみると事務職員、教員、医師等頭脳的事務的労働に従事する家族員が圧倒的に多く、47人(29戸)で農林業外就業農家の85%に達して

いる。他は事業経営4人(4戸)、内職、賃仕事2人(2戸)となっている。その他恩給年金、その他財産収入のある農家3戸となっている。このように見てくると、殆んどの農家は安定した農業外の仕事に就いていることがわかる。主な勤務先は日本製鋼、東洋工業、国鉄、県庁などである。

次に農業外の就業者の家族内の地位をみれば、世帯主又は長男が働きに出ている家族、28戸で圧倒的に多い。すなわちこのような基幹的家族員が殆んど外で就労しているところに、近郊農村としての本集落の特性がみられる。この点、さきに述べたように、労働力が奪われる型として、これがあるように見られるのである。

4) このように当集落は農林業経営としての基本的な生産手段である土地が狭少な上に、土地に結びつけられる労働力がきわめて少いということができ、結論として、農林業経営でもって生活を支えている農家が少いということになる。因みに、吾々の個別調査票の集計によれば、専業農家と答えたものが40戸中僅か3戸にすぎず、しかもそのうち2戸までもが、家族人員が1名又は2名の小家族で他に兼業にでることができない家族員の構成としてい

る。又残された専業農家は、耕地面積5.7反、山林3.7反、貸付

兼業農家のうち農業が主である農家の経営基盤

家族人員	耕地面積	林野面積	兼業家族員
9	4.9反	3.9反	長男、次男、長女、三女、
6	3.7	4.0	長男
5	3.3	1.0	主人
6	3.1	1.0	長男
3	3.0	0.5	主人、次女、
3	2.9	1.7	三女
4	1.3	3.6	長男、妻、
5	5.7	3.7	長女、次女、
3	4.8	15.7	三男、
5	2.9	3.3	長男、

地1.2反をもつ中層以上の農家で家族員が5人である。世帯主の年齢、家族構成からみて農業外就業にでられない理由はないし、又とくに農林業に集約経営を指向しているとも見られない。云わば農業外就業から取り残された農家とみるべきであろう。

農業が主たる事業であると答えたものは40戸の農家のうち10戸を占めている。彼等は全体として家族員も多く、経営面積も集落平均より大きいものが多い。農林業が主である関係上経営主が兼業に従事する農家は少いが、それでも2戸存在し、経営の基幹力である長男までふくめると全体で7戸に達し、この意味から、農業が主業であると答えるに意義はかなり軽いものと見ておかねばならない。

5) 林地については後で詳しく見ることにして、ここで農地の所有構造について概観しておこう。耕地として経営している地目は、水田と畑地で、畑地は普通畑だけで、果樹園、牧草地等は全く経営していない。水田を經營する農家40戸中36戸、畑を經營する農家も36戸、両方を經營している農家32戸となっている。水田の1戸当經營規模2.6反、畑は0.5反となっている。当地では所有規模と經營規模とみられ、貸付地のある農家は全体で9戸/3件で、田の貸付7戸/1戸当1.3反、畑の貸付4戸/1戸当0.4反となっている。外に宅地の貸付が2戸、1戸当り40坪位ある。

農地解放による影響をみると、解放した農家は5戸、7件あり、その面積は田6反畑0.6反となっている。逆に解放を受けた農家は11戸/5件で田10.4反畑1.7反で、余り大きな影響があったようにはみられない。解放した農家も解放を受けた農家もとくに規模が大きいとか地主層であった、という農家ではなく、労力関係や兼業関係から、たまたま小作に出していたものや、小作をしていたものが該当したといったケースが多い。

農地解放後の農地異動をみると、かえって農地解放よりも異動があり、經營耕地、増加した農家8戸、11件で田10.9反、畑0.9反、減少した農家12戸/3件で田7.8反、畑0.4反とな

っている。総体として減少の農家、及び面積が多いが、これは漸次、農家經營の減退を意味していそうである。増加の理由としてはすべて買入れによるもので、その動機までは不明であるが、増加した農家は耕地の經營規模の中位以上のものが比較的多い。このことは減少した農家についても云えることで、総じて、農地の異動は耕地經營規模の中位以上のものに、比較的多くみとめられるが、とり分け専業別区分には関係はない。減少理由としては、売却(12戸の内3戸)外に、小作地の返かん(12戸中3戸)、他人に貸付(12戸中2戸)、分家(12戸中3戸)、交換(12戸中1戸)がある。

6) その他の經營手段について簡単にのべよう。建物は1戸当総建坪計で40坪で、普通は住家と納屋、倉庫をもつものが多い。住家は殆んどが瓦葺になっており、藁葺は40戸のうち僅か4戸にすぎない。又平家が多く、2階建は12戸ばかりである。比較的新しく建った家が多く、

昭和の戦後に建築した家	7戸
昭和の戦前に	14戸
大正時代	7戸
明治及び不明	12戸

となっている。とくに半数の農家が昭和になってから母屋を新築している事実は注目しておく必要がある。

役牛を飼育している農家8戸、乳牛1戸、馬3戸でそれぞれ1頭づつ飼育している、牛馬を共同で飼育している農家が4戸ある。中家畜としては羊、山羊の飼育農家6戸、豚の飼育農家はない。鶏を飼育しているもの37戸、兎4戸である、鶏の多数羽飼育農家はいない。最高が35羽である。兎を14羽飼育している農家が1戸存在している。養蚕農家は1戸も存在しない。

農業機械の導入状況は、町一般の水準からみて、かなりおくれいている段階にあると見られる。部落内でかなり一般的に所持している機械は、脱穀機(所有農家2戸)モーター(16戸)発動

幾(6戸)程度で、その他はみるべきものがない。

ク)次に農業生産の状況を述べよう。耕地面積に対し、水田面積は84%を占めているし有利な畑作物にめぐまれていないので、当集落の主要作物は水稻であるといえる。水田は二毛作の可能なところがかなり多いが、主として労力関係から、現実には二毛作田として利用されているのは約半分にすぎない。水稻の外(作付農家36戸)作付けられている作物で販売されているものは、小麦(8戸)裸麦(23戸)甘藷(18戸)馬鈴薯(23戸)大豆(13戸)などであとは自家用野菜類になっている。米を販売する農家は僅か15戸で、家族人買との関係もあるから、販売農家の耕作規模は一定しないが、水田面積が2~3反になれば、若干の農家が販売し、4~5反になれば、大部分の農家が販売している。販売量は1戸当り0.4石内外の最小単位から、8石位のものまで分散しているが、2~3石といった程度のものが多い。その他の作物の販売額も殆んど記述するほどのことはない。反対に農家でありながら、米の配給をうけている農家が12戸もあり、内12ヵ月完全受配農家が6戸に達している。

農業生産のために他人を雇用したり、手伝人を頼んだりしている農家は15戸あり、その大部分は集落内の農家の人を雇用している。1戸当りの延人買は5~6人から、最高70人内外まであるが20~30人が多い。

8)以上当部落の農家によって営まれる農業生産を近郊農村の諸型との関連によって把握すれば、都市への労力が吸引されるタイプとして位置づけられ、これに対処する新しい農業からの適応は未だ生れていないように見られる。すなわち、労力節約的な家畜や作物の導入および機械導入による経営適応が殆んどできておらず、個別経済における農業の地位の相対的低下→主食偏重の自給農業化→農業生産の停滞、土地利用の粗放化となつてあらわれている。集落内の経営規模の全体としての零細化が、この一般的傾向に抵抗する階層すら派生せしめず、その意味では階層分化の傾向はつかめない状

態にある。吾々は以下の農家林業の実態を把握する段階において、上述のごとき近郊農業の型としての本集落の農業をとらえておく必要がある。

第3節 農家における林野所有の構造

1) 最初に所有の現況からはじめよう。当地のように都市近郊で一般的に土地が人口に対して狭少であるような所においても、山林所有農家は全農家の過半数である73%を占めていることは、農家における林野所有の普通性——即ち、農家における林野所有——利用問題の一般性——を物語っている。

(注) この調査では5畝以下の耕地経営者も農家としているが若し統計調査部のごとく農家を規定すれば、当集落の山林所有農家率は89%になり、農家林業はほとんどすべての農家の問題となる。

山林所有農家について、総体的に眺めると「山持ちは耕地持ち」といった二両者の相関々係はみとめられるが、別個に見てゆけば、かなりの例外がみられる。例えば、当集落で第1番の山林所有者(といつてもも僅か2町歩にすぎないが)である農家は、耕地規模、順位からみて、第23位になっているし、耕地の第一番目の所有者は山林の第10番目になっているといった類である。しかしそれでも、林野3反以上を所有している農家、15戸について耕地の所有順位をみると、10戸が耕地の15番以内の農家になっていることから大雑把に前述の相関はみとめてよいように思われる。当集落で1町歩以上の山持ちは3戸、5反~1町の階層が3戸、それぞれ10.5%づつを占めている。3~5反層が9戸(31%)3反未満層が14戸(48%)となっている。林野所有としては非常に零細で、耕地より以上に、農業経済における地位の軽さが感ぜられる。そこで林野所有の順位に農業の状況をならべてみると、山をもっていることの大小によ

つて、兼業の種類や、兼業者の家族内の地位が殆んど変らないことである。強いて見れば林野の3〜5反層において、農主型のものが多くみられるようだが、これは林野よりも耕地や、家族構成に大きく影響されている結果であろう。

2) 次に所有林野の構成をみよう。日本の私有林野は、法律上の所有の単位である筆の数が沢山あり、且場所的に分散しているのが特長である。又農家林業においては、農事の繁閑をぬって、小面積単位で森林施策が行われる場合が多いから、その「取扱単位」は益々細分化されている。今吾々の調査による森林取扱単位数を掲げると、次表の通りである。集落内の所有農家の山林は全体で113.5反、7畝、25しかないのに60の単位に分かれており、一単位当り1.9反弱となっている。山林2反以下の所有者は僅か一つの取扱単位林分一筆しかもっていないが、それ以上になると、4〜7位の単位数をもつことになる。

森林は集落のすぐ裏山が大部分であるが、他町村や、町内の他集落に所有しているものが3戸ばかりある。共有者が2戸あることも記述しておかねばならぬが、持分など共有の事情は不明である。近在の山林は大部分は赤松林で、純林を呈するもの、下木に広葉樹を入れた中林型をなすもの、または混交林を形成してもの等雑多であるが、純林型のものが最も多いようである。今、主な樹種により、区分をして、所有者別に針広別所有状況を見ると、

針葉樹林をもっている農家 27戸

広葉樹林をもっている農家 13戸

となり、殆んど山林所有農家は針葉樹をもっている。広葉樹林をもっている農家は比較的所有面積の大きいものに多いし、又彼等の多くは針広両樹林を併用している。広葉樹林のみもっている農家は僅か2戸にすぎない。尚広葉樹林をもっている農家は、比較的当地としては農地の経営規模の大きい農家に多いようで、新地規模の10位までの農家のうち7戸までが広葉樹林を大なり小なり所有していることになっている。

これらの理由は後でみるごとき、林野利用の構造に影響されている面が多いと想像されるのではあるが、吾々の調査からは適当な問題点は把握されなかった。

3) 所有林野の林令別の構成を眺めよう。当集落の農家林を令級別に区分すると次の表の通りとなった。

針 葉 樹	幼令級	29.08	4%
	中令級	158.00	21
	利用可能令級	558.14	75
広 葉 樹	計	745.22	100
	未成熟林	261.10	66
	成熟林	133.00	34
	計	394.10	100

備考 針葉樹林の幼令級とは、10年生未満。中令級とは、25年生未満をいい、未成熟林とは広葉樹林の10年生未満をいう。

針葉樹林、即ち赤松林は大半がV令級以上の利用可能令級に達しているが、利用価値の高い林分は少い。これに対して広葉樹林は未成熟林分の方が多い。林野の所有面積階層に即して、林令別の所有構造をみても、著しい傾向を読みとる事はできない。但し、当集落の最高の林野所有階層であるI可以上の農家3戸の森林は他に比べて針広の区別なく未成熟な林分の占める割合に高くなっている。最近に伐採が行われた結果である。これに対して、それ以下の階層では利用可能令級の林分が圧倒的に多い。彼等の多くは最近に森林を伐採せずただ所有していた農家が多い結果であるとみられる。

4) 最後に林野所有権の異動について述べよう。農地開放以後の林野所有権の異動について調査したものを集計すれば、林野を新に入手したものが圧倒的に多く、11件もあり、その面積は延183畝に及んでいる。買い込んだ山は集落内もあるが、集落外の町内が多い。又動機としては自家用資材を確保するために山林を入手したものが多く、主として個人から購入している。入手したすべて赤松林である。

林野を手離したものは、これに対して僅か2戸で集落内の最大

林野順位	林野面積	耕地面積	耕地順位	家族人員	事業別	家族成員	家族成員 順位
1	200.00	24.00	23	5	従	主人、長男、長女	4
2	157.00	48.00	8	3	主	三男	7
3	102.00	60.00	2	6	主	なし	3
1丁以上 小計							
4	75.00	55.00	4	6	従	長男、二男	3
5	58.00	3.29	29	5	従	主人	1
6	51.00	40.20	11	2	従	主人	5
5反~1町 小計							
7	40.00	39.00	13	6	主	長男	1
8	39.00	49.00	7	9	主	長男、二男、長女、三女	2
9	(共) 37.25	40.03	12	4	従	主人、長男	1
10	(共) 37.00	72.00	1	5	主	長女、二女	5
11	37.00	57.15	3	5	専	主人、長女	2
12	36.00	13.15	27	4	主	長男、妻	1
13	33.00	29.00	19	5	主	長男	4
14	30.00	54.00	5	6	従	弟	1
15	30.00	17.17	25	6	従	主人	2
3反~5反 小計							
16	26.00	50.15	6	5	従	四男	1
17	22.00	35.00	14	5	従	主人	1
18	18.00	42.00	10	5	従	婿	3
19	17.00	29.00	20	3	主	三女	1
20	15.00	12.00	28	4	従	なし	2
21	13.08	19.00	24	5	従	主人	1
22	13.00	25.00	21	5	従	主人	1
23	10.00	33.00	15	5	主	主人	1
24	10.00	31.15	16	6	主	長男	1
25	10.00	25.00	22	4	従	主人、二女	1
26	8.00	30.00	17	2	専		1
27	11.00	45.00	9	6	従	主人	2
28	5.00	14.00	26	5	従	主人	1
29	5.00	30.00	18	3	主	主人、二女	1
3反未満 小計							

(共)は共有 専：専業、主：農主兼従、従：専従兼主。

所在地	針葉樹 の面積	広葉樹 の面積	針葉樹			広葉樹	
			幼令級	中令級	利用可能令級	主成熟	成熟
集落内	90.00	110.00		90.00		110.00	
"	44.00	113.00	4.00		40.00	103.00	10.00
"	77.00	25.00	2.00		75.00		25.00
"							
"	60.00	15.00			60.00		15.00
"	58.00	—			58.00		
4丁集落内 11町内	50.19	—			50.19		
集落内	—	40.00					40.00
"	39.00				39.00		
"	37.25	—			37.25		
4丁集落内 11町内	10.00	27.00	10.00			6.00	21.00
集落内	20.00	17.00		20.00		17.00	
"	36.00	—			36.00		
"	15.00	18.00		11.00	4.00	3.00	15.00
"	30.00				30.00		
"	30.00				30.00		
他町村	26.00				26.00		
集落内	22.00			22.00			
"	11.00	7.00		5.00	6.00	7.00	
"	12.00	5.00			12.00	5.00	
"	8.00	7.00			8.00		7.00
"	17.08		13.08				
"	13.00			13.00			
"	10.00				10.00		
"	—	10.00				10.00	
"	10.00			10.00			
"	8.00				8.00		
"	5.00	0.10			5.00	0.10	
"	5.00				5.00		
"	5.00				5.00		
			29.08	158.00	558.14	261.10	133.00

の林野所有者2戸が財産整理のため、昭和27年頃に売却している。売却面積は延140畝で、入手面積よりは若干少い。それらの山林もアカマツ林である。

このような傾向からみれば、当集落の中堅層は、安定した農外就業による現金所得と自給食糧とが確保せられていることから、いろいろな経済変動に対しても、生活が安定し、山林資産を増加させる気運が向いている。これに対して、上層は終戦後の変動にかなり影響をうけて、一旦財産整理をするために山林を売却したり、立木を売ったりしたが、最近ではかなり安定しているとみられる。

当地目転換について附言すれば、終戦後林野に関して地目転換したのは3戸で、水田→林野へ、畑→林野へ、桑畑→林野へという三つのケースがみられる。これらの逆はない。農業の粗放化が限界地において林野への転換となってあらわれたものである。その面積は延17畝である。

第4節 農家における林野利用と林業生産の構造

1) 林野及びその産物の自給的利用としては、草、落葉、放牧。また、まき、炭、及び自家用、経営用資材としての木材がある。最初に草の利用からみて行こう。当地では草は家畜の飼料、敷料のほか、堆肥作製用に用いられているが、水田がかなりあるために、一般に山林や採草地に対する依存度は低いようである。吾々の調査によると、農家で採草していると答えている者が19戸（総戸数40戸）、内山林所有農家29戸中13戸、非所有農家11戸中3戸となっている。大家畜を飼育している農家9戸は勿論すべて採草しており、その数量も大は1,000メから400メ程度まで分散しているが、非飼育農家は10メ内外の僅少な採草に終始しているものが多い。主な採草地は耕地の畦畔で、採取している。その他河川敷、近在の国有林旧地主の林地、専他人の土地にも出かけるも

のがる戸存在している。草の必要性がそれほど高くないためか、殆んどが無償で入手している。

因みに飼料、肥料としては、当地では稲わらが多く用いられ、それに麦わら、落葉がかなり使われている。全体として草の使用量は漸減の傾向にある模様で、草の不足を訴えているのは10戸にすぎず、大部分の農家は、これ以上の草は必要をみとめていない。但し、不足を訴えているのは4反歩以上の当地としては農業規模の大きい農家に偏っているので、農業経営として採草の問題は残されているようである。

2) 次に落葉をみよう。落葉の利用戸数は草の利用戸数よりかなり多く、33戸が利用している。とくに山林所有農家では29戸中27戸が落葉を利用しているが、非所有農家には、利用していない農家が11戸中5戸もいる。1戸当りの利用量は、かなりまちまちであるが、最高200メ程度ものから最低10メ内外まである。採取地は、自己の山林からのみ採取しているもの、10戸、他人の土地（全部が部落有地から採取している）からのみとっているもの、16戸、両方から採っているもの7戸となって、かなり部落有地の落葉採取上の地位は高い。当地では落葉は専ら燃料にのみ使われているが、その使用量は漸減の傾向にある。これは家庭燃料構造の変化であろう。因みに数量をあげると使用量が減少していると答えた者は2戸不変と答えたもの12戸で、増加したと答えたものは1戸もない。

3) さて、まき、炭等の主要燃料の調達状況はどうであろうか。最初に木炭からみると、1戸当20メ（5俵）程度使用する農家が多いようであるが、当地では自家生産するものは1戸もなく、全部他より購入している状態である。これに対して、さて、まき是一部の農家は自己の森林より採取し、大部分は部落有林より採取している。製品としてのさて、まきを購入している農家もかなり存在している。若干の数字を示そう。多少の分散はあるが、1戸当りのさての年間使用量は100～150束、まきは100束内外と

なっているが、自己所有地より使用量の全量を賄っている農家は40戸中7戸で、これを林野所有規模からみると、⑦②③④⑥⑩⑭の農家で、大体上位農家にかたよっている。その他若干なりとも自己山林より採取しているものは⑤⑬⑱⑳の4戸である。これに付して、他人の土地より採取しているものには部落有林より、そだ、まきを採取しているものが27戸、国有林より採取しているもの1戸ある。このうちには一部を自己所有地より採取している上記4戸の農家も部落有林より採取している農家にふくまれている。このように、主要燃料の供給地としての4町歩の部落有林のウエイトは非常に高く、これには毎年部落共同で薪の作成に当り、戸数割りをしている。尚農家によって、割当量に不足する者とか、採取労力を提供出来なかった家とかは、購入している。その戸数が14戸もあり、その内所要量の全量を購入しているのが4戸ある。それらの何れも、兼業のウエイトの高い農家である。

石油コンロやプロパンガスの普及により、これら在来型の燃料に対する依存度は漸次弱まり、消費量が従来に比べて増えたと答えたのは1戸もなく、不変と答えたもの22戸、減少したと答えたもの18戸となっている。この面から、林野の自給的利用は変化を来しつつあり、燃料依存度の未だかなり高いとみられる部落有林においても、より生産力の高い土地利用への展開についていろいろ相談がなされつつある現況である。

4) 林野産物の自給的利用の構造をみる最後の項目として、立木の自家用伐採の状況を見ることにしよう。自家用伐採農家は、きわめて少いがそれでも過去5ヶ年間に10戸、この内毎年伐採している戸数は、6戸も存在している。その中林野規模の④⑭の農家は毎年用材を7〜8反、薪炭材を3〜5反ずつ伐採している。又⑦②③⑥はまき、そだを毎年若干ずつ伐採している。その他は昭和33年に用材を5石伐採した⑩農家と31年に用材を70石伐採した⑮農家、薪材を2石伐採した⑫農家とになっている。特殊林産物の採取農家は1戸もない。又当地の赤松林ではマツダケも

発生しないようである

5) 林業生産の内容としては、販売用立木の伐採及び造林、山の手入等の項目があげられる。販売用の立木の伐採状況を見ると、29の山林所有農家のうち、5ヶ年以内に立木を伐採し販売した農家は⑦1戸だけであった。数量は50石、売上代金は生活費に充当されている。利用可能令級の林分が割合とすればかなり存在しているのだが、林業的利用率は非常に低いとみられる。いわば、殆んど林業的利用に堪えない資源であるかのようである。

過去5ヶ年間に造林した農家も僅かに3戸で林野所有規模で、②③④⑦の農家がそれぞれ桧4畝、杉2畝、ヤシヤブシ5畝を造林している。杉の造林をした③は、桑畑に植林したもので、桧を植林した②は薪炭林伐跡地に造林したものである。それぞれ2〜3人の自家労力で新植している。又⑦農家は自己所有地が齊整林であるためその改良目的のため、ヤシヤブシを昭和33年200本植栽している。その所要労力延5人であるが、2人を雇入労力によっている。山の手入をした昭和33年1ヶ年で農家①(延30人)、②(延15人)、③(延80人)、④(延22人)、⑥(20人)、⑩(延20人)、⑬(延30人)、となっており、1町以上の農家は全部、5反以上の農家では若干が実行しているが、その実施農家率は低い。山林が、あまり手入の不用な赤松林であるためでもあるが、林業に対する関心の度合も大略測定できるものである。労力は大半が自家労力で、雇入は殆んどない。間伐、枝打などを実施した農家は1戸もない。

第5節 結び —

都市近郊農村における農家林経営上の問題点

以上、吾々の実施した「農家林業調査表」の結果にもとづいて、農家林の所有、利用、生産の概要についてのべて来た。その特徴を簡単に要約すれば、当集落は、基幹労力が専ら強かに都市に吸引されている結果、農業は全体として飯米農業一婦女子、隠居農業に傾

し去っている所であつて、これに対応する農業経営側の適応は未だ整っていない現状である。そのような母体の上に、零細規模の極度の生産力の低い——又は人為的に長い間かかつて低められた——林地が、かなり普遍的に分配されているのである。その利用は、経営というよりも、生活（就中燃料）のためになされてはいるが、最近では急激に利用度を低めつつある。しかし、零細規模と生産力の低いために、林業的な利用をなすに至らず、積極的な林地改良的な施策が例外的な農家に行われる以外は、全く放置されている現況である。ここ2、3年の傾向であるが、そのような利用度が低まったことが林内に有機物を堆積せしめ、極端な裸地状態のところは少くなり、このような状態がつづくとなれば地力回復へのきざしが見られるのではないかと思われる。

このような時期に、その方向に迫車をかけるような、肥料木の植栽はまことに適当な施策であろうと思われるが、まだまだ一般化する段階に至っていない。農家自体の側からみれば、あまり大した経費の支出というわけでもないから、兼業農家として生活の安定している層が普通化しているのであるから、簡単に普及しそうにも思えるが、一方余りにも、都市の安定俸給者層になればなるだけ、土地利用経営との感覚的すれが多くなり、放置してかえりみられなくなっているのではなからうか。当地のように、農業就労が筋肉的よりも、神経的な労働に類するものが多いところでは、確かにそこでの所得は大きくなり安定して来るが、反面汗水たらして働く自家の農林業は手が抜かれるわけで、耕作限界の放棄された畑が、積極的に造林される前に雑木山になってしまっているような状況が見られるから、まして土地改良的な肥料木の植栽など実施が困難になるのではあるまいか。しかし反面、林業は農業とちがって、初期の若干の投入によって、以後は積極的な投入なしに持続的に効果を大きくすることができるのであるから、当地のような経営粗放化の条件の支配しているところでは、かなり合理性の高い作業であるように思われる。当地の林業は過去の利用過重によって、林地の生産力は極度

に疲弊しているから、直ちに林業の効果を期待出来ず、当分は土地改良的な施策を続けなければならないが、ここに普及と指導とによって、農家に普及指導意欲を注入することによって、積極化することも可能であろう。少くとも、実態調査の結果からは林業への展開の客観的条件が整つて来たと見てよいように思える。

藺草生産地域における農家林業

— 広島県沼隈郡沼隈町（東部沿岸地域） —

蘭草生産地域における農家林業
— 広島県沼隈郡沼隈町 (東部沿岸地域) —

目 次

1. 課題と方法	159
2. 調査地の概況	160
2-1 沼隈町の概況	160
2-1-1 自然的条件	160
2-1-2 社会経済的条件	163
2-2 農林業の概況	165
2-3 要約	168
3. 農家林業の概況 — 調査表の分析 —	168
3-1 菅野部落の概況	168
3-2 農家の構造	171
3-2-1 階層区分	171
3-2-2 経営耕地	172
3-2-3 農業生産手段	175
3-2-4 農産物の商品化	176
3-2-5 家族構成と農業労力	177
3-2-6 農家兼業	178
3-3 農家と林野所有	179
3-4 農家と林業生産	182
4. 総括と問題点	187

1. 課題と方法

沼隈町は広島県農家林業調査研究の全体的プログラムの中では、東部沿岸島嶼地帯の高度集約農業地域にあたり、ここでの問題は、蘭草生産を主とする商業的農業地域における農家林業の存在形態を明らかにし、農家林業の発展あるいは阻害要因を究明して今後の農家林業の在り方を問うことである。

いうまでもなく、わが国農業は高い人口密度、弱い農業資本を前提として、極大所得追求を目標とする労作集約技術あるいは土地節約技術を駆使する経営体制をとってきた。こうした中での農家林業は必然的に農業問題の一環として、換言すれば農家所得なり雇用なりとの関連で捉えられなければならない。したがって、農家が特定の自然条件と社会経済条件の中で、“くらし”を立ててゆくとき、そのくらしの仕組の中で農業生産がどんな役割を果たし、また農業そのものがどんな内容をもっているかを明らかにし、目標な視角から林業生産の位置づけとその内容——*input, output, Capital*——を明らかにしなければならない。

調査は初取りによる概査と調査票による調査部落全体の悉皆調査を行った。ところで今後の農家林業の在り方を究明するという本研究の最終目標を得るためには、森林構造の精密な調査と個別農家の経営の分析、設計まで必要と考えるが、調査の都合上そこまで遡及できなかったため、本稿では、前記二調査を基礎として可能なかぎり課題への接近を試みた。

調査に当り、御協力をいただいた広島県庁および沼隈町役場関係者と多忙のなか積極的に御協力をいただいた農家の方々に厚く御礼申し上げる次第である。とくに安天下調査票の記入、回収に当られた細井技師に心から謝意を表する次第である。

2. 調査地の概況

2-1 沼隈町の概況

2-1-1 自然的条件

山陽本線と福塩線の合流点、福山駅に降り、駅前のバス停車場で沼隈行（常石行）に乗り芦田川を横断すると約30分で役場附近に着く。

沼隈町は広島県の東南にあたり、瀬戸内海に沿い、面積3,041ha²の海岸町である。口黒瀬戸を隔て、内海町に対する外、東に福山市、北西は松永市に隣接している。本町は古くから両市域と社会経済諸関係をもっているが、沼隈町の農業が両市に強く依存した近郊的農業を形成しているわけではない。

本町は昭和30年、千年、山南両村が合併して誕生したものであり、町面積の約70%が林野であって自然的相貌からみれば山南村といわれるべきであるが、古くからの商業的農業の発達により商品生産農業地域として知られている。

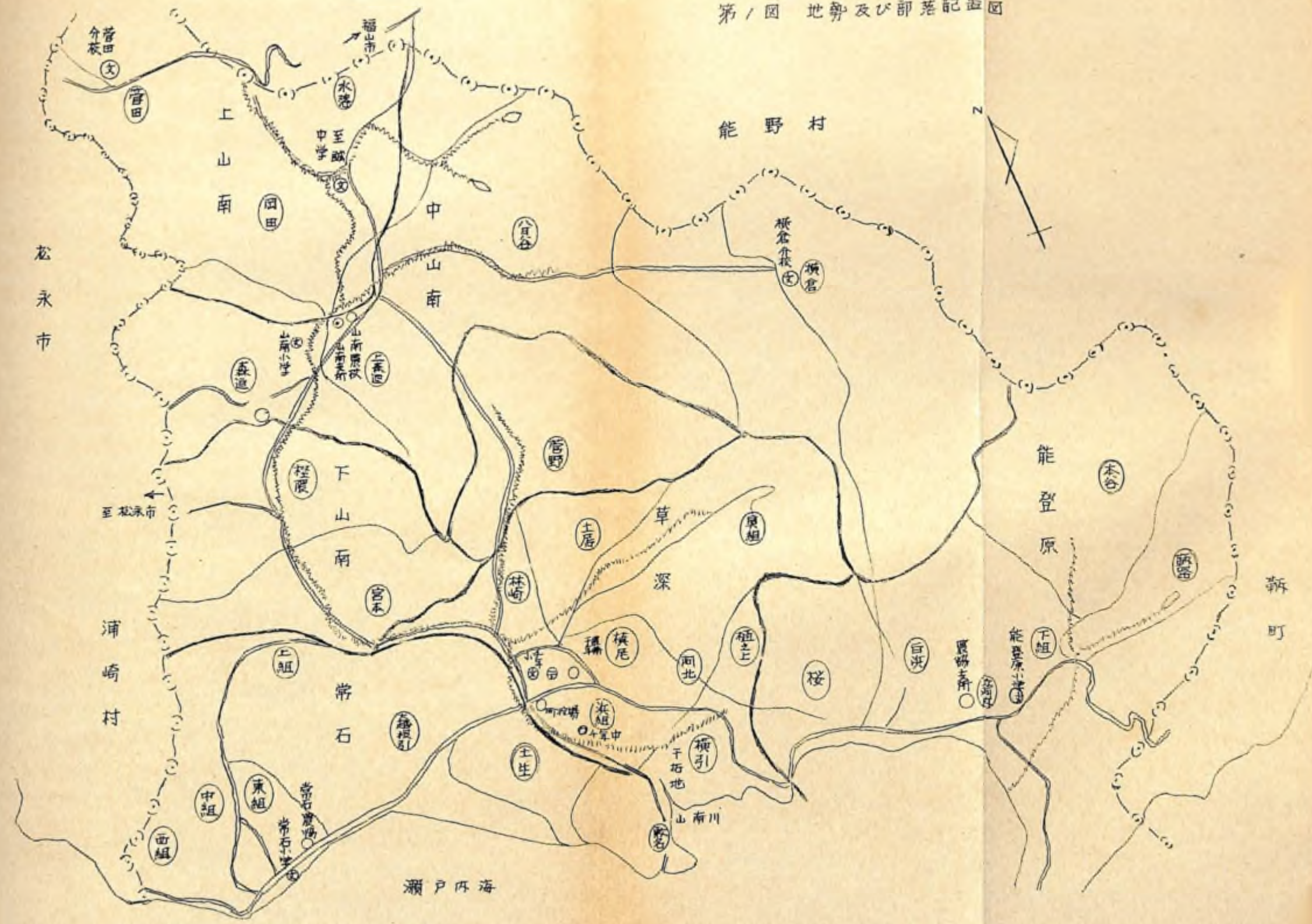
町全体に亘り高さ200m内外の丘陵性山地が広く分布し、山南地区の中郡と千年地区内の山南川下流及び町の東端にやや広い平坦農地がみられる。山南川流域一帯にわたり狭小な水田が発達し、この両側は傾斜15°以上の山地性台地となり、ここに畑地が造られている。

本町の約60%は古成層で、その地は沖積耕土として赤松林を主林木とした林相をみせ、一部は広葉樹である。この外一部に花崗岩、石英粗面岩があり、山南川流域一帯には沖積層がある。

気温は松永市の長期的な観測結果によると、年平均気温15.2℃、降雨量は年間1,058mmで夏季のそれは6月、7月が1,600mm台、8月85mm、9月140mm、程度である。畑作の安定にはこの程度の降水量では僅少といわれている。



第1図 地勢及び部落配置図



2-1-2 社会経済的条件

明治以降の人口推移をみると、大正初年頃までは増加率が著しいが、その後は第二次大戦後の一時的増加を除いては停滞的である。

第1表 戸数及び男女別人口の推移

	室永8年	文化元年	文化12年	明治5年	“ 21年	“ 31年	“ 43年	大正4年
山 戸 数	302戸	541	550	601	677	677	699	705
男	1,330人	1,322	1,434				2,083	1,952
女	1,291人	1,297	1,351				2,036	1,984
南 小 計	2,549人	2,619	2,785	3,033	3,568	4,041	4,119	3,936
千 戸 数	271戸	626	621	819	988	1,071	1,080	1,143
男	1,268人	1,625	1,611				3,135	3,307
女	1,279人	1,519	1,539				3,145	3,325
年 小 計	2,547人	3,144	3,150	4,374	5,206	5,850	6,280	6,632
人口合計	5,096人	5,763	5,950	7,407	8,774	9,891	10,399	10,568
	大正9年	“ 14年	昭和5年	“ 10年	“ 15年	“ 20年	“ 25年	昭和30年
山 戸 数	682	705	715	819	812	829	794	779
男	1,874	1,952	2,004	2,257	2,235	2,181	2,132	2,018
女	1,959	1,984	2,040	2,387	2,372	2,344	2,243	2,092
南 小 計	3,833	3,936	4,044	4,644	4,607	4,525	4,375	4,110
千 戸 数	1,093	1,143	1,156	1,196	1,171	1,125	1,143	1,135
男	3,144	3,307	3,125	3,210	3,089	3,651	3,636	3,366
女	3,159	3,325	3,173	3,037	3,144	4,068	3,942	3,609
年 小 計	6,303	6,632	6,298	6,247	6,233	7,719	7,578	6,975
人口合計	10,136	10,568	10,342	10,891	10,840	12,244	11,953	11,085

(注) 広島県庁農地経済部。

農林開発計画策定に関する調査、S.32による。

産業別人口構成は農林漁業が総人口の約50%を占め、鉱工業約23%、サービス産業約13%で農林漁業など第一次産業のウエイトは高い。町内では山南地区が農業世帯63%と高く、千年地区の、

36%と比べて農業に大きく依存していることを示している。

高度な商品的農業として高い人口収容力をもった当町農業も、また農業以外による人口扶養条件もすでに限界に達していることは、現在の人口の停滞的ないし減少的傾向がこれを示しているし、また近年移民問題が町当局を中心として積極的にとり上げられていることをみても明らかである。

次に土地利用状況をみると、総面積3,036町歩のうち林野、2,004町歩66%を占め、耕地は525町歩17%に過ぎない。

第2表 土 地 利 用 状 況

所有区分			国 有	公 有	私 有	計	百分率
耕 地	田	一 毛 田	反	反	700 ^反	700	(8)
		二 毛 田			1,884	1,884	
		計			2,584	2,584	
	畑	普 通 畑			2,560	2,560	(9)
		茶 畑					
		果 樹 園			110	110	
林 地	計				2,670	2,670	(9)
	計				5,254	5,254	17
	採 草 地 放 牧 地 原 野 林 地 計	採 草 地			300	300	(64)
		放 牧 地			260	260	
		原 野					
		林 地	430		19,017	19,447	
そ の 他	計		430		19,617	20,047	66
	公 共 用 地 宅 地 河 川 水 面 そ の 他	公 共 用 地		64		64	3
		宅 地			920	920	
		河 川 水 面		313		313	
合 計	計				1,082	1,082	4
	計			377	29,553	30,360	100

(注) 町役場、農林開発計画書。(昭和32・3)による。

畑は大部分が傾斜畑であって、一即に煙草が作付けされている他は甘藷、麦など粗放作物によって占められている。水田における用水は殆んどが溜池によるもので、一般に用水条件には恵まれている。この地域の一つの特色は水田の二毛作田にみられる。蘭草作は湿田にも栽培であるので、米麦二毛作地域の二毛作田の内容と異っている。要するに本町の土地利用は水田(蘭草生産)に主力をおき、したがって水田の集約利用を中核として、その他の畑地、林地は粗放利用される水田偏重型ということができる。

交通は専ら海上交通に依存していたが、明治24年山陽線が貫通して以来、北方への陸上交通が盛んになり、道路の改修も進み、現在はバス、トラックによる輸送が福山、松永両市との間に開かれている。山南川に沿って福山市に至る福山線(県道)と新町より地域沿岸部を通って松永市に至る松永線(県道)を主要路線としている。沿岸部は岩船、敷名、大越、常石の各港が尾道市、新町及び内海町の島崎地帯との海路の主要連絡地点となっており、独立した運搬業がある。

2-2 農林業の概況

まず農林水産の生産額と販売額をみると、生産額の最高は米麦その他農産物による27,363万円(67%)で、次いで農産加工8,270万円(20%)畜産物2,780万円(7%)林産物1,539万円(4%)水産物855万円(2%)である。次に販売額をみるが、この場合農産生産の蘭草は農産加工部門を通して価値を実現するので、社会会計的にみれば二重計算となるから農産物販売額から差引くと、現金収入の最高は蘭草を原料とした疊表で、8,005万円(現金収入額の38%)となり、次いで煙草、芋類、麦類となっている。畜産物は1,529万円(7%)で卵、仔畜が主要なものであり、林産物では総額963万円(5%)で薪660万円、木材220万円が主要なものとなっている。

いづれにしても、農林水産生産物を通じて最高額を示すものが疊表

であり、蘭草栽培加工が本町農業の中心となっていることを明らかにしている。と同時に商品生産物は農産物の蘭草から煙草、芋類、鶏卵、仔畜、薪、炭類、さらに水産物とその種類が多様なのも沿隈町農業の性格を示している。

こうした農業の担い手は、表にみられるように極めて零細規模で全農家の85%は5反未満層で、1戸当り平均経営耕地面積は2反9畝という小面積である。

兼業も進んでおり、農家戸数の72%は1兼或は2兼のいずれの形態であれ兼業農家であり、専業農家は28%に過ぎない。2反以下の階層では2兼が多く、2～5反で1兼が多く、5反以上で専業がみられるのは、経営規模による農家の性格を示している。

第3表 経営規模別農家数と兼業化率 (S.31.8.)

経営規模	農家数	百分率	専業農家割合		
			専業	第1兼業	第2兼業
——0.5反	91	5%	4%	4%	92%
0.5 — 1	175	10	10	20	70
1 — 2	377	21	20		48
2 — 3	342	19	27		18
3 — 5	558	31	33	61	6
5 — 7	183	11	54	45	1
7 — 10	53	3	70	30	
10 —	1		100		
合計	1780	100	28	45	27

(注) 本島県農地経済部、前掲書より

このような零細農によって生産され、しかも本町の主産物となっている蘭草生産についてさらに若干述べておく。沿隈町の蘭草栽培は、室町時代の末期すでに豊表が商品的価値をもっていたというから古い。この地帯はいわゆる備後表の本場地帯として知られ、これが御用表として福山藩の封建的統制下におかれ、その後明治期から流通も自由になり市場圏は拡大されたが、農家の副業的生産であり

栽培の規模は依然として零細なものであった。

蘭草栽培農家は全農家の70%、規模別には3～5反以上では、70%に及び3反以下ではそれよりも若干低くなる。1戸当面積は最小2畝から最大1反6畝に及び平均では5畝であり、栽培面積がこのような狭小なのは農家の経営規模が零細なことに起因すると同時にもう一つの要因は反当95～100人もの労力を必要とすることにある。

蘭草生産の収益性を生産費調査(昭和33年度)によると、反当粗収益66,340円、一方生産費62,793円だから3,547円の純益となる。上記生産費より自家労賃を差引いた農家所得は3,609円となり、これを投入家族労働量で除した1日当り労働報酬額は5/5円になる。蘭草を原料として豊表に加工すれば14～15万円の粗収入になるから換金作としての蘭草の経済的地位は高い。

次に林業生産についてみると、まず林野所有は大部分が民有林でそのうち私有林14,192町歩、共有林5,729町である。1戸当り所有山林面積は小さく、1町未満層で54%を占め、1町歩以上層は僅かに13%程度に過ぎない。無所有戸数は山南、千年両地区合計で、700戸(総戸数の約40%)に及び、所有面積は狭小でもその所有はかなり偏在していると云える。

第4表 山林所有規模別農家数 (S.31.8) (単位:戸)

規模 地区別	無所有	1町未満	1～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100～	計
山南	172	150	247	62	32	14	8		1	686
千年	528	219	231	53	43	14	4	1	1	1094
計	700	369	478	115	75	28	12	1	2	1780
割合比率	39	21	27	6	4	2		1		

(注) 本島県農地経済部 前掲書より

上記民有林の約18%が土砂流出防備林として保安林指定されているが、普通林、制限林合計して用材林面積は1,246町歩(民有林面積の65%)、薪炭林634町歩(33%)である。用材林は

天然生アカマツを主とし、薪炭林は雑木、クスギを主としている。アカマツ林は産樹発生後下刈を4～5年行い、その後燃料採取を目的として14～15年生の時枝打を行い、横行伐期は40～45年、平均直径21～24cm程度で、伐期材積は良いところで町当り1,200～2,000石といわれている。

戦後はスギ、ヒノキの造林も行われている。

2—3 要 約

以上極めて概括的だが、沼隈町の自然的、社会経済的条件と農林業を概観したが、さらに要約すれば、蘭草生産を主とする商業的農業とその加工生産によって成立し発展して来た農業は、零細水田を極めて労働集約的に経営して水田高産型であって、地域面積の約70%を占める林野利用は粗放的である。また経済的に有利な蘭草生産も現在では技術的にも経営的にも停滞的な姿をみせている。

町当局はこうした停滞的局面を打開すべく開発計画を樹て、(1)山林のうち開拓可能な57町歩の開拓。(2)海外移民の推進。(3)経営改善策とし果樹生産の発展。(4)畑地灌漑による土地改良工事の推進を挙げている。

農業の課題としては、林地利用の高度化なり農業生産力の発展がマクロ的命題となってくるが、こうした命題が個別農家という枠組の中でどのように農家経済の一部として取扱われるかが問題となる。そのため調査対象地菅野部落に焦点をあてそこでの農家経営と農家林業の実態を調査表の分析を通じて明らかにして行きたい。

3 農家林業の実態 — 調査表の分析 —

3—1 菅野部落の概況

菅野部落は住時海が近く、あたり一面に菅が生っていたため菅野と呼ばれたという。菅野部落は旧山南村の下山南に属し、千年草部落に隣接している。現在は部落を通る交通機関はないので、福山・新・松永方面に行くときは涙草かあるいは岡田まで歩いてでて

バスを利用する。

戸数は明治初年36～37戸であったのが敗戦直前から戦後にかけて疎開者が増加して最大48戸までになったが、現在は44戸である。44戸は専業があるいは兼業の形態かいずれをとるにしろ農家であり、商店は1戸もない。

後に詳しく述べるが、この部落も蘭草生産を主とした商業的農業を営んでおり、耕地面積は昔から殆んど変化なく、沼隈町と比較してとくに述べておかなければならない特長もない。ただ部落の性格を理解する上で必要な二、三点にふれておく。

菅野部落の略図



一つは農地改革による影響は少なく、改革前後の村落体制の退化といったものはなかったこと。また過去において農業生産力を発展させるための農業投資としては、昭和17年に部落内水田3町歩の排水工事をした程度であって大規模なものはなかった。

林業面では部落有林の所有を指摘しなければならない。部落有林は台帳面積21町歩、実測60町歩といわれ、部落内から10名の山林委員を送び、この山林委員が管理機関となり管理規定をむって運営に当る。伐採造林計画案も山林委員が樹て部落の総会にはかり決定する。

明治34年、部落有林に初めてスギ、クスギの造林が行われ、昭和初年はじめてヒノキの造林が行われたが、現在まだ大部分の山林は松林である。近年これら天然生松林から人工林への転換が著実にすすめられている。昭和29年にはヒノキ1町歩4,000本を植栽し、このため243人の労働量を投入し、昭和34年には皇太子御成婚記念造林としてヒノキ6反歩、1,800本を植栽し、このため部落民135人の労働量を投入している。造林労働は各戸1人の労働割当で一世帯内の20～65才の中で最も元気なものが出役するように取決められており、不参加の場合は1人/日350円を支払わなければならない。

収益配分は薪材については山入りの日（普通1日4日から3～4日留）に一斉に入り自家用薪材を採取するが、この場合の採取量は1人80～100ノ、女子の場合は70ノ程度である。現金収入は部落全体の費用例えば学校、消防ポンプ、道路改修の負担金など公共的支出にあてられ、個人配分の例はこれまでみられなかった。しかし現在では一応部落の施設も整え他方山林は伐期に達しているのでこれを個人分配せよとの意見もある。

林地そのものの分割という声も一部にある。ところが本部落では明治末期（明治34～35年頃）部落有林の一部を岡本菊右衛門外36氏に対し1人1反歩程度を分割したことがあったが、この時部落有地の部落外への移転を恐れた部落の人は、他人に売却すること

を案ずる申合事項をつくったが、50数年を経た現在に至ると部落内で分割山林を所有する農家は16戸、1戸で5戸分を所有するもの1戸、3戸分を所有するもの1戸、2戸分をもちもの2戸、したがって13戸分は部落外の所有に移ってしまったのである。この歴史的事実が共有地分割を阻止しているようである。

3-2 農家の構造

3-2-1 階層区分

調査系の分析に入る前に一つお断りしておかなければならないことは、部落内農家戸数44戸中1戸だけ調査上の都合で棄却せざるを得なかったため、この分析では43戸になっていることである。

ところで農業生産なり林業生産の性格は地域別に異ると共に、階層別に異ることはいうまでもない。例えば土地生産性あるものは労働生産性を高めるといふ目標もその実現の方式は地域別、階層別に異っている。菅野部落はすでに東部沿岸島嶼地帯の高度集約農業地域というように地域性格づけられているのだから、ここでの問題は、さかたのような視点で地域区分された本地域のいわば「縦の区分」としての階層区分であり、農林業の階層的な性格である。

これまで本町の農業調査で用いられた階層区分は、農業経営の基盤としての経営土地面積にもとづいていることは共通しているが、その規模区分は種々なものがある。本篇では次の区分によった。

階層	経営耕地面積	戸数	同百分率
I	5 ～ 7 反	6	14
II	3 ～ 5 反	19	44
III	2 ～ 3 反	9	21
IV	1 ～ 2 反	8	19
V	1 反未満	1	2
計		43戸	100

さてこうした耕地経営面積による区分がこの地域の主生産物である稲草生産とどのような関係にあるかをまず検討しておく必要がある。稲草は水田裏作なので手順として、はまず経営耕地面積と水田面積、水田面積と稲草面積の関係をみておく。第5表にみられるように水田率はI～IVいずれも略等しい

第5表 階層別経営耕地面積、水田面積、稻草栽培面積（1戸当り）

階層	戸数	耕地面積	水田面積	水田率%	稻草栽培 戸数	栽培面積	栽培率 (1年面積 水田面積)
I	6	6.2畝	2.9畝	46	5	0.6畝	21
II	19	4.1	2.0	50	19	0.8	40
III	9	2.5	1.4	58	7	0.6	43
IV	8	1.8	0.8	47	5	0.4	50
V	1	0.6	0.6	100	1	—	—

が、面積は階層差がはつきりしている。稻草栽培戸数は43戸中36戸（84%）で町全体の割合よりも若干大きくそれだけ稻草生産が一般化している。1戸当り作付面積はII—0.8畝、I—0.6畝、III—0.7畝、IV—0.4畝である。I階層で稻草を生産していない農家は工芸作物である煙草を栽培している。

経営耕地面積と稻草栽培面積の関係をプロットした第3図からA、B、C、Dの4集団に区分でき、稻草栽培6畝以上という生産の粗い手層はBグループで二、三の例外はあってもその経営耕地規模は3〜5反にある。グループと階層の関係はI・II階層＝A、Bグループ、III・IV・V＝C・Dグループに大まかに区分できる。したがってこの点では3反歩以上と3反歩以下の二区分で稻草栽培農家の階層的性格をみることができると理解される。

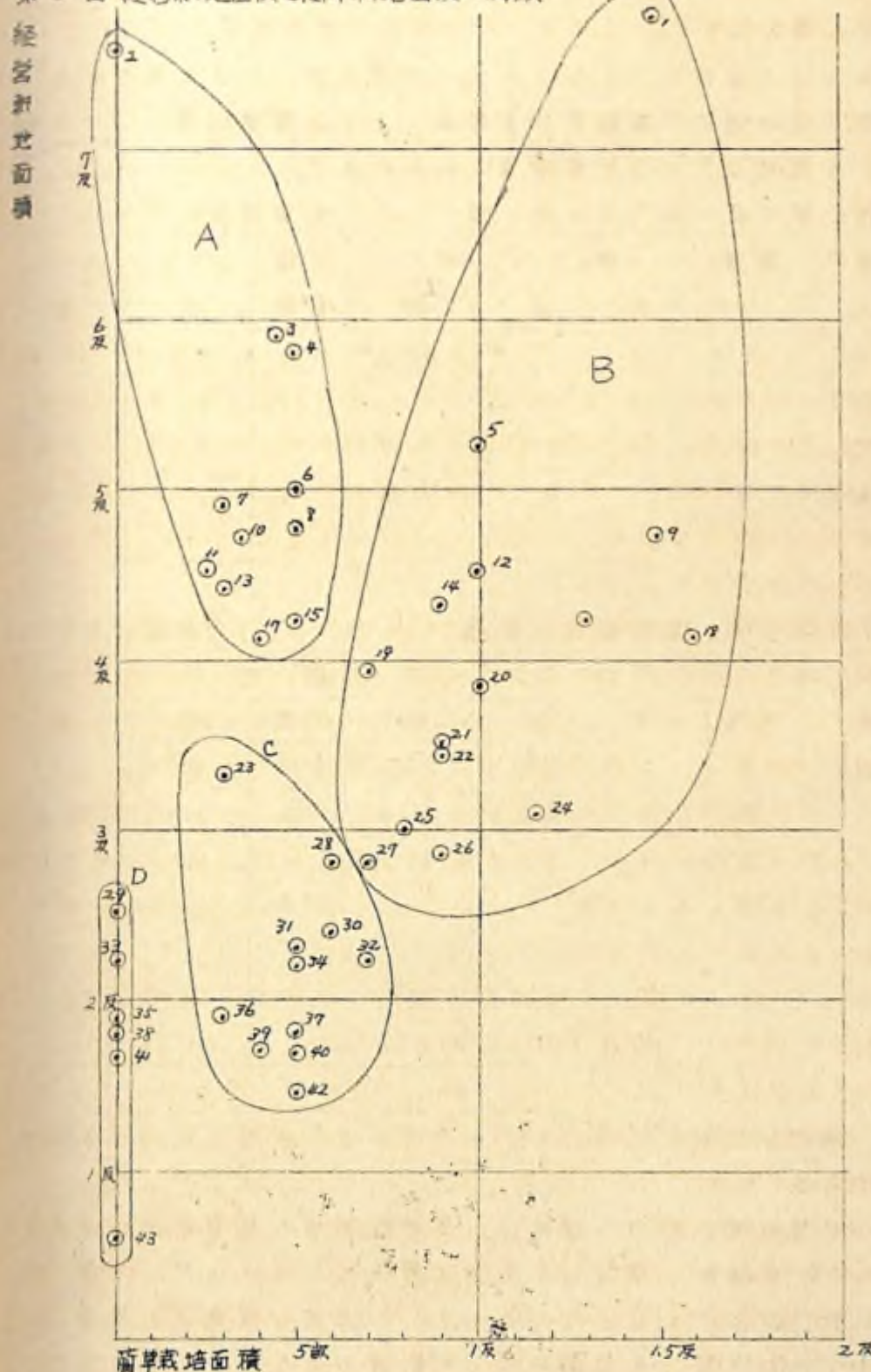
3—2—2 経営耕地

第6表 階層別経営耕地面積

階層	戸数	耕 地		計画地	小 計
		田	普通畑		
I	6	2.9畝	3.0畝	0.3畝	6.2畝
II	19	2.0	2.0		4.0
III	9	1.4	1.1		2.5
IV	8	0.8	1.0		1.8
V	1	0.6	0		0.6
計	43	1.8	1.7		3.5

各階層とも水田面積と普通畑は半々という所有経営状態を示し、水田は二毛作田が多い。極めて零細規模で全平均では僅かに3.5畝で最大で

第3図 経営耕地面積と稻草栽培面積の関係



(注) 番号は農家番号

もリ町歩に連しない。

土地賃借は小面積だがかなりあって水田に多い。また農地解放の実績は第8表の通りで解放者は5名ありⅠ・Ⅱ・Ⅲ階層に属し、一方解放を受けた農家は15戸で各階層にみられる。

第7表 土地賃借 (面積は1戸当り)

階層	賃 付			借 入		
	戸数	田	畑	戸数	田	畑
I	3	2.5	0.3	1	1.0	0.5
II	3	1.2		8	0.8	0.4
III	1	2.6	1.7	3	0.9	0.3
IV	1	0.9	1.6	4	0.4	0.4
V						

の方が多かったところから解放した農家は他郡落あるいは他町村に属していたものである。耕地狭小な地域だけに小作地は僅かでもかなりの影響を及ぼしていたと考えら

れるが、強力な地主型村落でなかったことはこの所有状況からみて明らかである

昭和25年以降の耕地の増減は、農地改革後の経営耕地の増減を示したものであるが、増加した9戸は買入れたもの4戸、開墾、干拓など3戸、分けてもらったもの2戸、一方減少農家は小面積だが14戸ありその大部分は道路拡張(町計画)のためつぶれたもので

第8表 農地解放の実績 (面積は合計)

階層	解 放 し た			解 放 う け た		
	戸数	田	畑	戸数	田	畑
I	2	1.2	2	4	0.7	2.3
II	2	4.8	0.8	6	1.7	2.4
III	1	8.5	5.3	1	1.1	
IV				4	1.4	0.7
V						
計	5	14.5	6.1	15	4.9	5.4
平均		(2.9)	(1.2)		(0.3)	(0.4)

第9表 農地改革後の経営耕地の増減 (面積は合計)

階層	増 加			減 少		
	戸数	田	畑	戸数	田	畑
I	3	1.6	1.3			
II	3		1.2	8	1.0	1.1
III	2	0.4	0.1	5	1.4	0.1
IV	2	0.7	0.4			
V						
計	10	2.7	3.0	14	2.4	1.2

あり(10戸)、新に貸したものの1戸である。増加と減少の二つの対比から、土地買入れの意欲が農家にあることは容易に推測でき

る。土地移動に階層差はない。

3-2-3 農家生産手段

運物、納屋はほとんどの農家が所有しているが、倉庫は下階層に少なく、畜舎、堆肥舎の設備状況は悪い。

第10表 運物種類別坪数

階層	戸数	住 宅	納 屋	倉 庫	畜 舎	堆 肥 舎	計
I	6	25.5	11.5	6.7	4.8	1.5	50.0
II	19	30.1	13.9	3.5	1.6	0.4	49.5
III	9	23.3	10.1	0.7	0.4	0.1	34.6
IV	8	23.7	9.3	3.5			36.5
V	1	24.0	15.0	6.0			45.0
平均		26.7	11.9	3.4	1.5	0.4	43.9

家畜、家畜の飼育率は全般的に低い。乳牛は1階層1戸のみ、数頭はⅠ、Ⅱ、Ⅲ階層で飼育し、飼育農家率は58%飼育農家1戸当り頭全農家平均では0.6頭にすぎない。羊、山羊の飼育農家は少なく、鶏だけが全農家の65%の飼育率を示しているが平均飼育羽数は、26羽と少ない。それでも個別的にはⅠ、Ⅱ階層に100~180羽の飼育農家もある。

本集落の主要家畜である役牛は水田の耕耘、運搬、堆肥の造成の

第11表 家畜種類別飼育戸数と飼育頭数 (飼育農家ノテ当リ)

階層	乳牛		役牛		羊		山羊		鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
I	1	2.0	5	1.0			1	1.0	6	49
II			17	1.1	3	1.0	2	1.0	10	30
III			3	1.0	1	1.0	1	1.0	7	13
IV					5	1.0			4	10
V									1	3
計	1	2.0	25	1.0	9	1.0	4	1.0	28	26

ためと、肥育を目的として飼育されている。肥育は仔牛を買入れ肥育して2才で売却するが現在3.5〜4万円の価格で取引され、松永市に届けられている。

農機具、全農機具について共有型態をとっているのが特徴で、耕起機、動力脱穀機は5人共同が多く、動力収播機だけ部落共有である。農機具は農地改革後その所有利用の増加したものが圧倒的に多い。

第12表 農機具の所有状況

階層	耕起機		動力脱穀機		収播機		モーター		発動機		動力噴霧機		動力吹粉機	
	個人	共有	個人	共有	個人	共有	個人	共有	個人	共有	個人	共有	個人	共有
I		4	1	5		4		1	1	3		1		1
II	1	4	3	7	1	13		1	5	6		2		
III			1	3		8			1	1		1		
IV		1		2		5		1		1				
V						1								
計	1	9		17	1	29		3	7	11		4		1

(注) 個人は台数、共有は農家数を示す。

3—2—4 農産物の商品化

農産物の商品化による現金収入額は第13表に示すようにI階層でも143.2千円と著しく低い。こうした収入調査が実際より低いものであるとしても、農家は大きく兼業収入に依存しなければなら

ないことは明らかである。

第13表 階層別にみた部門別販売戸数及び販売額(階層ノテ当平均)

(単位1000円)

階層	戸主		穀類		野菜		工業作物		果樹		畜産		計	
	戸数	数	販売額	販売額	販売額	販売額	販売額	販売額	販売額	販売額	販売額	販売額	販売額	
I	6	3	11.4	5	6.7	1	0.1	6	80.0	1	1.0	2	44.0	143.2
II	19	4	5.1	14	4.3			10	57.4	1	0.1			66.9
III	9			5	2.4			7	26.8			1	1.1	30.0
IV	8	1	3.6	6	1.6			5	16.8					22.0
V	1													
計	43	8		30		1		28		2		3		

各階層とも販売収入の主体は蘭草を主とする工業作物である。蘭草の収益性はさきに生産費調査にもとづいて若干小れたが、本部落では平均反収300%といわれ、33年価格300円だと9万円、調査時(34年)の見込価格200円でも6万円の粗収益であった。農家はこれまで蘭草を原料として冬仕事に憂を續けていたが、数年前より動力式織機が部落に導入されてから、手織は急減した。現在9台導入され部落内の蘭草だけでは原料不足で四国方面から移入するまでに到っている。最も部落内で生産される蘭草は1部だけが部落内の加工業者に売られるだけだが、加工業者は沼隈町内の他部落から購入している。工業作物にはこの他に煙草がある。煙草栽培農家はI, II階層に4戸ある。

要するに菅野部落の農家は、米を旨給して現金収入は蘭草生産による型が一般的である。

3—2—5 家族構成と農業労働力

家族構成は全平均5.3人、I, II階層は平均以上であり、それ以下の階層は平均以下である。家族内の消費人口(消費能力換算値)3.5〜4.8人、一方生産人口(労働能力換算値)2.3〜3.4人で略で表わされる生産人口1人当り扶養負担率は1.3〜1.6人となり平

均値で1.5となる。

農業従事者数は1.0〜1.9人、補助者を入れても2.0〜3.4人であり、1家族当り農業労働日数は年間300〜800日の範囲で、平均では400日台であるが、補助者の労働日数は20〜30日程度であるから農業に主として従事しているものの労働日数は250日前後となる。農業雇用は日雇の型態が殆んどで14戸(1戸当り2.2人)であり、主として田植、稲草收穫、煙草收穫期の6〜7月に雇用している。

第14表 家族構成と労働力

階層	家族数	農業従事者			▽	A	▽A	農業労働日数
		男	女	補助者				
I	5.8	1.2	0.7	0.7	4.8	3.4	1.4	707
II	5.9	0.7	0.5	2.2	4.8	3.3	1.5	481
III	4.3	0.6	0.7	1.4	3.5	2.4	1.5	364
IV	4.4	0.4	0.6	1.0	3.5	2.3	1.6	291
V	5.0			2.0	3.9	3.1	1.3	20
平均	5.3	0.7	0.6		4.3	2.9	1.5	446

3-2-6 農業兼業

零細な農家では一つは所得の不足を補うために、もう一つは労働力の面から兼業の必要性がある。本集落の兼業戸数は33戸(農家数の70%)で、兼業者の数は1戸当り1人の場合が多いけれども主人、妻をはじめとして2人以上の農家も9戸あり、また兼業者の続柄をみると長男16人(兼業者の33%)、主人10人(22%)と多くなっている。このことは集落全体に兼業化が深く浸透していることを示している。

兼業の種類はいわゆるホワイトカラーが多く(兼業者の31%)、その内容は教員、郵便局、常石造船、役場、農協、である。次には大工、佐官、屋根ふきなど職人11人(24%)、畳表の加工を主と

する加工業7人(15%)である。

第15表 農家兼業の実態(戸数、従業者数、続柄、兼業の種類)

階層	兼業戸数	同比率	兼業者の数			兼業者の続柄				兼業の種類									
			1人	2人	3人	主	妻	長男	その他	職買	農林水産加工業	土産業	農林水産	商店他	配当人	貸付人	商業玉環	行商仲介	(賃料主)
I	4	67	2	1	1	2	1		3	2	3		(1)	1					
II	16	84	11	4	1	3	1	11	8	7	3		1	1	10	1			
III	6	67	4	2		1		3	4	2					1			1	3
IV	6	75	5	1		4	1	2		2	1	1					1		1
V	1	100		1		1	1			2									
計	33	90	22	9	2	10	4	16	15	14	7	1	2	2	11	1	1	1	4

(注) ()* は1人が2つの兼業に従事している場合主な方を示す。

例、I階層には農林水産物の加工業と販売業の両方を行っている農家が1戸あるが加工業を主とするものであることを示す。

第16表 階層別林野所有農家1戸当り林野所有面積

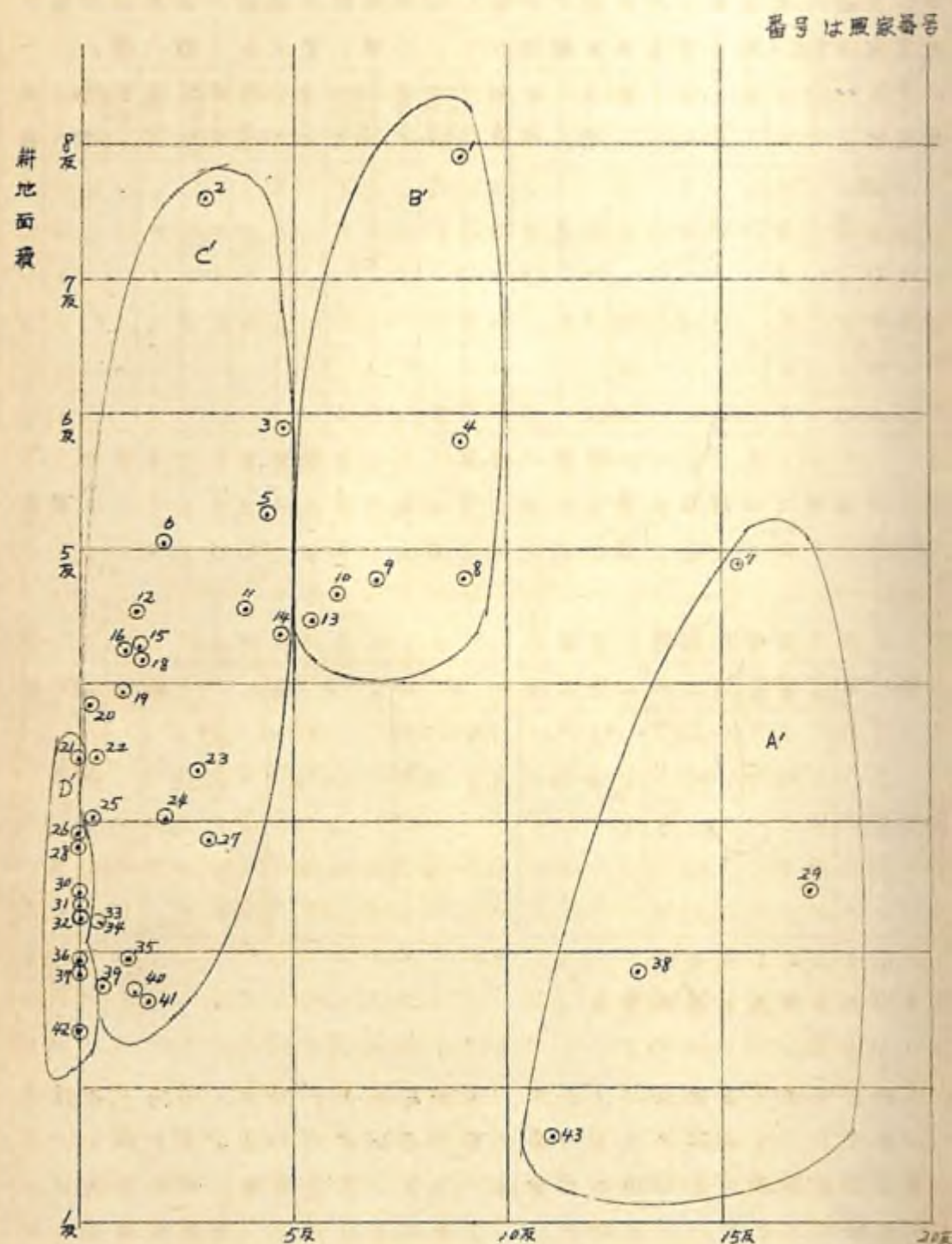
階層	林野所有農家数	同比率	林野面積	針葉樹	広葉樹	竹	林	採草地
I	6	100%	5.24	2.8 (0.3)	2.5	0.1		
II	18	95	6.4	5.3 (0.7)	0.8	0.2		0.1
III	5	55			0.8	0.2		
IV	5	62			1.3	0.1		0.2
V	1	100		11.0				

(注) () は人工林面積

3-3 農家と林野所有

林野を所有する農家は35戸、全農家の81%で、最低1畝程度から最大51反4畝という所有状況であり平均では4反6畝というように山林所有もまた極めて零細である。III・IV階層に無所有者がいるが全般的には多くの農家が狭小な森林をもっている所有構造とみられる。アカマツ天然林があるため針葉樹は多いが、III・IV階層では

第4図 経営耕地面積と林野との関係



注) A'集団には上記以外に5町/反を有する農家No.ノアがいる。

広葉樹、竹林それに若干の採草地だけである。

経営耕地面積との関係をプロットしたのが第4図であるが、農家を大まかにグループ化すると1町以上(A'), 5反~1町(B'), 5反以下(C'), 無所有(D'), の4区分になる。A'は農業経営規模に関係なく存在し、5反以下では林野所有は農業経営規模にほぼ比例している。

第17表 林野所有階層別林野面積と令級別構成 (1戸当平均)

林野階層	戸数	所有面積 (反)				
		針葉樹	広葉樹	竹 林	採草地	計
1	5	18.5 (0.9)	1.9	0.8	0.5	21.7
2	6	6.7 (2.5)	0.9	0.9	0.1	8.6
3	24	1.1 (0.1)	0.6			1.7

(注) () は人工林面積

林野階層	戸数	令 級 構 成 %									
		針 葉 樹					広 葉 樹				
		1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51以上	1~10	11~20	20~30	31以上
1	5	21	2	15	8	33	21	80	20		
2	6	41		17	16	17	7	70	14		16
3	24	7	8	14	16	26	29	65	35		

次に所有林野の内容をみるが、この場合は農業階層でなく林業階層(1町歩以上, 5反~1町, 5反以下の3階層)でみよう。林野所有面積で針葉樹の中の人工林面積は1階層よりも2階層に多いのは、5反~1町層の方が1町以上層よりも造林量の多いことを示し、このことはまたスギ、ヒノキ林が多いことを表わしている。針葉樹の令級構成は3階層とも21年生以上のものが多く、広葉樹は逆に幼令級が高い比率を示している。調査票に記入されたマツ林令は30~60年生のものが多かったから比較的伐採可能な山林をもっていることになるが、マツ林の大部分は天然性の畜積の低いもので実際の伐採可能材量は少ない。

3-4 農家と林業生産

最初に林野からの *Output* を明らかにしておく。まず農家の林産物販売状況をみると第18表のごとく、過去5ヶ年間(昭和29~34年)に販売した農家6戸、販売物は用材(主、副伐)、薪、竹の3種で、販売量は200石が最大で他は少なく、毎年販売しているのは2戸。(1戸は竹を2~4束、1戸は薪材1,000×~1,500×、竹5束を販売)である。

今これらの販売額を試算すると竹5束=1,250円(250円×5)薪材1,000×=1,500円(薪1束30円、1束2×目)、用材マツ3.5下石当り1,600円、したがってNo.29の場合で32万円、No.17の33年の販売額は用材=38,400円、薪材=2,250円、竹=1,250円合計41,900円である。

第18表

昭和29年~34年(5ヶ年)における林産物の販売状況

農家 番号	農家 階層	林業 階層	販売物	販売量	販売年次	販売先	販売代金の 使途
1	I	2	用材(副伐) 薪	9石 50束	昭和33	村外業者	生活費
4	I	2	竹	16束	" 29~33(年2~4束)		生活費
17	II	1	用材(副伐) 薪炭材 竹	24石 550束 25束	" 32, 33(年12石) " 29~33(年1000~1500) " 29~33(年5束)	パルプKK 村外業者	林業経営
23	II	3	用材(主伐)	5石	" 33	村内業者	買値整理
29	III	1	用材(主伐)	200石	" 33	"	農業経営 生活費税金

この農家は販売収入を林業経営に当てる本集落最大の林野所有地である。以上のように伐採のケースは少なく、用材(主伐)の代金は買値整理、農業経営費などに仕向けられることから、山林が備蓄的な性格をもっていることは窺える。

林産物の販売条件とくにその市場立地は、左馬県東部の中心的木材市場福山市に近く、部落からオート三輪によって石当り/50以内程度の運賃で出荷できる。

販売先は町内業者、町外業者、パルプ会社である。最近パルプ会社はマツ材の買付に積極的であり、また町内には造船所があるため船用材の需要があり、その価格はマツ石当り2,500~3,000円もあるが、現在は松大材の生産を当地地域に殆んどみない状態である。さらに約8K離れた松永市には全国の約80%を生産するという300の下駄工場があってマツ材の需要がある。このように当地域は各種の木材需要が近在にあり、また木材市場も近くあって市場立地には恵まれているといえることができる。

自家用として用材を伐採した例はない。竹を農業資材用として2~20束伐採した農家4戸、自家用薪炭材を伐採したのはNo.1、No.14、No.17、No.29で年間500×~1,000×である。

燃料としてのそだ、まき、木炭の消費量とその入手先をみると第19表の如く、そだ44~100束、まき86~405束の範囲でまきに大きな差があるのは1階層が煙草乾燥用に用いるためである。そだまきを自己の所有林から得るのは19戸(山林所有農家の44%)、このうち全部を自己所有林から得るのは10戸で、そだまき消費農家の23%程度で、大部分は全部かまたは一部を入会地から入第19表 そだ、まき、木炭の使用量と入手先

階層	木炭		そだ		まき		そだまき入手先(買値)					
	使用量	購入量	使用量	業務用 購入量	使用量	業務用 購入量	目的所 所有地	入会地	入会地	所有地	その他	
I	3.8	3.8	48		405	225	100	2	2	1	1	
II	9.1	8.5	73	1	96	3		4	7	5	3	
III	13.8	13.8	56	1	9	120	9	1	5	1	2	
IV	18.5	18.5	44			86		3	4	1		
V	32.0	32.0	100			100				1		

手している(農家6/%)。入会共有林からの採取量は採取農家/戸
当り平均約そだ50束、まき/00束である。

5年前と比較した場合のそだ、まきの採取量の増減をみると増加
2戸、不変20戸、減少2/戸で、石油コンロその他代替燃料の進
出と共に減少傾向をみせている。

木炭の自己生産はⅡ階層の/戸だけで、殆んどは購入している。

草は大部分の農家が畦畔より採取し、自己所有山林、原野から採
取する農家は少なく、僅かに5戸だけである(採草農家の/5%)。
全採草について5年前と比較すると以前より増加した農家4戸、減
少8戸、不変/9戸であって若干の減少はあっても大部分の農家で
変化ないのは草の用途が役牛、羊などの飼料用であるためと考えら
れる。また現在の採草量以上に必要かどうか草の要求度をみると、
必要なし/戸、必要あり22戸である。必要なのに刈らない理由
は近所に刈り場がない(8戸)、労力不足(/4戸)があり、労力不
足という農家は全階層にわたっており、これは農家の労働事情から
でなく、一面では採草労働の非効率を示しているものである。とも
かく草資源を山林に依存する農家は極めて少ないことは明らかであ
る。

第20表 落葉の用途別利用戸数

階 層	落 葉 の 用 途 別 戸 数							利用戸数
	(f) 推 厂 肥	(g) 燃 料	(h) 温 床 材 料	(i) (ロ)	(j) (イ)	(k) (ウ)	(l) (ニ)	
I		/	/		2		/	5
II	2	7		6		/		16
III	/	6		/				8
IV		6				/		7
V								
計	3	20	/	7	2	2	/	35

落葉採取農家は36戸(農家86%)に及びそれらの用途は燃料
のみ20戸(落葉利用戸数の57%)。推厂肥、温床材料などと燃
料と両方に用いる農家も入れると3/戸(同88%)になる程この

利用は多い。採取場所は自己所有林より/4戸(採取農家の40%)。
自己所有外(主として入会山)/7戸(47%)その双方から採取
するもの4戸である。

採取量は平均/40ノ程度であるが5年前のそれと比較すると増
加2戸、減少/2戸、不変/8戸で若干の減少傾向を見せながらも
大半は不変である。

この他林野生産物としてマツタケがあり、2戸が生産しその/戸
は3千円の収入を得ている例もあるが生産量は僅少で自家用が主な
ものとなっている。

要するに本集落の林業生産を *output* の面からみると零細規模の
ためではあるが販売量は少なく、薪炭材、落葉、草、林野副産物に
しる家計仕向、経営仕向の多い自給的的林業生産である。

第21表 農家の植林状況

農 家 番 号	農 林 階 層	年 度 別 植 栽 面 積 反					植 栽 種 類 別 面 積					植 栽 樹 種 別 面 積				五 ヶ 年 間 計
		昭和29	30	31	32	33	再 植 林	林 野 副 産 物 用 林	薪 炭 林 用 林	原 野 造 林	農 地 造 林	ク ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	ス ギ	
45/	I ②		0.4	0.6					1.0			1.0				1.0
5	I ③					0.2		0.2					0.2			0.2
7	II ①			2.0			2.0						2.0			2.0
8	II ②			1.0	2.0		3.0						3.0			3.0
9	II ②	2.0			0.2			2.2					2.2			2.2
13	II ②	1.2	0.3				1.5						1.5			1.5
19	II ①			2.8		3.0	2.0	3.0			0.8					5.8
29	III ②								1.0							1.0

次に林業生産の *input* の側面を造林からみよう。過去5年間、
(昭和29~33年)に造林した農家は8戸でその中で最大造林者
は5.8反、平均2.1反となる。造林種類は再造林が最も多く、次い
で薪炭林の用材林化が多い。樹種はヒノキが大部分を占めている。
ヒノキは反当り300~400本植え、マツ300~500本、スギ400

本、クヌギ500本の植付本数となっている。苗木は森林組合、苗木商、自家養成とルートはいろいろあって一定しないが、8戸のうち2戸は稚苗より育苗している。

造林補助金は農家4戸が受領し、4戸は全然受領していない。

造林は階層別にみると、林業階層の⑦⑧階層に多い。

造林労力は反当り1.3人〜16.7人と可成りの開きがあるが、地況、労力の質が明らかでないのてこうした差異はむしろ当然かも知れない。一般的には自家労働を主体としており、雇入労力を必要としたのは5.8反を造林した農家で集落内最大の所有者No.17(Ⅲ-⑦階層)であるがこの農家でも雇入労力は植付労力の33%程度である。No.29は雇入労力だけで造林しているが僅か2名である。

地帯、植付作業はいつでも2月〜3月の農閑期に実施されているが、1戸は11月に秋植を行っている。

湛育管理労力の投入状況は過去5ヶ年で農家が実施した最も新しい1ヶ年間の労力投入であるが、作業別には下刈りが最も一般的に行われており、次いで除伐、枝打、間伐となる。投入量は1人〜54人の範囲で殆んど自家労力となっている。下刈時期は1月、6月〜8月、除伐は10月〜1月、枝打は1月と5月、間伐は1月と2月になっている。

第22表 植林農家の労力投入量

農家番号	造林面積	地帯	苗木運搬	植付	植	計
1	1.0		0.1	1.0	0.2	1.3
5	0.2			1.0		1.0
7	2.0	10.0		5.0	1.0	16.0
8	3.0	11.0		3.0	1.0	15.0
9	2.2	30.0		6.0	1.0	37.0
13	1.5	20.0				20.0
17	5.8	(10.0) 20.0	1.0	(2.0) 3.0		(12.0) 36.0
29	1.0	(2.0)				(2.0)

(注) ()は雇入労力

最後に林業労力の担い手を家族の中でみると、林業経営の指図をするのは農業経営者と同一なもの、または年長者である場合が多い。植付は主人、長男、妻などで女子労力は18戸(22人中)の中で5戸(5人)で植付労力の約15%程度、草刈り作業は女子約22%と男性と比べると少いようだが、落葉かきは圧倒的に女子労力が多く、その数は66%にも及んでいる。もちろん家庭状況によって差を生むのは当然としても林業労働はかなりはっきりと作業分担が分れている。

4. 総括と問題点

商業的農業地域と規定された当地域の農家林業の実態を調査票にもとずいて分析してきたが、最後に以上の結果を簡単に総括し、併せて二、三の問題点を指摘しておきたい。

沼隈町なかんづく菅野部落の農家は、飯米自給型の水稻部門と現金収入部門としての稻草作を主要部門として組織されており、一方農家の所有する林野は専細規模であって、しかも天然生アカマツ林と広葉樹を主とする林分で生産額からみて僅少であり、かつ投入面からみて粗放적であり、農家生産構造の中では明らかに副次的部門の位置にある。しかし若干でも煙草作があるかぎり温床材料としての落葉、乾燥用燃料としての薪炭材の供給が必要とされたし、また農家生活の家庭用燃料として薪炭材、落葉は重要な資源として用いられ、自給的性格をもってきた。

農業の担い手が同時に林業の担い手である農家が、しかも自家労力を中心とした労働力経済であるかぎり、稻草生産という極めて労力集約な農業を営み、他面林野を粗放に取扱うことは、農家経済全体、全土地経営という立場からみれば合理的なものであったといわなければならない。

菅野部落の平均耕地面積は3.5反歩であるが、このような極く零細な経営規模で農家経済が成立してきたことは、たしかに稻草生産

の混植により地力維持を図ることが必要である

農家ノ戸当り年間薪。そだ、約200束を消費するが、石油コンロ、プロパンガスの導入により薪の消費量は減少するとしてもまだまだ需要されるから、その生産増加のためにも山林管理をゆるがせにできない。

以上の自給的側面だけでなく、当地方は林産物商品化の好条件に恵まれているのだから現金収入源としての価値を山林にもたせることが得策となる。天然生松林のとくに維持発生後の撫育管理を集約化することが望ましい。また農家林業の伐採は小面積なのだから現在のように山師に立木売りの取引でなく、自家労力による伐採輸出、並路端販売まで集約化の一つの可能性をもっている。

ここ5、6年間に林野所有の大きい層層ではあるが、ヒノキの造林が行われるようになったのは林野利用の集約化の点から望ましい傾向である。年3回の下刈り、林地施肥など一部の農家にみられることは林地利用高度への努力の現われといえよう。

水稲—蕎麦型の農家では蕎麦加工が機械化するに伴い余剰労力を生み、冬期農閑期には山林労力に投入できる条件をつくっているとみられる。第5図にみられるように著しい労力競合はない。

ところで以上のような変化にむとづき林業集約化の一つの条件ができる自己所有山林面積の狭小さから、必然的に部落有林の分割が問題化するように予測される。部落有林があることによつて共同施設ができ、また部落構造の物的基礎として、部落社会結合の紐帯の機能を果たすとしても、部落農家の層層分化がすすめば分割の要求は切実なものとなろう。

部落有林など管野部落では比較的運搬条件の悪い林野の経済価値を高めるために、林道の施行がすすめなければならないことは言うまでもない。

さてこれまで林業をとりまく農業条件と林業に関連した二、三の問題を指摘したが、管野部落の発展の中で林業が産業中心になるという意味ではないし、造林化すればそれでよいという意味では毛頭ない。気候的条件からみて、林木成立上とくにスギ、などにとって

第5図 主要生産物作業時期と投入労力量 (反当)

月 作期	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	計
蕎麦		除草 10	施肥 7		收穫 30	調整 13			耕移 40				100
水稲			耕整 3	育苗 5	田植 5	除草 4			收穫 8				25
煙草	育苗 7	育苗 13	耕移 11	中施 4	收穫 1	收穫 47		收穫 20	荷造 20			育苗 7	140
大豆	中施 2		病防 1	收穫 5					薅 4	種 2	土肥 3	中施 3	20
甘藷		育苗 2		育苗 2	移植 4		除草 6		薅 2	收穫 4			20
育林	地植 3	山代 今採				下薅 川切			(秋植)	原枝 伐打		間地 伐薅	8

注) 育林はヒノキの組合を示す。

は必ずしも好適な条件ではないことは十分熟知の上で、農業的停滞をうち破る一つ的手段として、あるいは農家所得向上のための土地利用高度化の一端として林業生産力展開の方策が考えられなければならないという意味で述べたのである。したがってさきにもふれたように、農業経済の一部門である林業はそれ自体の発展が望ましいのではなく、農業経済全体の向上を目的として、稲作、蕎麦作など他部門と矛盾なく調整される範囲内で、林業生産の集約化が要請されるのである。